

# 森町地域福祉計画・ 森町地域福祉活動計画・ 森町自殺対策計画

計画期間：2024（令和6）年度から2028（令和10）年度まで



令和6年3月

森町・(福)森町社会福祉協議会



## はじめに

近年、我が国では、少子化による急速な人口減少、高齢化や核家族化の進行、家族形態や個人のライフスタイルなどの価値観の多様化により、人と人との関わり方が大きく変容しています。また、国内外の情勢や地域社会がコロナ禍を経てさらに激変し、人と人とのつながりの希薄化により社会的孤立・孤独の問題等新たな課題が表出してきました。さらに、子どもや高齢者、障がい者等に対する支援の在り方や、生活困窮者、引きこもり、依存症、虐待、ヤングケアラー等の問題が、複雑化・複合化し困難課題となって浮かび上がってきています。これらの問題を解決するため、町民や地域、関係団体・事業所、学校、社会福祉協議会、行政等が連携し、相互に支え合い助け合うことのできる地域づくりが重要となってきました。



これらの複雑化・多様化した課題に取り組むため、国においては、世代や分野を超えて地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築が推進されています。

2016（平成28）年度に策定した第9次森町総合計画では、「住む人も訪れる人も『心和らぐ森町』」という将来像を実現するため、保健・医療・福祉分野では、子育てしやすく、いつまでもいきいきと「お達者」で暮らすことができるよう、「みんなで助けあう健やかなまち」を目指してきました。

このたび策定しました「森町地域福祉計画」では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者・障がい者・子ども・判断力が低下してきている人をはじめ、全ての住民同士が地域の中で共に支え合う「地域共生社会」の推進に取り組むこととしています。また、地域福祉の在り方や地域福祉の推進に向け、地域福祉施策をより効果的に推進するため、森町社会福祉協議会とともに「森町地域福祉活動計画」を合わせて策定いたしました。さらに今回の策定では、コロナ禍を経て大きく顕在化してきた人々のこころの健康に社会全体で取り組むため、「森町自殺対策計画」を盛り込み一体的に策定することとしました。

「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」では、引き続き「みんなで広げよう 地域福祉の森 ～みんなで助けあう健やかなまちをめざして～」を、また、「森町自殺対策計画」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を基本理念に掲げています。一本一本の木が根を下ろし、成長し、林となり、やがて豊かな森となっていくように、地域福祉においても、一人一人が福祉に対する意識を持つとともに様々な不安を抱える人のこころに寄り添い、地域福祉活動に積極的に参加し、活動の輪を広げ支え合いの体制を築き、地域福祉の森に囲まれた「心和らぐ三木の里」を目指し、これらの計画を推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、熱心に御審議いただき貴重な御意見や御提言をいただきました森町地域福祉計画等策定委員会委員及びアンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントを通じて貴重な御意見を賜りました町民の皆様をはじめ関係機関・団体の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に向けて尚一層、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2024（令和6）年3月

森町長 太田 康雄

## はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進行により、人口減少、高齢者世帯や高齢者の単身世帯の増加、家族や地域で支え合う機能の低下や住民同士のつながりの希薄化など大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会的孤立や経済的困窮の顕在化に加え、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど地域住民が抱える課題は、複雑化・複合化してきています。更には、いつ発生するかわからない自然災害に備え、地域とともに協力し合う体制づくりや支え合う関係づくりが重要になってきています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の人々がともに支え合い、孤立せず安心して、その人らしい生活が送れるよう、ともに生きる豊かな地域社会を構築していくことが必要になっていきます。

この度、現在の「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」を踏まえ、向こう5年間の活動指針となる「森町地域福祉活動計画」を新たに策定いたしました。

現計画期間中に、社会福祉法が改正され、「地域共生社会」の実現に向けて、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設され、より各支援機関との連携・協力が求められることになりました。

今後は、本計画をもとに、社会福祉協議会として「地域福祉を推進する中核的な団体」としての役割を果たすべく、地域住民、町内会、民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係者や行政など関係機関と情報を共有し、より一層協働しながら地域課題の解決に取り組んでまいりたいと考えます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

2024（令和6）年3月



社会福祉法人  
森町社会福祉協議会  
会長 比奈地 敏彦

# 目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
第2章 森町の現状.....	5
1 人口・世帯の状況.....	5
2 こども・子育ての状況.....	9
3 高齢者の状況.....	12
4 障がい者の状況.....	15
5 その他の状況.....	18
6 自殺者の状況.....	19
第3章 地域福祉計画の基本的な考え方.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標.....	24
3 計画の体系.....	26
第4章 地域福祉計画の基本施策.....	27
基本目標1 「木」を育てる～地域福祉への意識を広げる～.....	27
施策1 みんな顔見知りの関係をつくれます.....	30
施策2 こどもは地域全体で育てます.....	34
基本目標2 「林」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仲間を増やす～.....	37
施策1 住民の活躍の場を増やします.....	40
施策2 地域福祉を推進する人材を育てます.....	44
基本目標3 「森」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仕組みをつくる～.....	47
施策1 適切な福祉サービスの利用を支援します.....	51
施策2 地域福祉に関連する事業を支援します.....	58
施策3 地域の資源（集会施設等）を積極的に活用します.....	60
基本目標4 「環境」を整える ～地域福祉活動を推進するための環境を整備する～.....	63
施策1 安心して暮らせる地域をつくれます.....	66
施策2 福祉サービスを利用しやすくします.....	71
施策3 地域福祉のネットワークをつくれます.....	74
第5章 自殺対策計画の基本的な考え方.....	77
1 基本理念.....	77
2 基本目標.....	78
3 計画の体系.....	79
第6章 自殺対策計画の基本施策.....	80
基本目標1 自殺対策へ向けた住民意識の向上.....	80

基本目標 2	自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進	84
基本目標 3	適切な福祉サービスと支援の充実	90
重点施策 1	こども・若者・女性に関わる自殺対策の推進	92
重点施策 2	高齢者に関わる自殺対策の推進	92
重点施策 3	勤務・労働問題に関わる自殺対策の推進	93
重点施策 4	生活困窮者（無職者・失業者を含む）に関わる自殺対策の推進	94
	評価指標一覧	95
第7章	計画の推進に向けて	96
1	地域の実情に応じた計画の推進	96
2	計画の推進体制	96
3	進行管理	97
資料編		98
1	諮問	98
2	答申	99
3	森町地域福祉計画等策定委員会等の開催経過	100
4	森町地域福祉計画等策定委員会設置規則	101
5	森町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿	103
6	参考法令	104
7	アンケート結果	107
8	用語解説	127

# 第 1 章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、社会的孤立や、ヤングケアラーなどといった様々な課題が生じており、日々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

一方で、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、生活様式の多様化等により、人との関わり方が変化しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

さらに共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。

また、2019（令和元）年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、2023（令和5）年5月から感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されたことにより、自粛されていた地域活動等が少しずつ回復されてきていますが、新型コロナウイルス感染症拡大以前までには、戻っていない状況となっています。

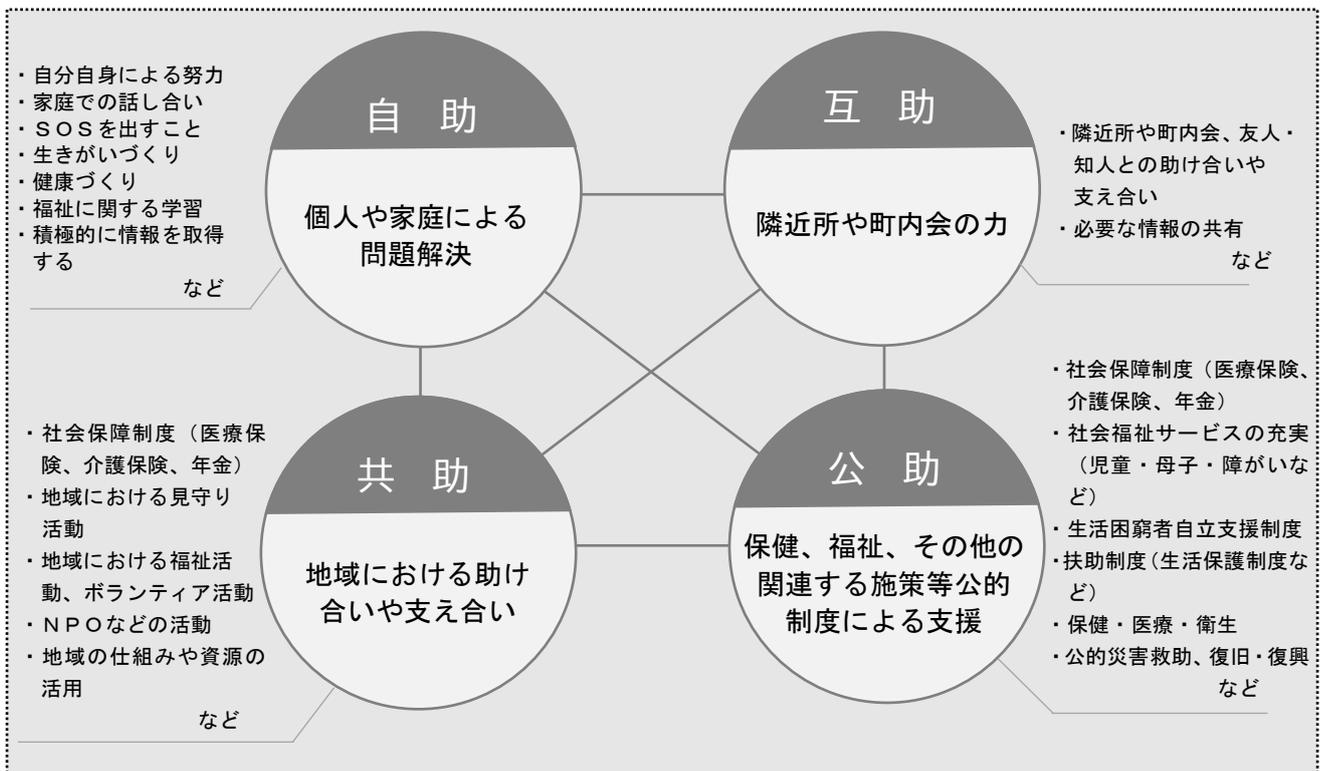
国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という分断された関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

森町では、2019（平成31）年3月に、「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「みんなで広げよう 地域福祉の森 ～みんなで助けあう健やかなまちをめざして～」を基本理念として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまち「地域共生社会」の実現を目指して、様々な事業や取組を実施してきました。

今回の策定では、「社会福祉法」の改正等国や県の動向を踏まえ、社会的孤立やこどもの貧困、ひきこもりといった社会環境の変化、コロナ禍を経てさらに顕在化してきた課題や人々のこころの健康に地域社会全体で取り組むため、「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画」を一体的に策定します。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる町を目指し、「心和らぐ森町」の実現に向け、地域の課題の解決に向け一緒に考え、地域全体で取り組みましょう。

## ＜地域福祉とは＞

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政が互いに協力して地域課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野別ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。



## 2 計画の位置付け

### (1) 関係法令による位置付け

#### 社会福祉法

本計画は、「社会福祉法」第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野を横断的に捉え、共通して取り組むべき事項等を定めることとされています。

#### 自殺対策基本法

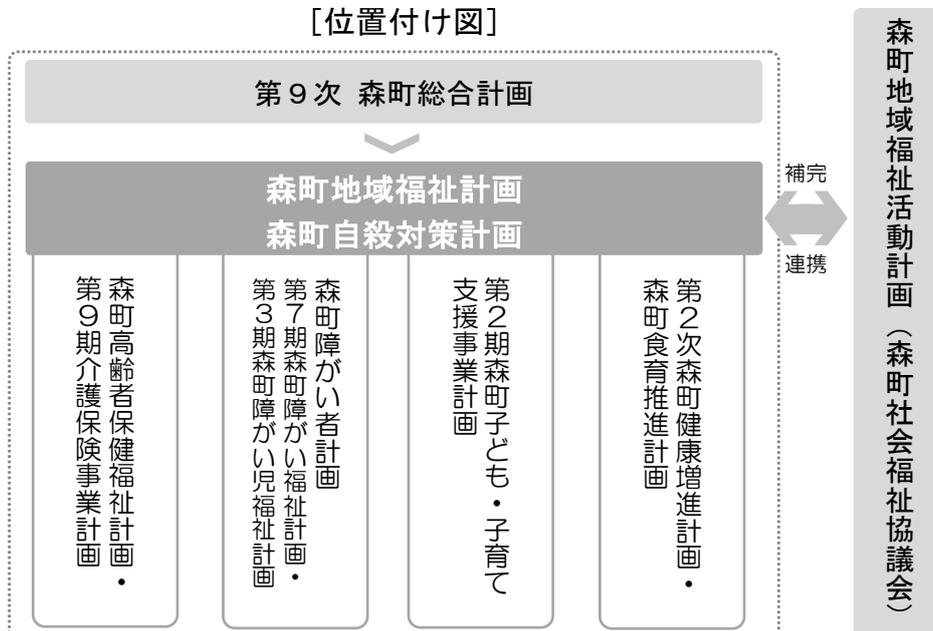
今回から、一体的に策定する自殺対策計画は、「自殺対策基本法」第13条に規定されており、国の「自殺総合対策大綱」及び県の計画や地域の実情を勘案して定めることとされています。

### (2) 関連計画

「第9次森町総合計画」の基本の柱1（保健・医療・福祉）には地域福祉計画のほか、「森町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」や「森町障がい者計画、第7期森町障がい福祉計画・第3期森町障がい児福祉計画」「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」「第2次森町健康増進計画・森町食育推進計画」といった、保健・福祉分野別の個別計画が関連計画として位置付けられています。

本計画は、国及び県の施策等との整合を図りつつ、町の計画の理念・目標を尊重しながら、地域を視点に地域全体としての福祉のあり方を「自助・互助・共助・公助」の観点から、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、そこで暮らす人たちが主体となり、地域や行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が助け合い、支え合うことのできる仕組みづくりを目指します。

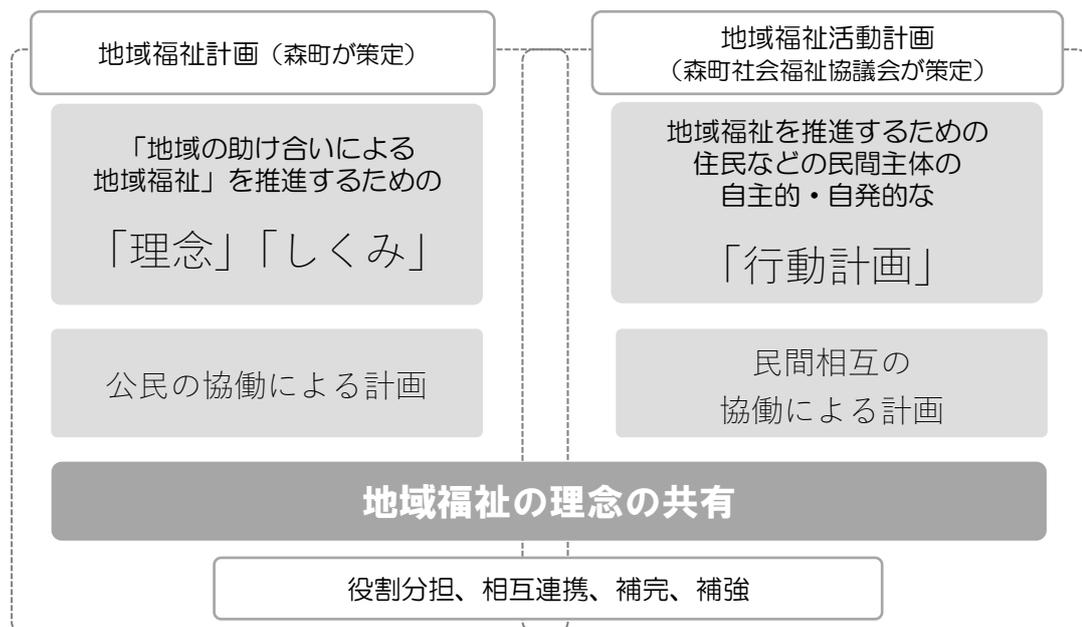
[位置付け図]



### (3) 地域福祉活動計画との位置付け

森町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、「社会福祉法」において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼び掛けて、住んでいる地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業を営営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画と同時期に見直し・策定するとともに、地域福祉の推進を連携し行うことから、基本理念を共有し、それぞれの立場において役割を担い相互に連携し、補完及び補強し合いながら地域福祉を進展させていきます。



### (4) 自殺対策計画の一体的策定について

「森町自殺対策計画」は、「誰も自殺に追い込まれることのない『心とらく 森町』の実現」を基本理念として推進してきました。

自殺対策の3つの観点、事前予防、危機対応、事後対応はどれも地域福祉の推進・対応と密接に通じるものがあるため、今回の策定では、地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定し、こころの健康にしっかりと向き合い、地域全体で生きる力を育み、いのちを支え、生きることを包括的に支援できる町、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する各種計画との整合に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 森町の現状

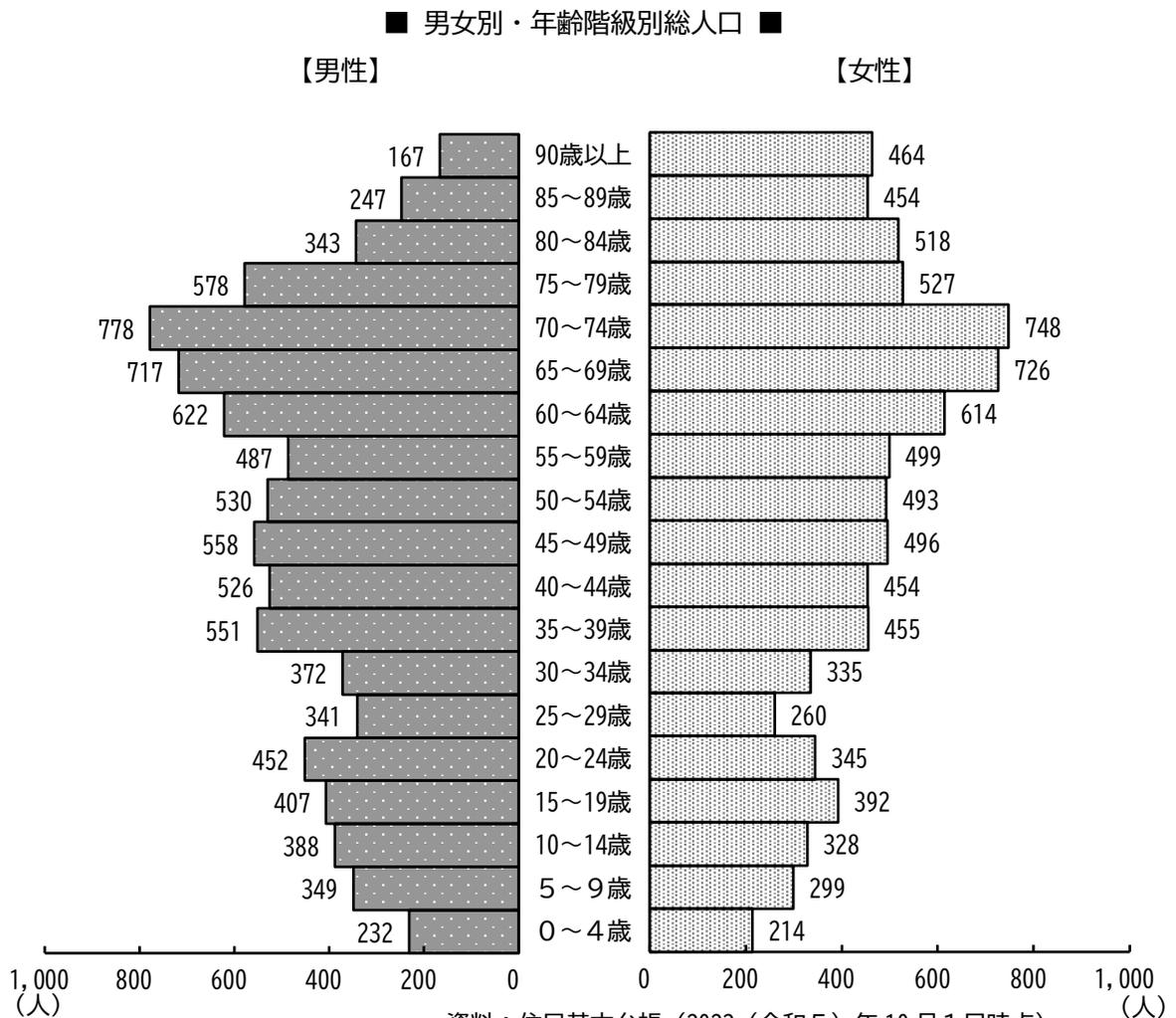
※割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口構成の状況

森町の総人口は、2023（令和5）年10月現在、17,266人となっています。

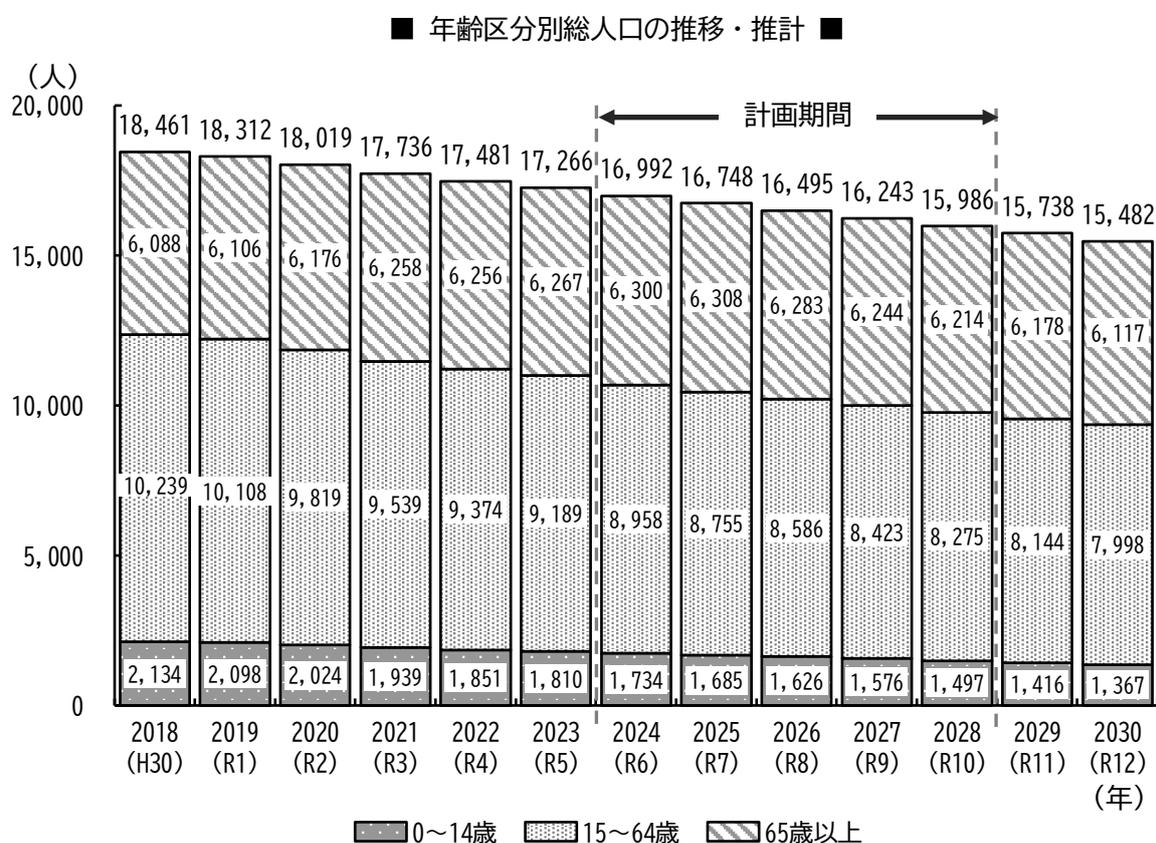
年齢階級別にみると、70～74歳が最も多くなっており、年齢が若くなるほど人口が少なくなる傾向がみられます。



## (2) 人口の推移・推計の状況

森町の総人口は、減少傾向で推移しており、コーホート変化率法による人口推計では、今後も減少傾向となることが見込まれています。本計画の最終年度である2028（令和10）年の総人口は、15,986人と予測され、2023（令和5）年と比較すると、1,280人の減少が見込まれています。

年齢区別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、今後も減少し続けていく見込みです。65歳以上の老年人口は、2025（令和7）年まではおおむね増加傾向となりますが、それ以降は減少傾向に転じる見込みです。

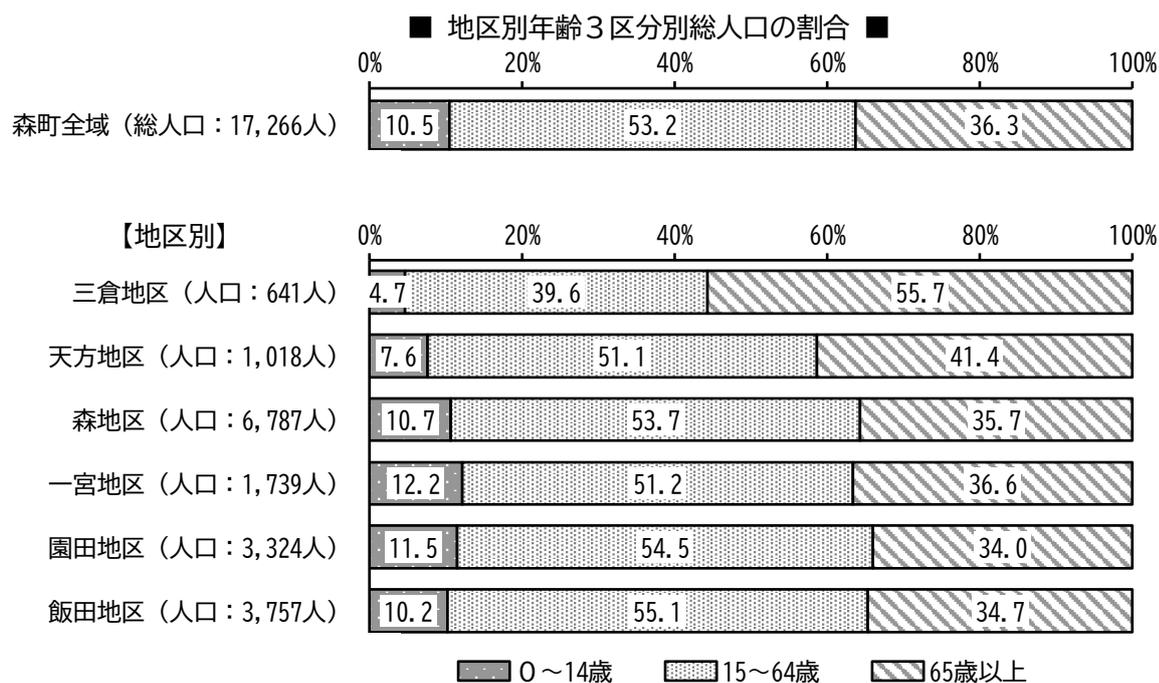


資料：2018(平成30)年～2023(令和5)年住民基本台帳(各年10月1日時点)  
2024(令和6)年～2030(令和12)年コーホート変化率法による推計

### (3) 地区別の人口の状況

地区別の人口の状況をみると、三倉地区では年少人口が少なく、老年人口が半数以上と多くなっています。

また、6地区のうち、森地区の人口が最も多く、総人口に対して占める割合は、39.3%となっています。



資料：住民基本台帳(2023(令和5)年10月1日時点)

#### ■ 地区別人口が総人口に対して占める割合 ■

項目	森町全域	三倉地区	天方地区	森地区	一宮地区	園田地区	飯田地区
人口(人)	17,266	641	1,018	6,787	1,739	3,324	3,757
総人口に対して占める割合(%)	100.0	3.7	5.9	39.3	10.1	19.3	21.8

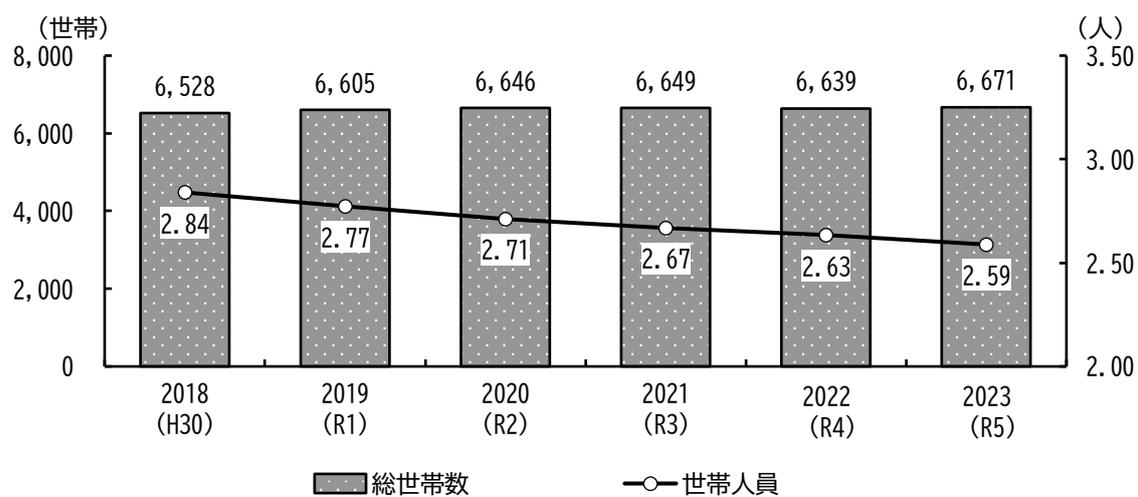
資料：住民基本台帳(2023(令和5)年10月1日時点)

#### (4) 世帯の状況

森町の総世帯数は、緩やかな増加傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6,671世帯となっています。

世帯人員の推移は、総人口の減少と世帯数の増加があいまって減少傾向にあり、2023（令和5）年では、1世帯当たり2.59人となっています。

■ 総世帯数・世帯人員の推移 ■



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

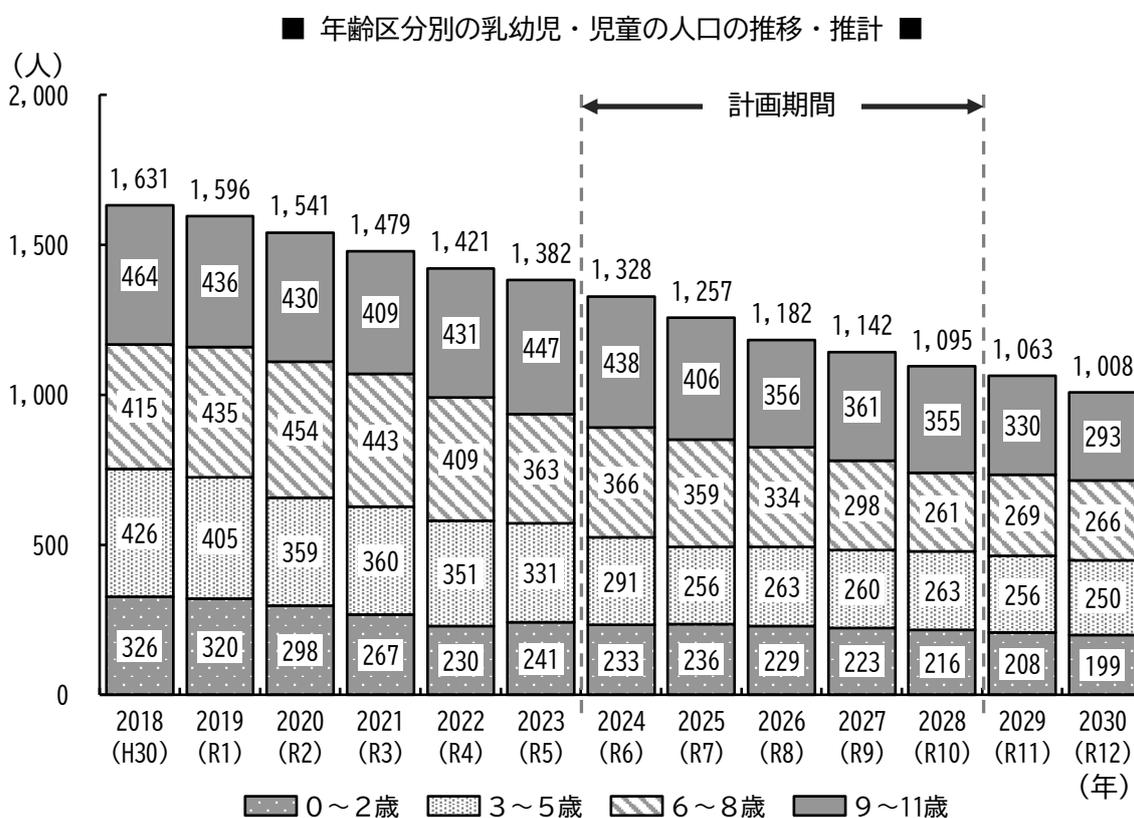
## 2 こども・子育ての状況

### (1) 乳幼児・児童の人口の状況

森町の乳幼児・児童の人口は、減少傾向で推移しており、コーホート変化率法による人口推計では、今後も減少傾向となることが見込まれています。

本計画の最終年度である2028（令和10）年の人口は1,095人と予測され、2023（令和5）年と比較すると、287人の減少が見込まれています。

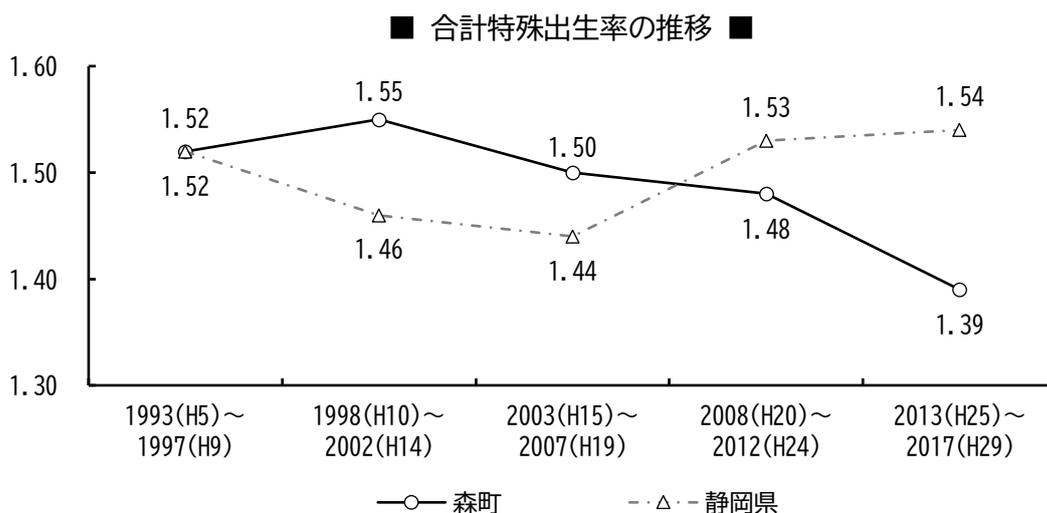
2023（令和5）年と2028（令和10）年を年齢区分別に比較すると、0～2歳で25人、3～5歳で68人、6～8歳で102人、9～11歳で92人の減少が見込まれています。



資料：2018(平成30)年～2023(令和5)年 住民基本台帳(各年10月1日時点)  
2024(令和6)年～2030(令和12)年 コーホート変化率法による推計

## (2) 合計特殊出生率の状況

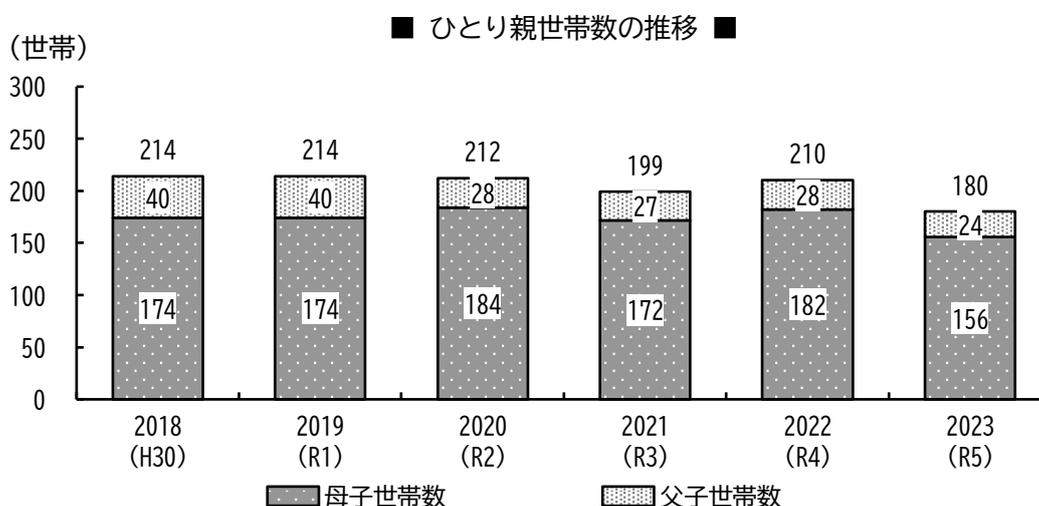
森町の合計特殊出生率は、2003(平成15)年以降、減少傾向で推移しており、2013(平成25)年～2017(平成29)年では、1.39となっています。静岡県と比較すると、2007(平成19)年までは上回っていましたが、2008(平成20)年以降は静岡県を下回っており、2013(平成25)年～2017(平成29)年ではその差が広がっています。



資料：ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤

## (3) ひとり親世帯数の状況

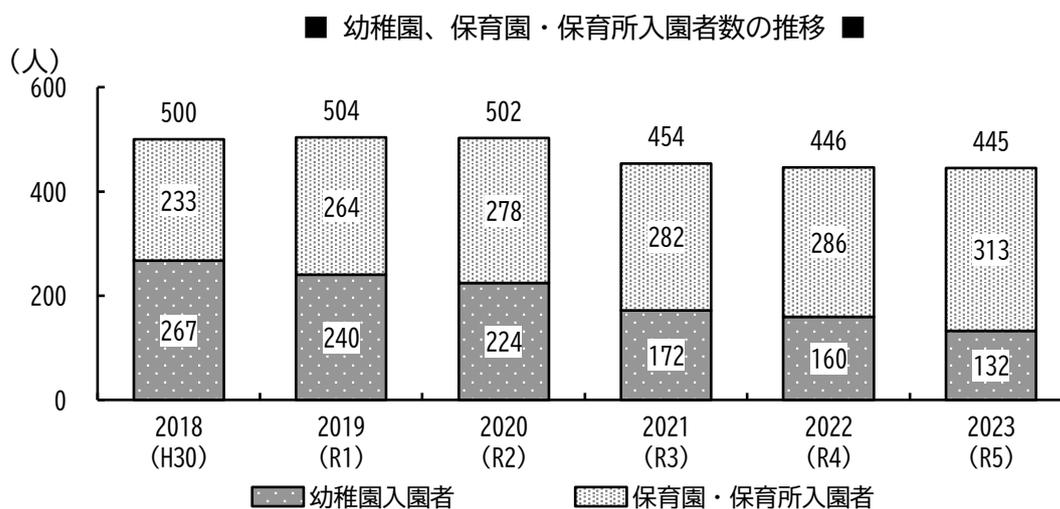
森町のひとり親世帯数は、増減を繰り返しており、2023(令和5)年では、180世帯となっています。そのうち、母子世帯数は156世帯数、父子世帯数は24世帯となっています。



資料：保健福祉課(2021(令和3年)まで)・健康こども課(各年4月1日時点)

#### (4) 幼稚園、保育園・保育所入園者数の状況

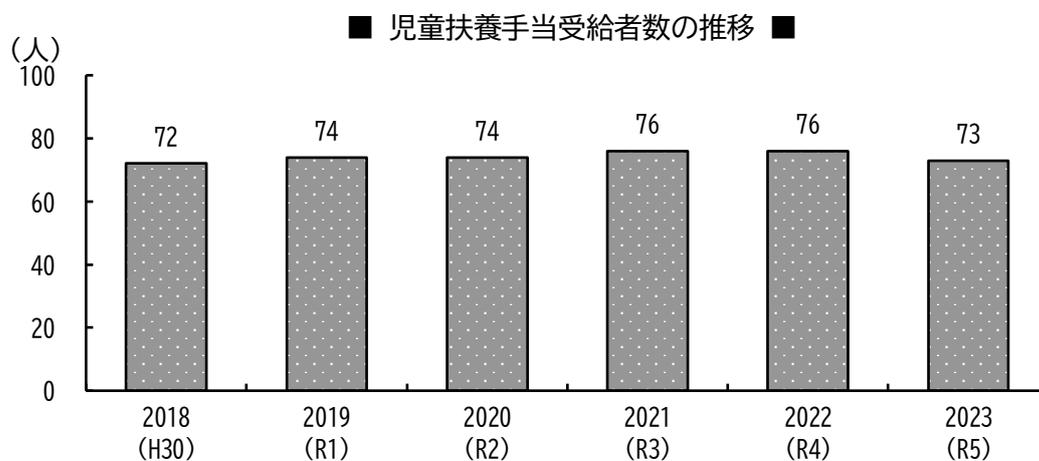
森町の幼稚園、保育園・保育所入園者数は2021（令和3年）から減少傾向にあり、2023（令和5）年では、幼稚園入園者数は132人、保育園・保育所入園者数は313人となっています。



資料：幼稚園 学校基本調査(各年5月1日時点)  
 保育園 保健福祉課(2021(令和3)年まで)・健康こども課(各年4月1日時点)  
 ※小規模保育所を含む。

#### (5) 児童扶養手当受給者数の状況

森町の児童扶養手当受給者数は、70人台で推移しており、2023（令和5）年では73人となっています。



資料：保健福祉課(2021(令和3)年まで)・健康こども課(各年4月1日時点)

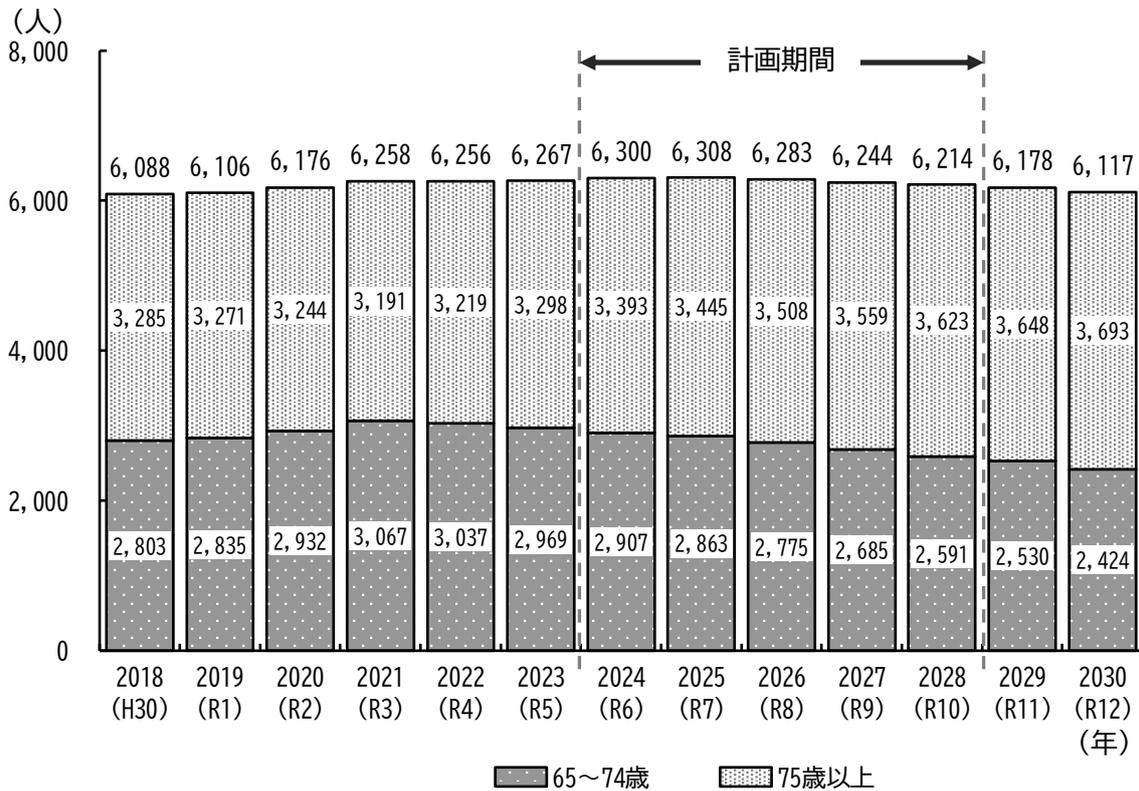
### 3 高齢者の状況

#### (1) 高齢者の人口の状況

森町の高齢者の人口は、増加傾向で推移しており、コーホート変化率法による人口推計では、2025（令和7）年までは増加が続く見込みとなっています。本計画の最終年度である2028（令和10）年の人口は6,214人と予測され、2023（令和5）年と比較すると、53人の減少が見込まれています。

年齢区別にみると、65～74歳の前期高齢者の人口は、2022（令和4）年から減少傾向となっており、今後も減少が続くと見込まれています。また、75歳以上の後期高齢者の人口は、2023（令和5）年以降、増加し続けると見込まれています。

■ 年齢区分別の高齢者の人口の推移・推計 ■

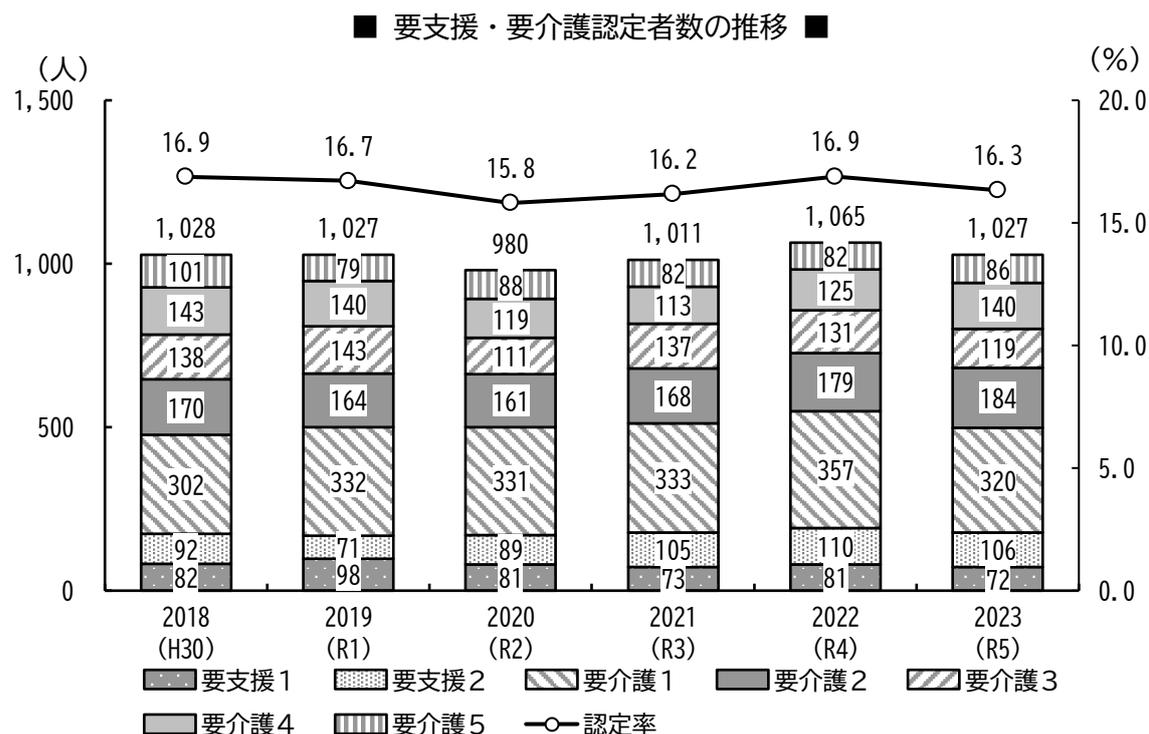


資料：2018(平成30)年～2023(令和5)年住民基本台帳(各年10月1日時点)  
2024(令和6)年～2030(令和12)年コーホート変化率法による推計

## (2) 要支援・要介護認定者数の状況

森町の要支援・要介護認定者数は、2023（令和5）年では、1,027人となっています。

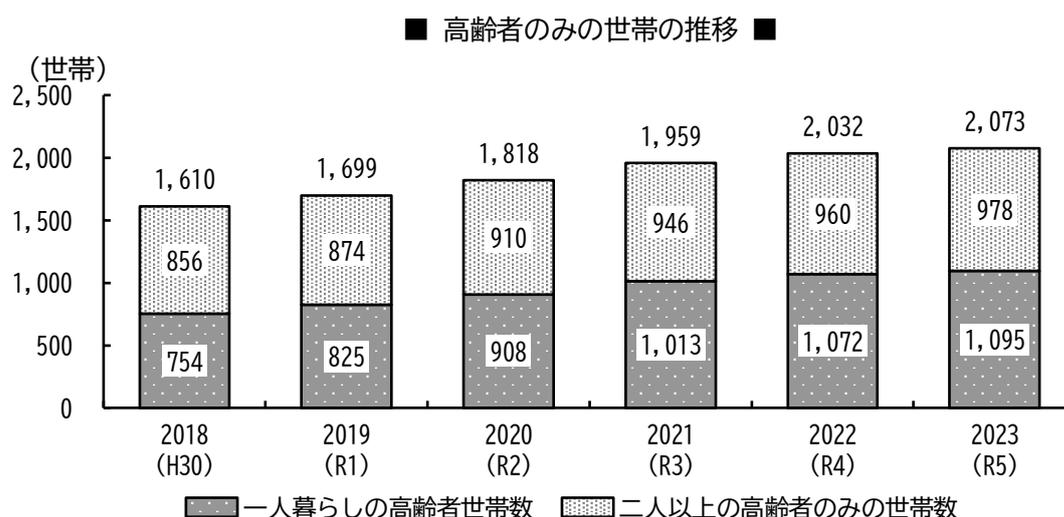
要介護状態別にみると、要介護1が最も多くなっています。要介護認定率は、2023（令和5）年では、16.3%となっています。



資料：介護保険事業状況報告年報（各年4月1日時点）（2023（令和5）年は3月月報）  
 ※第2号被保険者を除く

### (3) 高齢者のみの世帯数の状況

森町の高齢者のみの世帯数は、増加傾向で推移しており、2023（令和5）年では、2,073世帯となっています。そのうち、一人暮らしの高齢者世帯数は1,095世帯、二人以上の高齢者のみの世帯数は978世帯となっており、いずれも増加傾向で推移しています。

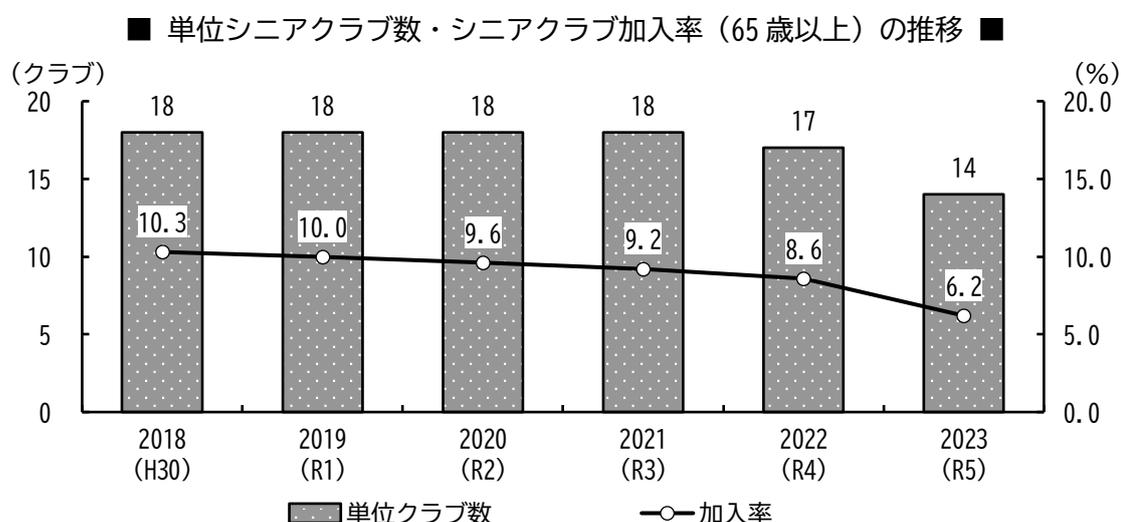


資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日時点）

### (4) シニアクラブの状況

森町の単位シニアクラブ数は、2022（令和4）年から2023（令和5）年にかけて3クラブ減少し、2023（令和5）年で14クラブとなっています。

また、65歳以上のシニアクラブの加入率は、減少傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6.2%となっています。

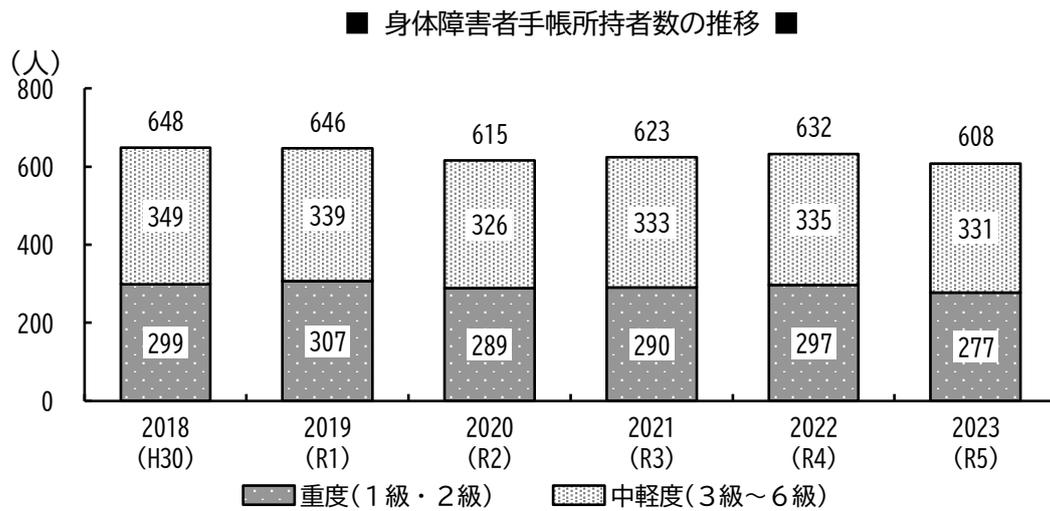


資料：保健福祉課(2021（令和3）年まで)・福祉課（各年4月1日時点）

## 4 障がい者の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者数の状況

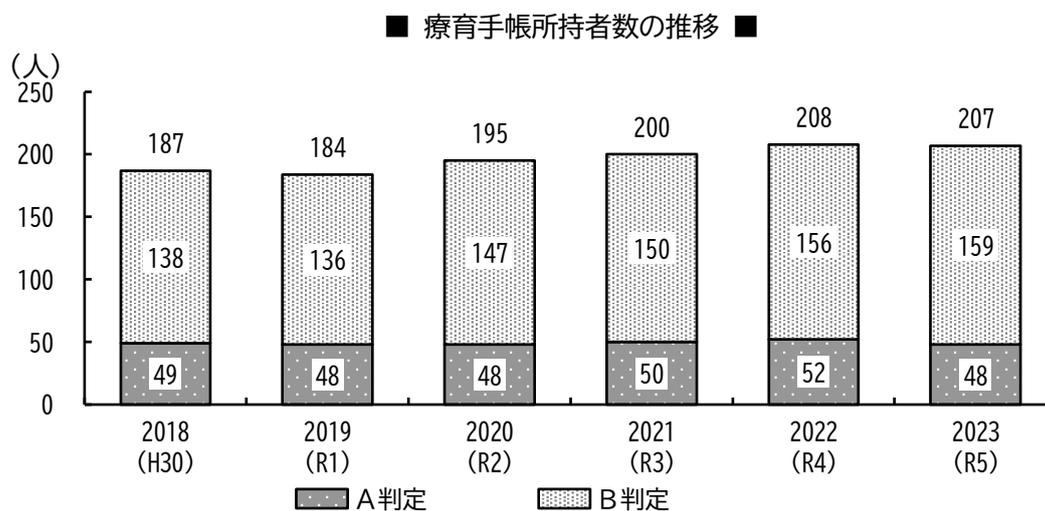
森町の身体障害者手帳所持者数は、増減を繰り返しながら推移し、2023（令和5）年では、608人となっています。そのうち、重度（1級・2級）は277人、中軽度（3～6級）は331人となっています。



資料：保健福祉課(2021（令和3）年まで)・福祉課（各年4月1日時点）

## (2) 療育手帳所持者数の状況

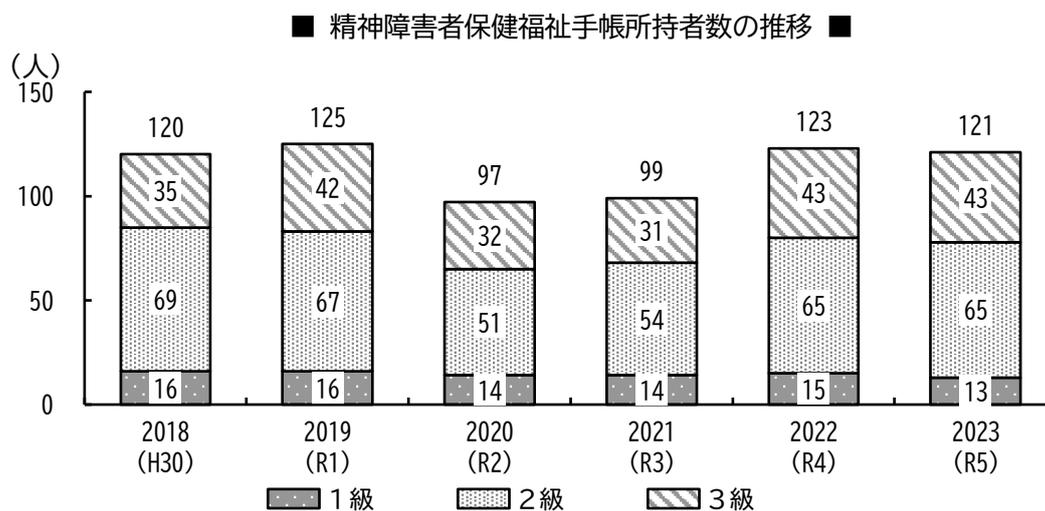
森町の療育手帳所持者数は、緩やかな増加傾向となっており、2023（令和5）年には、207人となっています。そのうち、A判定は48人、B判定は159人となっています。



資料：保健福祉課(2021（令和3）年まで)・福祉課（各年4月1日時点）

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

森町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2020（令和2年）、2021（令和3）年に減少したものの、2022（令和4）年は増加し、2023（令和5）年には121人となっています。そのうち、1級は13人、2級は65人、3級は43人となっています。

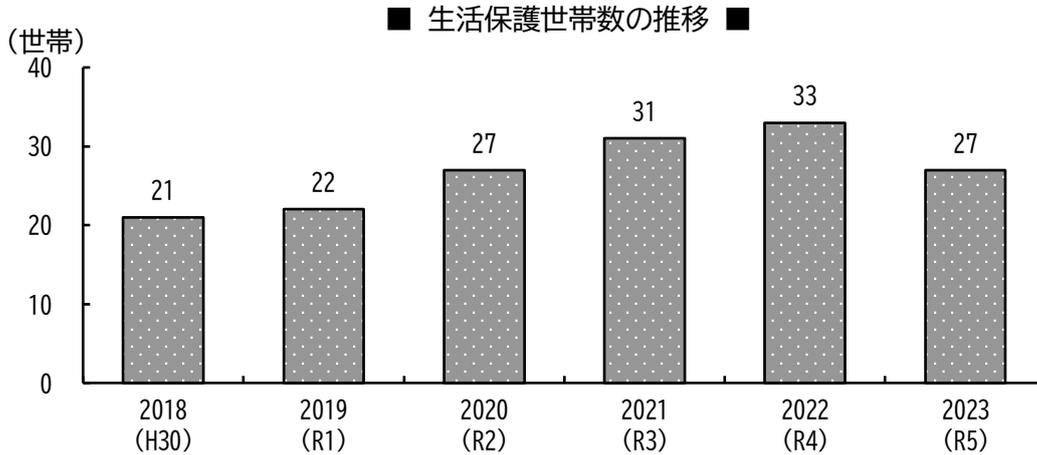


資料：保健福祉課(2021（令和3）年まで)・福祉課（各年4月1日時点）

## 5 その他の状況

### (1) 生活保護世帯の状況

森町の生活保護世帯数は、2023（令和5）年では、27世帯となっています。

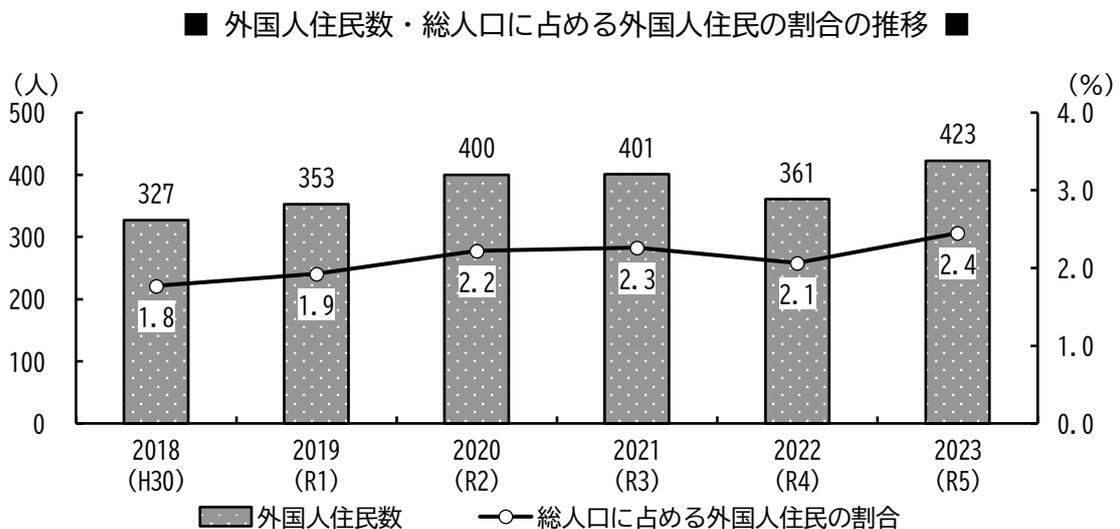


資料：保健福祉課(2021（令和3）年まで)・福祉課（各年4月1日時点）

### (2) 外国人住民数の状況

森町の外国人住民数は、2018（平成30）年から増加傾向にあり、2023（令和5）年では、423人となっています。

また、総人口に占める外国人住民の割合は、2023（令和5）年では、2.4%となっています。



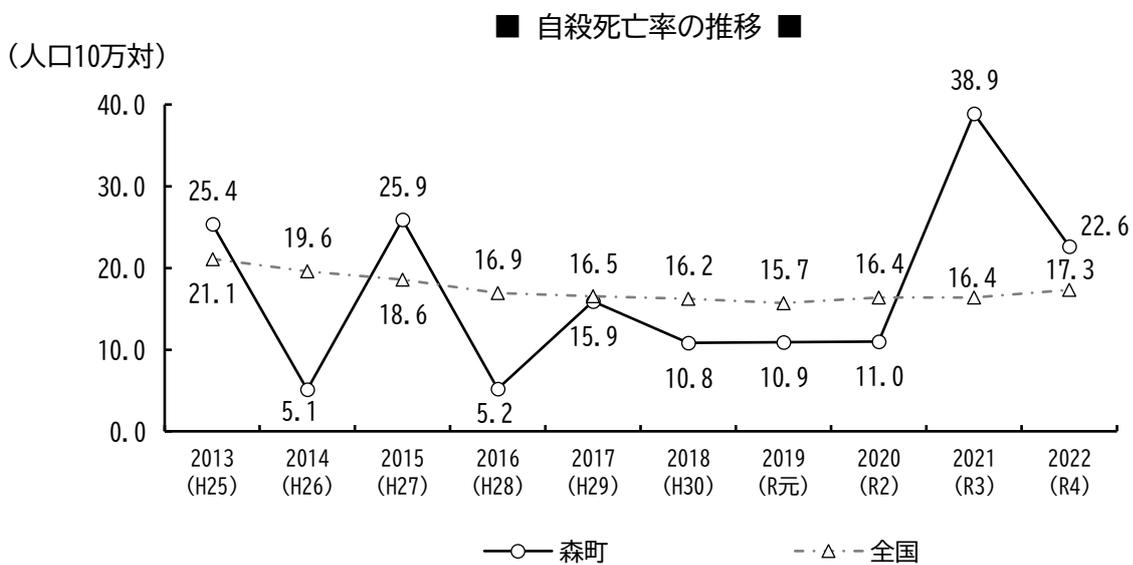
資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

## 6 自殺者の状況

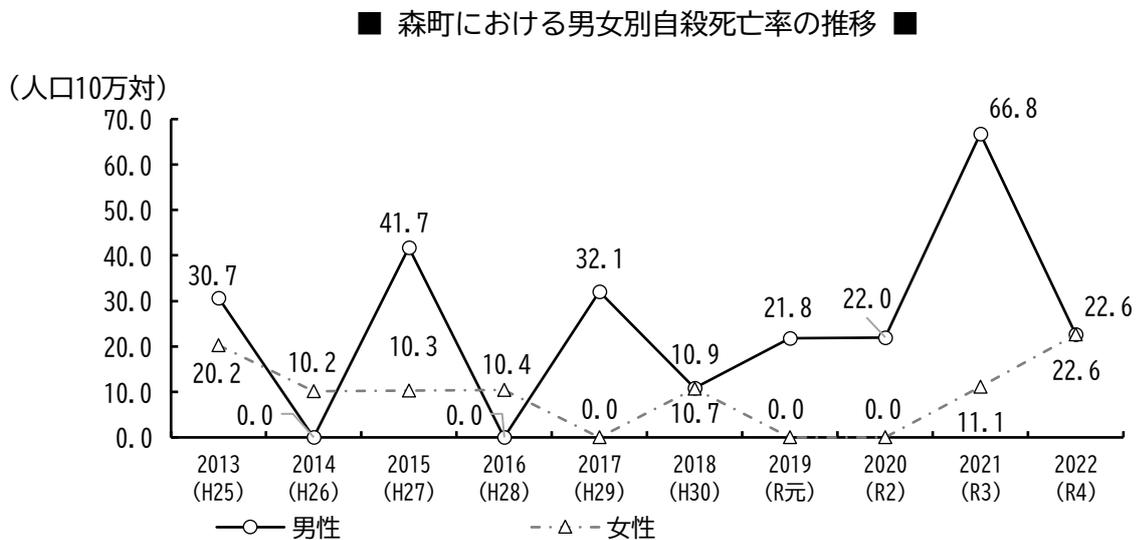
### (1) 自殺死亡率の状況

自殺死亡率（人口10万対）の推移は、2016（平成28）年から2020（令和2）年にかけては森町が全国よりも低くなっていますが、2021（令和3）年以降は全国よりも高く、2022（令和4）年では22.6となっています。

また、森町における男女別死亡率は、2017（平成29）年以降、男性の割合が女性に比べて高くなっていましたが、2022（令和4）年では同率になっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



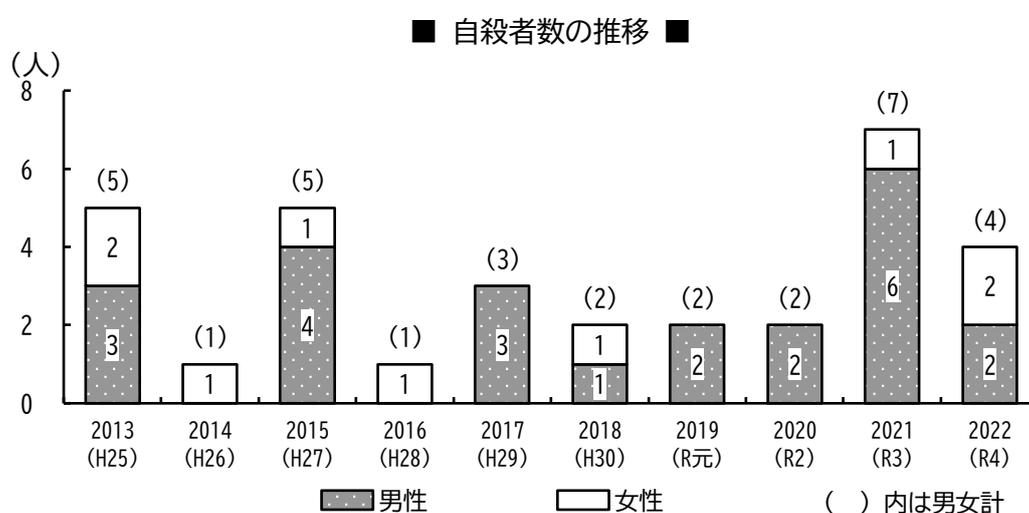
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (2) 自殺者数の状況

森町における自殺者数の推移は、2013（平成25）年から増減を繰り返しており、2022（令和4）年では4人となっています。

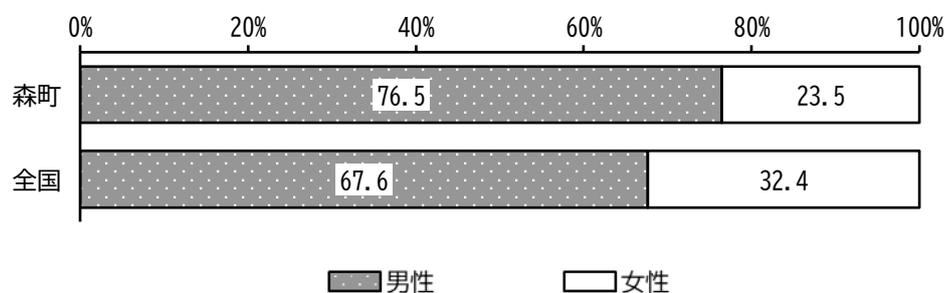
自殺者数の性別割合を比較すると、2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計値では、森町の「男性」の割合が76.5%と、全国（67.6%）よりも高くなっています。

森町の「女性」の割合は23.5%と、全国と比べ低くなっているものの、約4人に1人が女性となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## ■ 森町における性別自殺者数の割合の比較（2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計値） ■



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」  
（2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計値）

### (3) 年代別自殺者数の状況

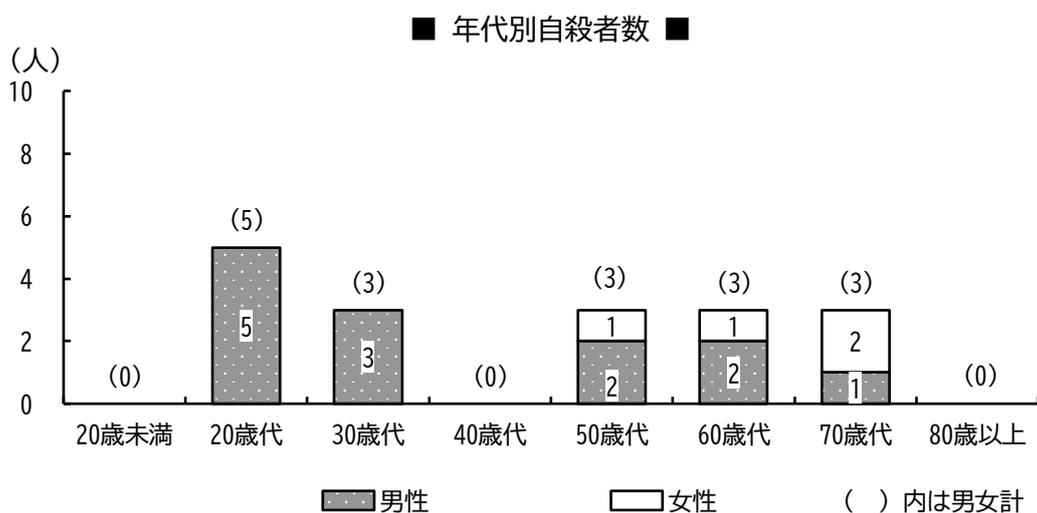
#### 2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計値

森町における年代別自殺者数は、「20歳代」が最も多く5人となっており、次いで「30歳代」、「50歳代」、「60歳代」、「70歳代」が3人となっています。

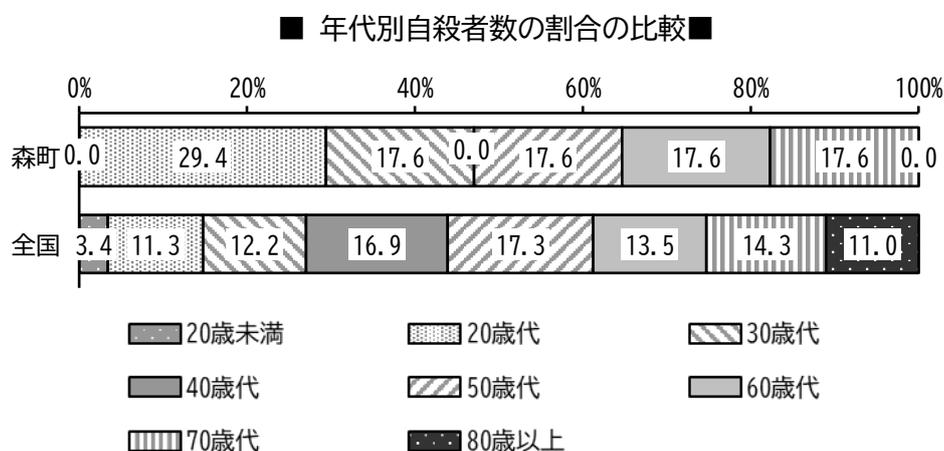
年代別自殺者数の割合を比較すると、2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計値では、森町は「20歳代」で29.4%と全国（11.3%）より高くなっており、自殺者数の約3人に1人が20歳代となっています。

また、「30歳代」、「50歳代」、「60歳代」、「70歳代」においても森町は全国を上回っています。

一方で、「20歳未満」、「40歳代」、「80歳代以上」では、全国に比べ低くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



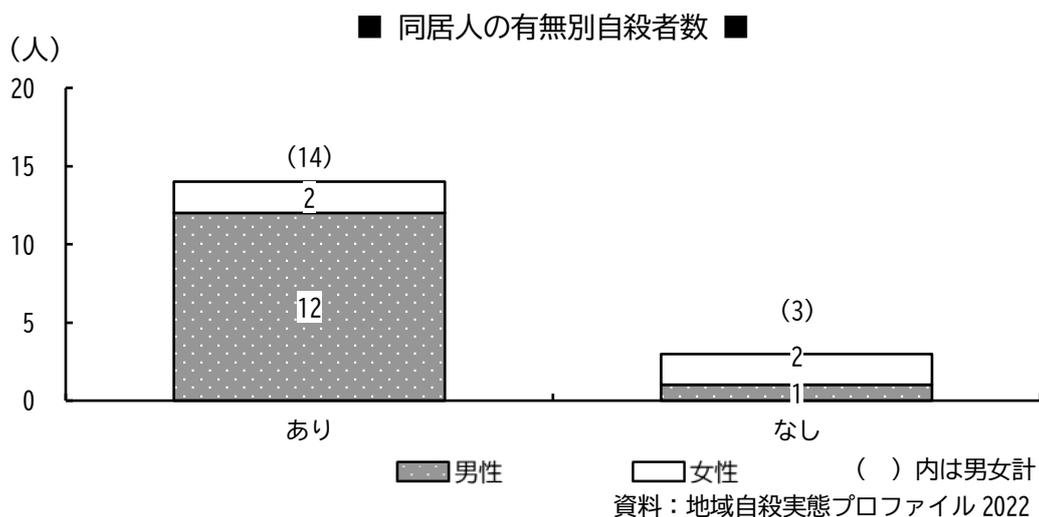
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### (4) 同居人の有無別自殺者数の状況

(2018 (平成30) 年から2022 (令和4) 年の合計値)

森町における同居人の有無別自殺者数は、同居人「あり」が14人、「なし」が3人となっています。

特に、男性では、女性に比べ同居人がいても自殺者数が多いことがうかがえます。



#### (5) 主な自殺者の特徴

2017 (平成29) 年から2021 (令和3) 年の5年間で、森町における自殺者数の多い属性 (性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別) は、以下の3区分となっています。

■ 地域の主な自殺者の特徴 (2017 (平成29) 年～2021 (令和3) 年合計) ■

上位3区分		割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 20～39 歳 有職同居	43.8	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
2位	男性 20～39 歳 無職同居	12.5	①ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位	男性 60 歳以上 無職同居	12.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

資料：地域自殺実態プロファイル 2022

## 第 3 章

# 地域福祉計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

2018（平成30）年度に策定した「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画」では、「みんなで広げよう 地域福祉の森 ～みんなで助けあう健やかなまちをめざして～」という基本理念を掲げ、地域福祉を推進してきました。一本一本の木が根を下ろし、成長し、増え、豊かな森となっていくように、地域福祉においても、住民一人一人が福祉に対する意識を持ち、積極的に地域福祉活動に参加し、活動の輪を広げることで、地域福祉の森に囲まれた「心和らぐ三木の里」を目指しています。

本計画の基本理念については、これまでの地域福祉の取組との継続性、整合性から前回の森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画の理念を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、相互に支え合い、助け合うことのできる町づくりを目指します。

### 【 基 本 理 念 】

みんなで広げよう 地域福祉の森  
～みんなで助けあう健やかなまちをめざして～



## 2 基本目標

### (1) 「木」を育てる ～地域福祉への意識を広げる～

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所付き合いの中で声掛けや見守り、地域活動への参加等を通じて、何かあったときには助け合える地域づくりを進め、みんな顔見知りの関係をつくります。また、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた人にやさしい、福祉の町をつくります。

さらに、地域ぐるみの子育て支援を強化し、多世代が交流できる場をつくるなど、こどもは地域全体で育てるという意識の醸成を図ります。

### (2) 「林」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仲間を増やす～

より多くの住民に地域福祉活動に関わってもらうため、ニーズに合わせた地域活動等の情報を発信し、住民の活躍の機会や場を充実します。また、地域福祉の意識の普及啓発や福祉教育の推進及びふれあい・交流の場を創出し、生きがいや社会参加を促進する取組を進めます。

地域福祉に関する学習の場づくりや体験学習を行い、福祉教育やボランティア育成の充実、地域福祉リーダーの育成支援など、地域福祉を推進する人材の育成・確保に努めます。

### (3) 「森」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仕組みをつくる～

支援を必要とする人が、より適切に福祉サービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護に関するネットワークの構築を推進し、多様な権利擁護への対応を強化します。

また、重層的支援体制の整備を進めるため、分野（属性）や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受けとめることができる地域共生のための包括的相談支援体制の整備を図ります。

地域福祉活動を推進するため、その仕組みや支援体制の充実を図り、地域福祉に関連する事業を支援します。

地域の憩いの場、健康・生きがいづくりの場として地域の資源（集会施設等）を積極的に活用します。

#### (4)「環境」を整える ～地域福祉活動を推進するための環境を整備する～

---

災害時や緊急時においては、自助、互助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。また、災害時における要支援者への対応を迅速に行うため、災害時避難行動要支援者名簿・個別避難計画のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

地域共生社会の実現に向けて、保健福祉分野だけではなく、こども、教育、住まい、交通等、行政の各分野が緊密に連携し、住民の地域づくりを支援します。

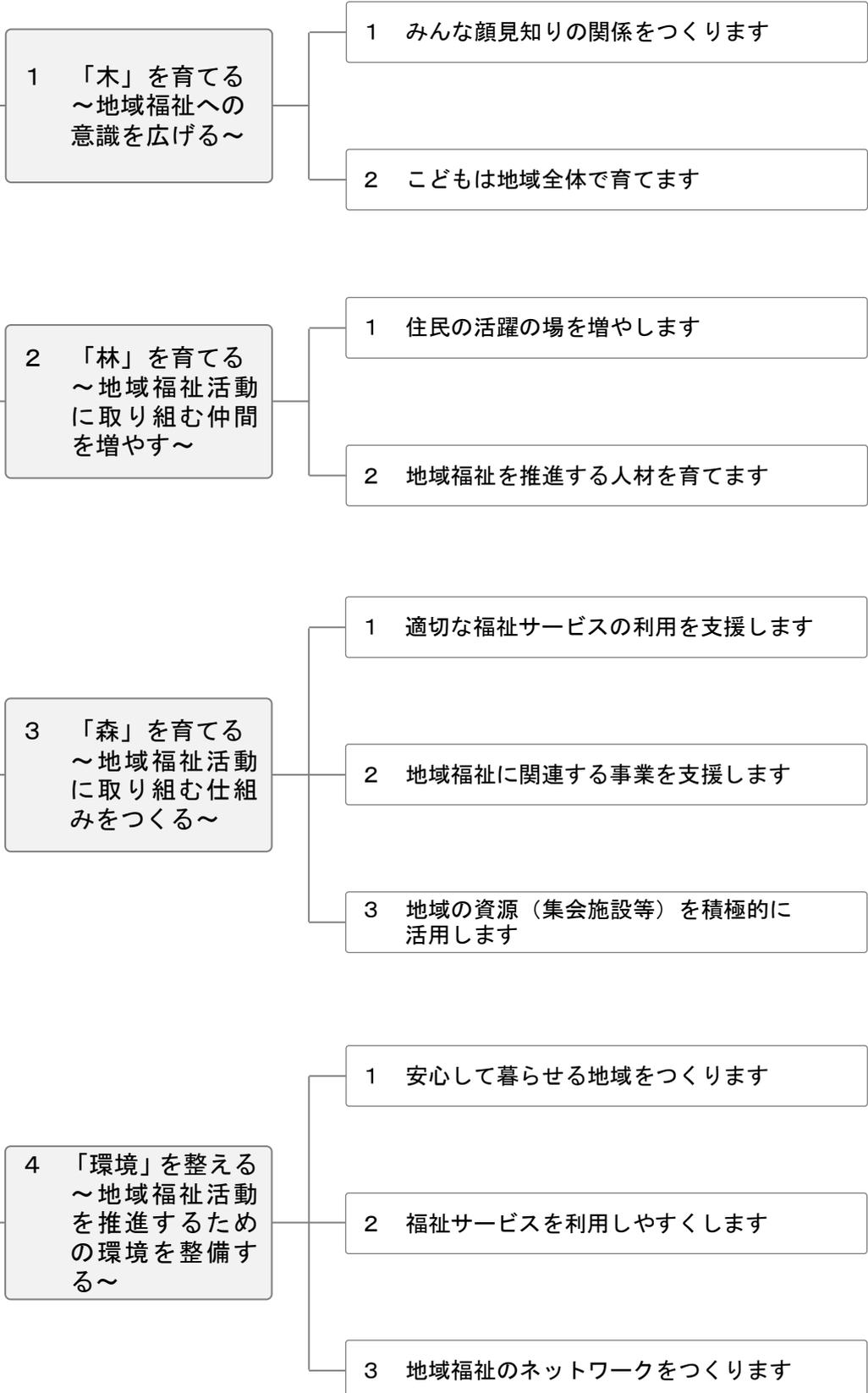
### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 具体的な施策 ]

みんなで助けあう健やかなまちをめざして  
みんなで広げよう 地域福祉の森



## 基本目標 1 「木」を育てる～地域福祉への意識を広げる～

## ◆現 状◆

## 【 統計データ 】

○森町の総世帯数は、緩やかな増加傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6,671 世帯となっています。世帯人員の推移は、総人口の減少と世帯数の増加が重なりあって減少傾向にあり、2023（令和5）年では、1 世帯当たり 2.59 人となっています。

○森町の合計特殊出生率は、減少傾向で推移しており、2013（平成 25）年～2017（平成 29）年では、1.39 となっています。静岡県と比較すると、2007（平成 19）年までは上回っていましたが、2008（平成 20）年以降は静岡県を下回っており、2013（平成 25）年～2017（平成 29）年ではその差が広がっています。

## 【 アンケート調査 】

○ふだん近所の方と、どの程度のお付き合いをしているかについて、「顔が合えば挨拶程度はする」が 31.4%と最も高く、次いで「日頃から助け合っている」が 21.9%、「気の合った方とは親しくしている」が 20.3%となっています。

○近所付き合いの考え方について、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が 43.8%と最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いため必要である」が 27.1%となっています。

○地域内の行事や町内会活動に参加・協力しているかについて、“している”が7割近く、“していない”が約3割となっています。

○地域内の行事や町内会活動に参加・協力していない理由については、「高齢であるから」が 27.2%と最も高く、次いで「仕事や育児、介護等で時間がとれないから」が 18.4%、「きっかけがないから」、「自分の時間を大切にしたいから」が 17.0%となっています。

○森町はこどもが生き生きと育つ町だと思うかについて、“そう思う”が6割、“そう思わない”が1割強を占めています。

○子どもたちが福祉について学ぶ場として最もふさわしいと思う場面について、「学校教育の中で学ぶ」が39.7%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」が23.9%、「生活していく中で自然に身に付ける」が13.5%となっています。

○森町に今後どのような活動が必要かについて、「子育てに関する活動」が47.6%となっています。

### 【 団体・事業所ヒアリング調査 】

○地域に対して、声掛けや安否確認の手助けや協力を望む声が多く、次いで、話し相手や相談相手が多くありました。

○地域との関わりについては、日頃から助け合っていることから現状の活動を続けていきたいという意見が最も多くなっていました。一方で、気軽に参加できるイベントが増えることを望む意見もあり、地域との更なる交流機会を望んでいることがうかがえます。

○子ども会は、支え合う地域づくりを具体的に体験できる場であり、子ども同士、保護者同士が互いに考えて作っていく場であることから、この活動の場が消えてほしくないとの意見がありました。

○事業所からは、町全体の活動や運営を支援（移動支援や運営の手伝い）をしていきたいという意見がありました。



### ◆課 題◆

○誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。

○初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつなげることが必要です。

○子育てを地域社会全体で支援していくための相談や交流ができる拠点づくりを進めていくことが必要です。

○経済的に困窮しているひとり親をはじめとする子育て世帯においては、子育てにかかる経済的な負担を軽減する支援が必要です。

○子どもから高齢者、障がいのある人等全ての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。



◆施策の方向◆

施策1 みんな顔見知りの関係をつくれます

- (1) 挨拶や声掛け、見守り活動の推進
- (2) 地域組織の活性化
- (3) ユニバーサルデザインと福祉の町づくり
- (4) 誰もが参加できる地域活動の環境づくり

施策2 こどもは地域全体で育てます

- (1) 地域ぐるみの子育て支援の強化
- (2) 地域とこどもの交流機会の拡充



## 施策1 みんな顔見知りの関係をつくります

### (1) 挨拶や声掛け、見守り活動の推進

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 近所や地域に住んでいる人に、自分から笑顔で元気よく、挨拶や声掛けをしましょう。
- 近所の人顔が分かる地域づくりを行いましょう。
- 近所や地域に住んでいる人が、ふだんと様子が違う場合は、関係機関につなげましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域ぐるみで挨拶や声掛け、見守り活動を実施しましょう。
- 地域の困り事や地域の悩みを抱えている人の様子を把握しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 地域での挨拶・声掛け運動の取組を「社協だより」へ掲載し、啓発します。
- 窓口・訪問先での明るい挨拶や、コミュニケーションづくり、ふれあいを進めます。
- 民生委員・児童委員協議会との連携を図り、地域の支援を必要とする世帯等の情報収集を行います。
- 共同募金助成金を活用し、地域で行われるミニふれあい事業を支援し、住民相互の声掛けや挨拶の推進を図ります。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 学校やPTA等と連携し、挨拶運動の実施、放課後見守り隊での見守り活動を推進します。
- 行政窓口での明るい挨拶運動を実施します。
- 一人暮らし高齢者をはじめ、見守りが必要と思われる人への訪問を実施し、必要な情報の共有と支援の連携を図るなど、地域見守りネットワーク活動を推進します。
- 行政と民生委員・児童委員が地域と連携し、一人暮らしの高齢者への見守り活動を支援します。

## (2) 地域組織の活性化

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 自らが地域活動等を通して、地域活動や福祉に関心を持ちましょう。
- 地域活動の場に積極的に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 互いに地域活動への参加を促しましょう。
- 気軽に参加できる地域活動を地域住民で考案し、取り組みましょう。
- 地域住民が集まり、活動を行うことのできる場をつくりましょう。
- 地域組織の運営方法を見直しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- ボランティア団体の活動内容やイベント、講座に関する情報等を発信し、ボランティア活動への参加を促します。
- 生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズの情報収集を図るとともに、その結果を基に活動内容を検討します。
- ボランティア連絡会と連携し、ボランティア活動への参加の仕組みづくりを検討します。
- ボランティア講座の内容を検討し、気軽に参加できる講座の開催に努めます。
- 地域での活動やボランティア活動を推進するため、福祉関係組織や町内会等の関係機関、企業等に活動への参加や、支援を要請します。
- 福祉団体事務局として支援、助言を行い、運営の活性化を推進します。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 公民館等の地域住民が集まる公共施設及び町内会所有の施設や備品の整備等、事業の支援をします。
- 地域組織の活動内容について情報を交換し、地域活動の活性化を図ります。
- シニアクラブ連合会に対し、補助金の交付により、活動の支援を行います。

### (3) ユニバーサルデザインと福祉の町づくり

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 近隣で危険な箇所を把握し、情報を共有し、安全確保に努めましょう。
- 歩行や移動で困っている人には、手を差し伸べましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- バリアフリー化の推進を支援しましょう。
- ユニバーサルデザインの考え方を普及しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 福祉教育や出前講座等を通して、バリアフリー化やユニバーサルデザインに関する想いや知識、重要性を発信し地域住民の理解を深め推進します。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 誰にとっても暮らしやすい地域社会となるよう、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

## (4) 誰もが参加できる地域活動の環境づくり

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 介護が必要な人に対して、近隣者や地域が協力して支援しましょう。
- 近くに住む子育て中の家庭や高齢者を見守り、声を掛けましょう。
- 地域の活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 退職期のシニア世代の方が地域活動に参加しやすい環境をつくりましょう。
- 町内会、シニアクラブ、民生委員・児童委員、子ども会など地域の団体が連携し、交流を深めましょう。
- 地域福祉に関する人材の発掘と育成に努めましょう。



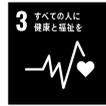
#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 団体との連携や協力を図り、複雑化する地域生活課題やニーズに対応します。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 町内会、シニアクラブ、民生委員・児童委員などの地域福祉を推進する様々な団体が、円滑に活動を行うことができるよう情報提供や情報共有を推進し、活動を支援します。
- 各団体との連携や協力を図り、複雑化する地域生活課題やニーズに対応します。



## 施策2 こどもは地域全体で育てます

### (1) 地域ぐるみの子育て支援の強化

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 誰もが地域のこどもの保育者であることを意識しましょう。
- 地域活動へ積極的にこどもを参加させましょう。
- 近くに住む子育て中の家庭を見守り、声を掛けましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域での見守り活動を行いましょう。
- 地域ぐるみでこどもの育ちと子育てを支援しましょう。
- こどもが参加しやすい地域活動の内容を検討しましょう。
- 子育ての情報や子育てサークルの紹介に努めましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 児童館では、18歳未満のすべての子どもたちと保護者を対象に各種イベントや講座等の充実を図り、安心・安全に利用できる環境を整備します。
- 子育て支援センターでは、子育て支援のための各種イベントや講座内容を検討し、乳幼児と保護者の交流、情報交換の場となるよう、利用を推進します。  
また、気軽に相談できる環境づくりを行い、親等の子育てに対する相談や支援の充実を図ります。
- 「社協だより」やホームページに地域活動の様子を掲載し、地域の内外に情報を発信するとともに、活動者の意欲向上を図ります。
- 地域のつながりを深めるために、地域の総合センター等へ出向き、移動子育て支援センター「森のコアラ広場」を開催します。



### 【 行政の役割<公助>】

- 子育て世代包括支援センターや児童館・子育て支援センター、放課後児童クラブなど、地域の子育て支援施設の更なる活用を図ります。
- 多様な保育ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスの充実を図ります。
- 経済的に困窮している家庭やひとり親の家庭に対し、子育てにかかる経済的な負担を軽減する施策を展開します。

## (2) 地域とこどもの交流機会の拡充

### ◆各主体の役割◆



### 【 住民の役割<自助>】

- 多世代が交流する場へ積極的に参加しましょう。
- 地域での交流などを通じ、地域で支え合うための、積極的で自発的な行動を増やしていきましょう。



### 【 地域の役割<互助>】

- 住民相互がふれあう場や交流機会を確保しましょう。
- 多世代が参加できるイベントの実施を検討しましょう。
- 地域にこどもの居場所をつくりましょう。



### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 中高生の福祉体験学習において、高齢者とのふれあいの充実を図ります。
- 地域活動への参加を考えるきっかけづくりや、将来の地域福祉の担い手を育成することを目的として、中高生ボランティア体験入門講座を開催します。
- 子ども会に対し、活動の支援を行うことで、活動の充実を図ります。
- 地域の公園で子ども達が安心安全に遊ぶことができるよう、遊具の修理等に対する助成を行います。
- 地域の交流を推進するため、綿菓子機や輪投げセット等のふれあい機器の無料貸出しを行います。



### 【 行政の役割<公助>】

- 放課後子供教室等を通じ、地域住民が講師となり昔から伝わる遊び等様々な体験活動を実施します。
- 文化芸術体験寺子屋や星空教室等、各種体験講座を実施します。
- 町内会に対し活動事例紹介等を行い、世代間交流への支援を行います。

## 基本目標2「林」を育てる

### ～地域福祉活動に取り組む仲間を増やす～

#### ◆現 状◆

##### 【 統計データ 】

○森町の単位シニアクラブ数は、2022（令和4）年から2023（令和5）年にかけて3クラブ減少し、2023（令和5）年で14クラブとなっています。また、65歳以上のシニアクラブの加入率は、減少傾向で推移しており、2023（令和5）年では、6.2%となっています。

##### 【 アンケート調査 】

○森町は住民の福祉活動が活発に行われている町だと思うかについて、“そう思う”が29.0%、“そう思わない”が32.8%、「わからない」が26.6%となっています。

○ボランティア活動に参加したことがあるかについて、「ない」が59.5%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」が28.1%、「参加している」が11.3%となっています。

○参加したことがない、現在参加していない主な理由について、「機会がないから」「時間がないから」「高齢であるから」の意見が多く挙がっています。

○地域の助け合いや福祉活動を進めるために必要なことについて、「活動の拠点となる場の整備を行う」が22.2%となっています。

○高齢者世帯、子育て世帯等への支援に対する考え方について、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が38.8%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」が24.4%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が16.6%となっています。

○今後ボランティア活動に参加したいと思うかについて、「機会があれば、参加したい」が43.6%と最も高く、次いで「参加したいが、できない」が28.7%、「参加したくない」が18.3%となっており、参加したくない(できない)主な理由については、「高齢であるから」が29.6%と最も高く、次いで「時間がないから」が21.6%、「健康上の理由から」が18.0%となっています。

○今後、どのような福祉に関するボランティア活動に参加したいかについて、「環境保護・清掃美化（公園や河川の清掃など）に対する活動」が36.5%と最も高く、次いで「参加したくない」が24.3%、「高齢者に対する活動（散歩の付き添い、話し相手など）」が19.1%となっています。

○今後、森町でボランティア活動が活発になるためにはどのようなことが必要かについて、「高齢者を含めみんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」が44.4%と最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」が33.9%、「退職後の社会的活動への参加促進」が24.3%となっています。

○地域の助け合いや福祉活動を進めるために必要なことについて、「学校や社会における福祉教育を充実する」が52.2%と最も高くなっています。

○ボランティア活動に関する研修や講習会が開催されたら、参加したいかについて、“参加したい”が26.6%、“参加したくない”が38.5%となっており、参加したくない割合が参加したい割合を上回っています。

○地域の助け合いや福祉活動を進めるために必要なことについて、「活動のリーダーなど福祉活動に携わる方を養成する」が16.6%となっています。

#### 【 団体・事業所ヒアリング調査 】

○団体活動の構成員が減少しているとの意見がありました。

○身近な小集団によるボランティア活動の場を設定し、繰り返し体験していくことが、「地域づくり」に重要ではないかとの意見がありました。

#### ◆課題◆

○住民のボランティアへの意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューや活動場所の提供と支援が必要です。

○地域のニーズに合わせた地域活動の情報発信と、必要な人に情報を届けられる環境づくりが必要です。また、ボランティア活動の充実を図り、住民の地域活動への参加を促進することが重要です。

○若者の定住、移住を図るため子育てや就労等の情報提供や支援を行うことが重要です。

○福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。また、福祉センターや公民館等を拠点とし、福祉教育の活動を広げていくことが必要です。

○アンケート結果によると、高齢であることを理由にボランティア活動に参加していない（できない）方が多くみられていることから、様々な年代の方が参加しやすい活動内容を充実させていくことが求められます。

○地域における生活課題等を地域で解決できるように、地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要です。

○地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動の更なる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。



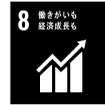
## ◆施策の方向◆

### 施策1 住民の活躍の場を増やします

- (1) 地域で各年代が活躍できる場づくり
- (2) 経験や技術を活かせる仕組みづくり
- (3) 若者の定住促進
- (4) ニーズに合わせた地域活動の情報発信

### 施策2 地域福祉を推進する人材を育てます

- (1) 福祉教育やボランティア育成の充実
- (2) 地域福祉リーダーの育成支援
- (3) 地域福祉に関する学習の場や体験学習



## 施策1 住民の活躍の場を増やします

### (1) 地域で各年代が活躍できる場づくり

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域行事に積極的に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域行事に誰もが参加できる工夫をしましょう。

○ボランティア活動の機会を増やしましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○ボランティア活動への参加を図るため、ボランティア団体の活動内容やイベント、講座に関する情報等を発信します。

○地域のニーズの情報収集を図ります。また、その結果を基に、活動内容を検討します。

○ボランティア連絡会と連携し、ボランティア活動への参加の仕組みづくりを検討します。

○ボランティア講座の内容を検討し、気軽に参加できる講座の開催に努めます。

○地域での活動やボランティア活動を推進するため、関係機関や企業等に活動への参加や、支援を要請します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○あらゆる年代の住民に対し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動への参画を促します。

○福祉に関する講演会や、地域に出向き講座等が開催できる場を設け、地域活動や地域における福祉のあり方を検討する場を定期的を開催します。

## (2) 経験や技術がいかせる仕組みづくり

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○生涯学習会やボランティア活動に積極的に取り組みましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域の人的資源の掘り起こしをしましょう。

○地域のニーズを把握しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○地域人材の掘り起こしや、人材情報ネットワークの構築のため、森のボランティアバンクの設置を推進します。

○地域のニーズに応じた活動の場の提供を検討します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○「袋井・森地域シルバー人材センター」へ、助成や会員の登録促進等の支援を行い、働く意欲のある高齢者の社会参画を促します。

○「森の夢づくり大学」や地域学校協働活動を広く住民に周知し、教授や学校支援ボランティアへの参加を促します。

### (3) 若者の定住促進

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 地域資源を把握しましょう。
- 森町の良さを再発見し、発信しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域資源の有効な活用方法を検討しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 児童館での遊びの場や、子育て支援センターにおける子育て相談等の機能の充実を図ります。



#### 【 行政の役割<公助>】

- ハローワーク等と連携し、働き方や雇用に関する情報提供を行います。
- 就労に困難を抱えている人に対し、ハローワーク等と連携し、就労支援を検討します。
- 企業立地を推進し、雇用の場の確保に努めます。また、就労支援関係団体等と連携し、「地域若者サポートステーションはままつ」の相談会事業を実施します。
- 空き家等の情報提供を行います。

## (4) ニーズに合わせた地域活動の情報発信

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 福祉制度やサービスに関する情報を収集し、地域の人同士で共有しましょう。
- 回覧、広報、ホームページなどで町や社会福祉協議会の福祉に関する情報を確認しましょう。
- 情報が行き届いていないと思われる住民には声をかけ、必要な機関につないであげましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域に密着した回覧や掲示板などを活用し、地域福祉活動の情報を提供しましょう。
- 町や社会福祉協議会のホームページなど情報伝達手段を駆使し、住民への細やかな情報発信を拡充しましょう。



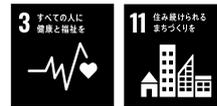
#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 紙媒体以外にも、PDF化をしたり、ICTツールを活用して、幅広い層へ福祉に関する情報を発信していきます。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 支援を必要とする人が適切なサービスを利用することができるよう、各種福祉情報について、地域や関係機関と連携を図りながら、各種冊子・リーフレットに加えホームページ・メール・LINE等、住民のニーズを捉えた多様な方法によって広く届けます。
- 視覚障がい者や聴覚障がい者に向けた情報伝達手段の充実や、行政からの配付物や公共の表示・案内への配慮を図ります。



## 施策2 地域福祉を推進する人材を育てます

### (1) 福祉教育やボランティア育成の充実

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 福祉学習の機会に親子で参加しましょう。
- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- 地域貢献のため、ボランティアに参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 福祉教育の場を設けましょう。
- ボランティア活動の仲間を増やしましょう。
- 福祉活動団体の情報交換により地域での連携に努めましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 「社協だより」やホームページ等で、ボランティア情報や活動を紹介します。
- 「福祉教育体験講座」や「中高生ボランティア体験入門講座」等の講座を開催し、将来の地域福祉の担い手を育成します。
- 共同募金助成金を活用し、サロン活動への支援を行います。
- 各種ボランティア活動を計画し、ボランティア活動の意識付けや参加意識を高めます。
- 森町ボランティア連絡会と連携を図り、安心して活動ができるようボランティア活動保険への加入促進を図ります。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 「福祉教育」の充実を図ります。
- 住民向けの講演会や学校へ出張講座を開催し、福祉教育の充実を図ります。
- 福祉に関する情報提供や啓発活動を進めます。
- 中高生ボランティア体験入門講座を通じ、福祉に関心を持ち、地域で行動できる人材育成を支援します。

## (2) 地域福祉リーダーの育成支援

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 民生委員・児童委員の活動を知りましょう。
- 各種「リーダー養成講座」に積極的に参加しましょう。
- 地域での出前講座に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 支援を必要としている人へのサポートの方法を検討しましょう。
- 福祉の勉強会を開催しましょう。
- 地域の人を誘い合って各種講座に参加しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- ボランティア連絡会や民生委員・児童委員と連携を図り、地域でのボランティアニーズ等の情報収集や情報発信を行い、ボランティア活動の担い手の育成の掘り起こしを行います。
- 共同募金助成金を活用した中高生ボランティア講座や出前講座を開催し、将来のボランティアリーダーの育成や、地域のボランティア活動に取り組む担い手の育成や養成を図ります。
- ボランティアに関する相談や登録、研修などの事業を実施し、地域住民のボランティア活動への参加を促します。
- 先進的に地域活動に取り組んでいる地区の事例等の情報発信、情報共有を行い、地域活動の活性化を図ります。また、他地区の活動事例等の視察を支援します。
- 安心して活動ができるようボランティア活動保険の普及を推進します。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 住民に対し、広報誌等で民生委員・児童委員の紹介や活動内容を周知するとともに、訪問宅へのメッセージの配布を実施していきます。
- 各種「リーダー養成講座」を修了した人が実際に地域で活躍することができるよう、仕組みや体制づくりを進めます。

### (3) 地域福祉に関する学習の場や体験学習

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域での交流などを通じ、地域で支え合うための積極的で自発的な行動を増やしていきましょう。

○こどもの福祉教育のため、学校などの取組に協力しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○住民相互がふれあう場や交流機会を確保しましょう。

○地域でお互いに助け合う意識を醸成し、行動しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○広く住民に対して地域福祉に関する意識の醸成を図るための学習会を実施します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、こどもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。

○あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような意識が醸成されるよう、様々な関係機関の取組の支援及び連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

## 基本目標3 「森」を育てる ～地域福祉活動に取り組む仕組みをつくる～

### ◆現 状◆

#### 【 アンケート調査 】

- 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、どのようなことが必要かについて、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報の提供」が76.9%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報の提供」が58.5%、「福祉サービスを提供する事業者の情報の提供」が47.2%となっています。
- 生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、家族や親族以外に誰（どこ）に相談するかについて、「友人や知人」が42.2%と最も高く、次いで「町の相談窓口」が40.3%、「福祉施設の窓口」が26.4%となっています。
- 福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用するかについて、「利用する」が59.5%と最も高く、次いで「わからない」が21.4%、「抵抗はあるが利用する」が14.8%となっています。
- 成年後見制度の認知度について、「名前は知っている」が41.6%と最も高く、次いで「知らない」が38.7%、「名前も制度の内容も知っている」が17.8%となっています。
- 生活困窮者（就労したくてもできない、住居がない方など）を支援するためどのような施策が重要かについて、「自立に向けた相談支援」が60.2%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」が42.5%、「生活困窮世帯のこどもへの学習などの支援」が31.7%となっています。
- 民生委員・児童委員の認知度について、「民生委員・児童委員という言葉は知っている」が31.8%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員の名前は知っている」が30.0%、「知らない」が21.9%となっています。
- 森町社会福祉協議会の認知度について、「名前は知っている」が57.5%と最も高く、次いで「名前も事業内容も知っている」が21.0%、「知らない」が16.4%となっています。
- 地域の住民が安心して暮らせるために、できることについて、「見守り、声掛け活動」が49.8%と最も高く、次いで「地域行事への参加」が34.3%、「災害などの緊急時の救助活動」が32.1%となっています。

- 森町に今後どのような活動が必要かについて、「高齢者に関する活動」が54.0%と最も高く、次いで「子育てに関する活動」が47.6%、「防災や防犯、交通安全などに関する活動」が28.1%となっています。
- 地域活動を行う場として利用している場所について、「公民館」が81.0%と最も高く、次いで「お寺、神社」が25.5%、「地区集会所」が16.3%となっています。
- 福祉の視点から森町をどのような町にしたいかについて、「いつまでも生きがいを持って、健康に生活できる町」が20.4%となっています。
- 森町は福祉施設が整備されている町だと思うかについて、“そう思う”が34.8%、“そう思わない”が30.9%、「わからない」が22.7%となっています。
- 森町社会福祉協議会に期待することについて、「障がいのある方や一人暮らし高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が50.1%と最も高く、次いで「地域の福祉課題に、積極的に取り組むこと」が47.2%、「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」が27.4%となっています。

#### 【 団体・事業所ヒアリング調査 】

- たくさんの支援制度があるが、必要な人へのお知らせ、代理記入、訪問をきめ細かくしてほしいとの意見がありました。
- 地域や他団体との連携については、連携の仲介・調整役がないため進めづらいという意見がありました。民生委員・児童委員や医療機関、学校、地域包括支援センターなど多様な団体との連携を取っていきたいという声が多く、特に地域包括支援センターと連携していきたいという意見が多くありました。
- 異業種間であっても支援、サービス、情報の共有、引き継ぎ、切れ目のないサポートの継続が必要という意見がありました。
- 他市町村とのつながりが少ないため、行政から活動内容や講師などについて情報提供をしてほしいという意見がありました。
- 民生委員・児童委員の活動を支援する組織が必要である。民生委員・児童委員活動の推進を重点課題として立ててもらいたいという意見がありました。



## ◆課題◆

- こどもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術をいかした情報提供の充実を図る必要があります。
- 福祉情報が全ての住民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。
- 適切な相談先につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先が分からずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。
- 多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化等、相談体制の充実が求められます。
- 誰もが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。
- 今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用による権利擁護の推進を図るだけでなく、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住民が相互に人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現を図るために、虐待の防止に取り組んでいくことが求められています。
- 民間事業者や地域組織など様々な活動を周知し、福祉事業を推進していくために関係機関等との連携を強化することが重要です。
- 住民が立ち上げた事業を周知していくとともに、事業を支援する体制が求められます。
- 様々な年代の人たちが、交流し、活動ができる住民主体の場づくりや、地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流の機会を通じて地域でのふれあいを育む環境づくりを推進するとともに、住民相互の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。
- 健康管理や生活習慣病の発症予防・重症化の防止、日常的な疾病の対処等は、身近な地域での支援や取組が必要となります。
- どのような立場にある人でも、社会参加により生きがいづくりができるよう、環境を整備していく必要があります。
- 地域の施設を有効的に活用し、地域活動が活発になるよう支援していく必要があります。



◆施策の方向◆

施策1 適切な福祉サービスの利用を支援します

- (1) 情報提供の充実
- (2) 包括的な相談窓口の充実
- (3) 十分なニーズ把握と利用援助体制の充実
- (4) 重層的支援体制の整備
- (5) 福祉サービス利用者をはじめとする権利擁護の充実
- (6) 孤立・孤独防止対策の推進

施策2 地域福祉に関連する事業を支援します

- (1) 民間事業者、NPO等地域福祉への参加促進
- (2) 地域住民による新たなサービス事業の活動支援

施策3 地域の資源（集会施設等）を積極的に活用します

- (1) 地域の憩い・ふれあいの場づくり
- (2) 健康・生きがいづくりの場としての活用促進
- (3) 地域の各種団体の協力による運営計画づくり



## 施策1 適切な福祉サービスの利用を支援します

### (1) 情報提供の充実

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○回覧・広報誌やホームページ等から福祉に関する情報を積極的に入手しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○福祉に関する情報を地域で共有しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 「社協だより」やホームページ等で福祉に関する情報発信を行います。
- 情報の対象者の特性を考慮した情報提供方法を検討します。
- 各福祉サービスの内容を記載したパンフレットの作成による周知を検討します。
- 民生委員・児童委員協議会を通じ、民生委員・児童委員との連携や情報共有を図ります。
- 日常生活自立支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、成年後見事業を通じ、支援を必要とする人に対し、適切な支援事業の紹介や、援助等を行います。
- 小口福祉資金、生活福祉資金及びフードバンク事業の紹介とともに、利用支援を行います。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 回覧・広報誌やホームページ、メール配信等では、見やすく、分かりやすい工夫を行い、福祉に関する情報提供を行います。
- 様々な手段で情報発信に努め、適宜ホームページの内容を更新していきます。また、手話を用いた情報発信についても実施していきます。

## (2) 包括的な相談窓口の充実

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 困ったら、まず相談しましょう。
- 相談窓口を上手に活用しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 相談窓口に関する情報を地域で共有し、伝えましょう
- 地域で困っている人を見掛けたら、相談窓口へつなぎましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 「社協だより」やホームページ等で相談窓口に関する情報を周知します。
- 民生委員・児童委員と連携し、心配ごと相談所や、随時の総合相談により、住民の心配ごとを解決するための支援を行います。
- 苦情相談窓口を設置し、相談者への適切な対応と解決を図ります。
- 生活困窮者自立支援相談、子育て支援相談、成年後見相談等により、適切な相談による対応を図ります。



#### 【 行政の役割<公助>】

- あらゆる相談に対応できるよう、相談窓口のワンストップ化を目指した包括的相談体制の整備を進めます。
- 広報誌やホームページ等で相談窓口の周知を図ります。

### (3) 十分なニーズ把握と利用援助体制の充実

#### ◆各主体の役割◆



##### 【 住民の役割<自助>】

- 自分の状態に合わせ、サービスを上手に利用しましょう。
- 福祉等の施策につながるアンケートに協力しましょう。



##### 【 地域の役割<互助>】

- 地域で支援を必要としている人の状況を把握しましょう。



##### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を周知し、支援を必要とする人に対し、利用促進を図ります。
- 行政や関係機関と連携し、成年後見事業に係る市民後見人の育成を支援します。
- 市民後見人の養成機関・市民後見人への橋渡し役として法人後見人事業を推進します。
- 市民後見人の活動を支援し、必要な助言・指導を通じて適切な事務の執行につなげます。
- 支援を必要とする人に対し、適切な支援を行うことができるよう、関係機関や事業所等との連携を強化します。



##### 【 行政の役割<公助>】

- 住民のニーズを把握し、住民と問題意識の共有を図ります。
- 成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の育成を支援します。
- 障がい者が高齢になった際、快適にサービスを利用することができるよう、共生型サービスの提供を拡大していけるよう検討します。
- 関係各課と協力し、医療と介護の連携体制の強化を進めます。
- 福祉課（地域包括支援センターを含む）、健康こども課、公立森町病院をはじめとする町内施設や浜松医科大学「森町地域包括ケア講座」と連携して地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 介護施設等とも介護情報の共有など連携を促進するとともに、医療の面では、在宅医療、訪問看護・リハビリテーションを充実し、個々人に合った総合的な医療に取り組みます。

- あらゆる支援を必要とする人に対し相談窓口を設け、迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、関係各課や関係機関、事業所等との連携を強化するとともに、当事者の権利擁護のための取組を行います。
- 高齢者や障がい者、こどもに対する虐待への対応や相談に応じるため、相談員・職員等の研修を行い専門性を高め、体制の整備を行います。
- 居住に課題を抱えている人に対し、空き家を活用した住まいの確保や生活安定のための施策を検討します。
- 犯罪を犯した人で、保健、医療、福祉等の支援が必要である人に対し、社会復帰のための支援のあり方を検討します。
- 関係各課と協力・連携し支援のあり方を検討していきます。

## (4) 重層的支援体制の整備

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 近隣同士で顔の見える関係を築き、身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。
- 悩み事や問題は、一人で抱え込まず、相談しましょう。
- 相談を受けたら気持ちに寄り添い傾聴し、専門家への相談を勧めましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域住民の参加と協力により、支え合い、助け合い活動を推進しましょう。
- 高齢、障がい、子育てなど各分野の相談員、民生委員・児童委員が町と連携し、相談対応のネットワーク体制を整えましょう。
- 問題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携・協力して解決に当たしましょう。
- 回覧、掲示板、インターネットを駆使して、地域での活動を周知しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による重層的・総合的な支援体制づくりに努めます。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による重層的支援体制づくりに努めます。
- 地域包括支援センターを中心に、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を検討します。

## (5) 福祉サービス利用者をはじめとする権利擁護の充実

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 認知症による物忘れや知的・精神障がいのある方だけでなく、地域で困っている人がいれば、声掛けやさりげない気づかいなど配慮し、相談機関に知らせましょう。
- 地域で、虐待や暴力などを受けている様子があれば、通報等をしましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 認知症など判断力の低下をとまなう人からの困っているサインやちょっとした変化に気づいた場合は、早期に相談支援につなげましょう。
- 高齢者や障がい者、こどもなどのいる家庭について、困りごとや変わったことがないか等、小さな異変に気づき、見守りや適切な支援につなぐことで、地域での虐待防止に努めましょう。
- 暴力やストーカー行為等を許さない意識を持ち、発見した場合には速やかに相談機関に知らせましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 認知症や知的障がい、精神障がいがあるなどの理由で、ひとりで決めることに不安や心配がある人であっても、安心して暮らせるために、「財産」や「権利」を保護及び支援するため、成年後見制度の周知や利用促進を働き掛けていきます。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 認知症や知的障がい、精神障がいがあるなどの理由で、ひとりで決めることに不安や心配がある人であっても安心して暮らせるために、「財産」や「権利」を保護及び支援するため、成年後見制度の周知や支援を必要とする人に対し利用促進を働き掛けていきます。
- 相談支援体制の強化や問題を早期に共有できるネットワークづくりを進め、高齢者や障がい者、こどもなどへの虐待防止や性的暴力などの防止に向け、啓発活動や支援を行います。

## (6) 孤立・孤独防止対策の推進

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域の中で孤立している人がいれば、相談機関に知らせるなど配慮しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域の中で孤立している人を把握し、必要な支援につなげましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○地域では、町内会・民生委員・児童委員・行政・ボランティアなどと、より連携を深め、支援を必要とする人たちが地域で孤立しない仕組みづくりに努めます。



#### 【 行政の役割<公助>】

○地域では、町内会・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・ボランティアなどと、より連携を深め、支援を必要とする人たちが地域で孤立しない仕組みづくりに努めます。



## 施策2 地域福祉に関連する事業を支援します

### (1) 民間事業者、NPO等地域福祉への参加促進

#### ◆各主体の役割◆



#### 【住民の役割<自助>】

○様々な組織の活動を知りましょう。



#### 【地域の役割<互助>】

○様々な組織と連携し、一緒に活動に取り組みましょう。



#### 【社会福祉協議会の役割<共助>】

○民間事業者や他法人、企業等と連携を進め、活用資源の発掘を進めます。

○地域組織や民間事業者、関係機関等の情報を収集し、活動支援を行うとともに、福祉分野以外の地域組織や事業者との連携を図り、福祉事業の推進に努めます。

○町内8地区の地域福祉推進協議会によるミニふれあい事業など、地域住民による地域福祉事業の推進を支援します。



#### 【行政の役割<公助>】

○地域組織や民間事業者、関係機関間で情報を共有する場を設け、福祉事業に取り組むための連携体制を強化し、地域毎のふれあい活動が町全域で実施されるよう支援します。

○誰もが施設を利用しやすいよう、施設を改修・更新する際にはユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を進めます。

## (2) 地域住民による新たなサービス事業の活動支援

### ◆各主体の役割◆



#### 【住民の役割<自助>】

○さらに住みよい地域になるためのアイデアを提案していきましょう。



#### 【地域の役割<互助>】

○住民同士で事業を立ち上げましょう。



#### 【社会福祉協議会の役割<共助>】

○共同募金助成金を財源とした各種ボランティア講座や、出前講座を開催します。また、中高生を対象にボランティア講座を実施することで、ボランティア活動への意識を高めます。

○ボランティア活動の希望者に対する相談対応や、既存のボランティア団体に対する情報提供、活動相談等、ボランティア活動に係る総合的な支援を行います。

○住民による活動の情報提供や、地域住民の互助の仕組みづくりを行います。

○ボランティア活動保険に関する情報提供を行うことで、地域住民が安心して新たな活動ができるよう支援します。



#### 【行政の役割<公助>】

○住民が立ち上げた事業により、地域が活性化されるよう、事業を周知するとともに、事業を支援する体制の整備を目指します。

○事業実施に向け、周知・広報への協力及び国・県の補助金等の情報確保に努めます。

○事業の周知と団体の育成に努め、関係人口の創出と地域活性化に努めます。

## 施策3 地域の資源（集会施設等）を積極的に活用します

### （1）地域の憩い・ふれあいの場づくり

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域の憩い・ふれあいの場へ周囲の人を誘い合って、積極的に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域住民がふれあう場をつくりましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○地域の憩い・ふれあいの場づくりに関する活動の情報を発信することで、活動内容の共有を図ります。

○地域住民の交流を目的とした「ミニふれあい事業」や地域の公民館を利用したサロン活動等に対し、共同募金助成金を財源とする活動支援を行います。



#### 【 行政の役割<公助>】

○地域のサロンや居場所等の立ち上げを支援します。

○地域のサロンや居場所等の周知を図り、「ふれあい活動」のリーダーを育成します。

○介護者間で情報交換やリフレッシュを図ることを目的として、介護者が集まる場を設けます。また、今後は高齢化に伴い認知症高齢者の増加も予測されるため、認知症の家族が集まる場を提供します。

○田植えや稲刈り等の交流会を開催し、移住希望者と移住をした世帯との交流を図り、空き家を活用した交流拠点の活用、また、休耕地を地域活動のための場として有効的に活用し、関係人口の創出を図ります。

○社会福祉協議会が実施する共同募金運動等の取組を支援します。

## (2) 健康・生きがいつくりの場としての活用促進

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 規則正しい生活習慣を送りましょう。
- 健康診断・がん検診を受診しましょう。
- 健康や食育に関心を持ち、学ぶ場に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域で健康や食育について学ぶ場を設けましょう。
- 交流や生きがいつくりの場をつくりましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 地域の健康・生きがいつくりの場に関する活動について情報を発信することで、活動内容の共有を図ります。
- 出前講座の開催に対して、共同募金助成金を活用し、講師を派遣する等、地域の生きがいつくり活動への支援を行います。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 健康診断・がん検診の未受診者に対し、受診することの重要性を周知・啓発し、受診を促します。
- 対象者の年齢や過去の受診状況などを踏まえた受診勧奨資材を作成し、総合検診開始の早期から受診勧奨を進めます。
- 健康づくりをテーマとする講演会を定期的を開催し、テーマに関係する対象者へ参加案内を送付し、健康に関する知識の普及・啓発を図ります。
- 医療機関等と連携し、新たな参加者を取り込むため、休日なども考慮した日程設定を行い、講演会や出前講座を開催します。
- ライフステージに応じた生涯学習活動への取組を支援します。

### (3) 地域の各種団体の協力による運営計画づくり

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域の施設を積極的に利用しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域の施設の活用方法を検討しましょう。

○地域活動の内容を見直しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○行政や関係団体等と連携し、地域活動を支援します。

○共同募金、歳末たすけあい募金の使い道（活用状況等）を紹介し、募金活動の理解を図るとともに、地域のふれあい事業を支援します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○町有施設が有効活用されるよう、施設利用についてオンライン申請ができるようシステム構築の調査を進めます。

○子育て支援センターで実施している移動子育て支援センター「森のコアラ広場」の活動場所を提供します。

○地域活動がより活発なものになるよう、補助対象経費の検討を行うなど、より利用しやすい制度となるよう支援します。

## 基本目標4 「環境」を整える ～地域福祉活動を推進するための環境を整備する～

### ◆現 状◆

#### 【 アンケート調査 】

- 地域社会の役割に期待することについて、「防災・防犯などの日頃の協力」が45.8%となっています。
- 地震などの災害発生時に、自力で避難することができるかについて、「できる」が70.6%と最も高く、次いで「わからない」が20.3%となっています。
- 災害への備えについて、「非常食等食糧や水の準備」「災害時の避難方法や避難場所の確認」「家具の転倒防止」などの意見が上位に挙がっています。
- 災害時に備えて、災害時に手助けを必要とする方への対策として、取り組むべき内容について、「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」が55.7%と最も高く、次いで「日頃から災害時の情報伝達方法を周知する」が39.8%、「災害時の生活の支援体制をつくる」が28.2%となっています。
- 地域の助け合いや福祉活動を進めるために、どのようなことが必要かについて、「医療・保健機関を充実する」が40.8%となっています。
- 今後、どのような自殺対策が必要になると思うかについて、「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」が54.7%と最も高く、次いで「適切な精神科医療体制の整備」が31.7%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が31.5%となっています。
- 福祉の充実と財源となる税負担について、「福祉の充実のために、負担が増えるのはやむを得ない」が41.5%と最も高く、次いで「負担は現状程度にして、住民や民間の協力により福祉の充実を図るべきである」が36.6%となっています。

## 【 団体・事業所ヒアリング調査 】

- 地域に対して、地域を見回り犯罪防止活動や交通安全活動をしてほしいという意見がありました。
- 地域内で近所の人に、災害時の手助けをお願いしたいという声が多くありました。
- 災害に備えるため、地域・近所での日頃からの協力体制をつくっていくことが必要という意見が最も多くありました。次いで、災害時の生活支援体制の構築という意見が多くありました。
- 災害時、避難所に行くことになったときに、地域避難所ではなく、直接、福祉避難所へ行ける仕組みを整えてほしいという意見がありました。
- 子どもや高齢者の、通学、買い物や、医療機関への交通手段として町中バスの定期運行をしてほしいという意見がありました。



## ◆課題◆

- 住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していくことが必要です。
- 防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。
- 誰もが安心して外出できるよう、道路整備を進めていくことが必要です。
- 高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや移動手段の確保が求められます。
- 地域で出前講座を開催し、居場所づくり活動に対する支援を行うことが必要です。
- 保健・医療・福祉をはじめとした多職種連携をさらに推進するとともに、情報を共有できる場を整備することが必要です。
- 地域福祉活動の啓発や地域の課題を考える場や機会を設け、住民の地域福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。
- 地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、ネットワークの充実・強化させることが必要です。

○各地域での活動内容が広く周知されるよう地域福祉活動を行っている団体の情報やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供の方法を検討する必要があります。また、住民との意見交換や相談が行える場づくりも重要です。

## ◆施策の方向◆

### 施策1 安心して暮らせる地域をつくります

- (1) 地域での防犯活動の推進
- (2) 災害や緊急時に備えた体制の強化
- (3) 安全に歩ける町づくりの推進
- (4) 買い物弱者対策の推進

### 施策2 福祉サービスを利用しやすくします

- (1) 高齢者や障がい者の交通手段の確保
- (2) 地域事情に応じた柔軟な福祉サービスの展開
- (3) 保健・医療・福祉など関係機関との連携強化

### 施策3 地域福祉のネットワークをつくります

- (1) 住民が地域福祉について話し合う場づくり
- (2) 福祉・教育・産業など生活関連分野の連携強化
- (3) 住民・事業者・行政の意見交換の場づくり



## 施策1 安心して暮らせる地域をつくります

### (1) 地域での防犯活動の推進

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 防犯に対する意識を高めましょう。
- 不審な人に気をつけ、情報を共有しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- こどもの通学路など、地域での見守り活動を広げましょう。
- 地域での見回り活動により、犯罪を防ぐ町づくりを目指しましょう。
- 防犯の普及や啓発に協力しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 町内会や地域住民、学校、関係機関等が進める防犯活動の情報共有を図り、地域で行われる防犯活動を支援します。また、青少年健全育成のための活動を支援します。
- 心配ごと相談や福祉総合相談により、住民の困り事等による相談を受け付け、解決へ向けた支援を行います。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 県や関係機関等からの防犯に関する情報を、町ホームページや回覧等に掲載し周知を図ります。

## (2) 災害や緊急時に備えた体制の強化

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 避難訓練に参加する等、防災に対する意識を高めましょう。
- 避難場所や避難方法を日頃から確認しましょう。
- 日頃から要支援者の把握に努めましょう。
- 災害時に、近隣の要支援者の支援ができる関係を築きましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域での防災訓練を活発に行いましょう。
- 避難行動要支援者の把握を進めましょう。
- 災害時の安否確認、避難誘導が円滑に行えるよう、地域の支援体制を整えましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等の様子を「社協だより」に掲載し、災害発生時のボランティア活動の意識付けを行います。
- 「社協だより」やホームページ等を活用し、災害ボランティアに関する情報や取組等を発信します。
- 災害ボランティアセンターで活動する人材を養成するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座に関する情報を発信し、講座への参加促進を図るとともに、災害ボランティアへの加入を促します。
- 災害ボランティア等と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行い、災害発生時のスムーズな対応や住民の協力が得られるよう、体制の整備を図ります。
- 一人暮らしの高齢者を支援するため、緊急通報システムの設置、運用を行います。



## 【 行政の役割<公助>】

- 災害の種類に応じた避難場所の確保や見直しを進めます。
- 家具転倒防止対策事業の普及、啓発を進めます。
- 回覧や広報誌、ホームページ等で、木造住宅の耐震補強の必要性を周知・啓発し、事業改善及び事業継続に努めていきます。
- 回覧や広報誌、ホームページ等で、住宅の耐震補強の必要性を周知・啓発し、未診断の住宅所有者へ広報やダイレクトメール等で「わが家の専門家診断」の実施を促し、耐震補強の実施に努めます。
- 避難行動要支援者に関する情報を、地区民生委員・児童委員や町内会長の協力により避難行動要支援者名簿を整備し、情報を共有し内容の充実を図ります。
- 一人暮らしの高齢者等を支援するため、民生委員・児童委員の協力や回覧等で緊急通報システムの周知を行います。
- 地区ごとに作成した防災ハザードマップの周知を行います。
- 地域の自主防災組織のリーダーに対し、防災に関する研修を行います。
- 防災倉庫の資機材確保の支援を行います。
- 災害発生時対応マニュアルの見直しを行い、適確な対応を行うことができるよう、体制の整備を進めます。

### (3) 安全に歩ける町づくりの推進

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○生活道路の危険箇所を把握し、情報を共有し、安全確保に努めましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○通行危険箇所を地域で共有し、必要に応じて行政や関係機関等と連携し、解決策を検討しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○警察と連携し、シニアクラブの会合等において、交通安全教室を実施します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○住民が安心・安全に通行することができるよう、道路整備を進めます。

○通行危険箇所について、警察や学校関係者、道路管理者等による合同点検の場を設け、改善が必要な場所を把握するとともに、対応策を検討します。

## (4) 買い物弱者対策の推進

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○日頃の地域生活の中で、ボランティアとしてできることがあれば、活動してみましよう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域や各団体が協力し合い、ボランティアの発掘と育成に努めましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○買い物弱者に対する支援について検討します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○買い物弱者に対する支援について検討します。



## 施策2 福祉サービスを利用しやすくします

### (1) 高齢者や障がい者の交通手段の確保

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 移動に不便や困難を抱えている人を積極的に手助けしましょう。
- 支援が必要な人は、行政の取組やサービスを活用しましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 高齢者や障がい者にとって、使いやすい移動手段の提供に努めましょう。
- 移動支援についての情報が必要な人に届くように発信しましょう。
- 地域で公共交通機関を活用しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 森町の交通体系との調整を図りながら、住民相互の助け合いによる移動支援の仕組みづくりを進めます。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 高齢者や障がい者の移動手段について、「森町地域公共交通法定計画」に基づいた事業や施策の推進に取り組みます。また、森町公共交通利用券助成事業の更なる周知・PRを行い申請数の増加を図るとともに、秋葉バスや天竜浜名湖鉄道等と利便性の向上も図ります。
- 「森町地域公共交通法定計画」との整合を図りつつ、誰もが利用しやすい事業を検討し、高齢者や障がい者の移動支援についても検討していきます。
- 重度の障がいを持つ人等に対し、タクシー運賃の助成を行います。

## (2) 地域事情に応じた柔軟な福祉サービスの展開

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域での出前講座等に積極的に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域のサロンや居場所づくりを地域ぐるみで進めましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○地域での出前講座に対し、講師の派遣を行います。

○小学校との調整を行い、移動児童館を実施します。また、地域の総合センター等を利用し、移動子育て支援センター「森のコアラ広場」を実施します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○出前講座により、各分野の職員派遣を行います。

### (3) 保健・医療・福祉など関係機関との連携強化

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○保健・医療・福祉分野について、関心を持ちましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○保健・医療・福祉分野等の専門職による勉強会を開催しましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○関係機関と連携を図り、情報交換や担当者会議を開催します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、重層的支援体制を考慮した運営方法の検討、及び見直しを行います。

○保健・医療・福祉分野に携わる専門職による地域ケア個別会議については、必要に応じて開催します。

○地域ケア推進会議の開催地区を拡大していきます。

○保健・医療・福祉分野に携わる専門職の育成を支援します。

○保健・医療・福祉分野にまたがる横断的な連携を促進するため、情報の共有ができる場を設けます。

○関係機関と連携し、早期から対象者の把握とハイリスク者への支援を行い、誰も自殺に追い込まれることのない森町を目指します。



## 施策3 地域福祉のネットワークをつくります

### (1) 住民が地域福祉について話し合う場づくり

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

- 地域福祉について理解を深めましょう。
- 「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画」を読み、「住民の役割」に取り組みましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

- 地域福祉について理解を深め、地域の課題を考える場や機会を設けましょう。
- 「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画」を読み、「地域の役割」に取り組みましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

- 地域の課題を把握し、地域住民と共に検討します。
- あらゆる地区の活動状況に関する情報の提供を行い、地域で懇談会等の開催が進むよう、支援します。



#### 【 行政の役割<公助>】

- 住民の「地域福祉」に対する意識の醸成、向上を図るため、地域福祉に関する啓発を行います。
- 地域に居場所が増えるよう支援の方法を検討し、地域福祉活動を行う場や機会の充実のための支援を行います。

## (2) 福祉・教育・産業など生活関連分野の連携強化

### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域活動を行っている様々な団体の活動内容を知りましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○関係団体・機関と連携した取組を行いましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○地域や各分野関連機関との連携が図られるよう、ネットワークの強化を推進します。

○ボランティアや学校、地域団体、福祉施設、企業、行政等との関係機関との連携を図ります。



#### 【 行政の役割<公助>】

○住民や地域、関係団体・事業所、社会福祉協議会、行政等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、交通、都市計画、産業振興、環境等の分野の枠を超え、横断的に連携するためのネットワークづくりに取り組み、専門職のスキルアップを進めます。

### (3) 住民・事業者・行政の意見交換の場づくり

#### ◆各主体の役割◆



#### 【 住民の役割<自助>】

○地域福祉活動に積極的に参加しましょう。



#### 【 地域の役割<互助>】

○地域福祉活動の内容や参加者、関係者の意見を地域で共有する場を設けましょう。

○必要に応じ、状況を関係機関へつなげましょう。



#### 【 社会福祉協議会の役割<共助>】

○地域活動等において、住民との意見交換や相談が行われるよう、必要に応じ、地域での懇談会等へ参加します。



#### 【 行政の役割<公助>】

○地域福祉活動への住民の参画を促します。

○あらゆる住民や地域の困り事に対応することができるよう、総合的な相談窓口の設置等、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

○地域福祉活動の充実を図り、情報交換の場を設けます。

## 第5章

# 自殺対策計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

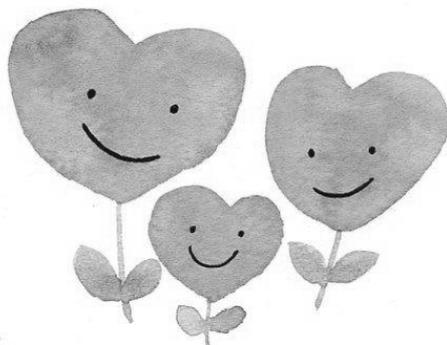
自殺の多くは、家庭や心身の健康の問題、仕事関係、学校、恋愛関係、経済的な問題など、様々な要因によって追い込まれた末の死であると考えられています。

自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、行政だけでなく住民一人一人がお互いに自殺のサインに気づき、見守る役割を担うことで、様々な要因を抱える個人のところに寄り添い合う、支え合いの体制づくりを目指します。

森町では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を基本理念とし、自殺対策に向けた各種取組を地域一丸となって推進していきます。

### 【 基 本 理 念 】

誰も自殺に追い込まれることのない  
社会の実現を目指して



## 2 基本目標

### (1) 自殺対策へ向けた住民意識の向上

自分の家族や友人、職場の仲間等、周りにいる人が自殺に追い込まれるような危機にあることに気付いたら、声を掛け、話を聞き、思いに寄り添い、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことが重要です。そのため、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺が身近な問題であることや、危機に陥りそうな人の心情や背景に対する理解を深められるよう啓発活動を推進します。

### (2) 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

自殺を未然に防ぐには、周囲で悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聴いて、支援につなげる「ゲートキーパー」の存在が必要不可欠です。

住民と直接接する職場窓口の職員や、住民一人一人がゲートキーパーの意識を持ち、身近な人と支え合うことができるよう、自殺対策を支える人を増やしていきます。

また、様々な分野の生きる支援に当たる人々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携することで更に効果を高めていきます。

### (3) 適切な福祉サービスと支援の充実

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くを防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開するものとします。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方から自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 具体的な施策 ]

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

1 自殺対策へ向けた住民意識の向上

1 自殺予防の大切さの啓発と周知

2 こころの健康づくりの推進

3 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

1 「気付き」「つなげる」人材の育成

2 自殺を防ぐ町の力の向上

3 関係機関の連携強化

4 相談体制の充実

3 適切な福祉サービスと支援の充実

1 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

2 自殺未遂者やのこされた人への支援

3 自死遺族等への支援に関する情報提供

[ 重点施策 ]

1 こども・若者・女性に関わる自殺対策の推進

2 高齢者に関わる自殺対策の推進

3 勤務・労働問題に関わる自殺対策の推進

4 生活困窮者（無職者・失業者を含む）に関わる自殺対策の推進

## 第 6 章

# 自殺対策計画の基本施策

### 基本目標 1 自殺対策へ向けた住民意識の向上

#### 施策 1 自殺予防の大切さの啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥っていく人の心情や背景は周囲に理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥りそうな場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

広報誌などへの自殺予防に関する記事の掲載や街頭キャンペーンの実施など、自殺予防の重要性について周知し、住民一人一人が、自殺に関することを正しく理解できるよう啓発を進めます。

##### 【主要事業】

事業名	内容	担当部署
自殺予防パンフレット等の配布	窓口や街頭キャンペーン等により、住民への周知啓発を図り、自殺防止に努めるため、自殺予防啓発グッズを配布する。	福祉課

##### 【関連事業】

事業名	内容	担当部署
広報もりまち発行	広報誌の中で、自殺対策強化月間のお知らせや相談窓口等の情報を発信する。	政策企画課
森町ホームページ等への掲載	町のホームページをはじめ、メール、LINE、同報無線等で、自殺対策に関する情報を発信する。	福祉課
消費生活対策	森町消費者クラブによる消費生活展の実施や出前講座による消費生活啓発などを実施するほか、若年層の消費生活トラブルを未然に防止するため、中・高校生向け啓発パンフレットの配付を実施する。	産業課
園だより、学校だより、学年だより発行	各園校で毎月発行しているたよりの中で、自殺予防週間に合わせ、悩み事の相談先や関連する記事を掲載し、周知する。	健康こども課 学校教育課

## 施策2 こころの健康づくりの推進

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応ができるよう、こころの健康づくりの支援や居場所づくりに取り組んでいきます。

その他に、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神科医療、保健、福祉の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健福祉サービスを利用できるよう支援します。

### 【主要事業】

事業名	内容	担当部署
精神保健福祉講演会	普及啓発事業として、精神保健福祉講演会を開催し、自殺対策やこころの健康に関する情報を提供する。	福祉課
介護者の集い	介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての教室を開催する。また、介護者相互の交流を行うことで、日頃の悩みの解消や心身のリフレッシュを図る。	福祉課
家族の集い	地域活動支援センターに委託して、家族の集いを行うことにより、家族間の交流や悩みの解決を図り、地域とつながるきっかけづくりを行う。	福祉課

### 【関連事業】

事業名	内容	担当部署
もり ふれあいまつり	福祉関係団体等の活動内容を啓発したり、福祉の推進のための活動を行い、相談窓口の垣根を低くする。	社会福祉協議会
森町健康づくり推進協議会	健康増進計画においてこころの健康に関する事業等の進捗管理を行うほか、健康づくり推進協議会の運営を行う。	健康こども課
居場所づくり支援	元気で生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らしていくため、閉じこもり防止、人との交流、運動などの介護予防効果のある活動に取り組める、気軽に寄れる居場所づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者居場所づくり補助金 開設に係る経費を補助し、活動を支援する。</li> <li>・通いの場（サロン） 100（いちまるまる）サロンをはじめ、歩いて通える住民主体のサロン活動を支援する。</li> </ul>	福祉課
社会教育学級	様々な世代が参加できる交流事業を各町内会で実施し、世代間交流を促進する。	社会教育課

事業名	内容	担当部署
学校職員等ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	総務課 学校教育課
教職員等の多忙化解消	学校や教職員等の業務の見直しを推進し、教職員等の多忙化解消を図る。	総務課 学校教育課
赤ちゃん健康相談 子育て世代包括支援センター活動による相談	隔月1回、1歳前までの乳児を対象に健康相談を実施し、子育て相談や母親等の健康相談を行う。相談会に来られない方や個別相談が必要な方に対して、子育て世代包括支援センターの専門職員（保健師）が家庭訪問を実施する。	健康こども課
民間企業向け出張健康教室	働く人のこころの健康づくりを図るため、商工会や企業と連携し、民間企業向けの出張健康教室を実施する。	福祉課

### 施策3 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられるよう、SOSの出し方に関する教育を推進します。

また、スクールカウンセラーを配置し、こどもたちの悩みに寄り添った支援を行います。

#### 【主要事業】

事業名	内容	担当部署
教育相談	各学校において児童生徒、保護者に対して担任が教育上のこと、学校生活等のことについて相談を行う。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活動事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を備えたスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。	学校教育課
スクールカウンセラー配置	各学校において児童生徒、保護者に対してスクールカウンセラーが教育上のことや学校生活等のことについて相談を行う。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育	各学校において、児童生徒が、様々な困難やストレスの対処方法を身につけるための教育を実施する。	福祉課

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
学校アンケート	各学校において、年3回程度、保護者と児童生徒に向けてのアンケート項目に自殺に関する項目を加え、意識調査を行い状況把握や対策を実施する。	学校教育課
幼小中一貫教育研究会	こどもに一貫した教育活動を行うために研究会や講演会を開催し、テーマにこころの健康や自殺対策を取り入れることで学校等における支援を充実する。	健康こども課 学校教育課
学習支援事業	県からの委託を受けて、貧困家庭の小・中学生を対象に実施する。学校・家庭以外にも関わる大人がいることで、こどもたちの悩みや相談への支援を充実させる。	社会福祉協議会
【再掲】 消費生活対策	森町消費者クラブによる消費生活展の実施や出前講座による消費生活啓発などを実施するほか、若年層の消費生活トラブルを未然に防止するため、中・高校生向け啓発パンフレットの配付を実施する。	産業課

## 基本目標 2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

### 施策 1 「気付き」「つなげる」人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期に「気付き」「つなげる」ことが重要であり、そのための人材を育成する必要があります。

民生委員・児童委員やその他、地域で活躍するボランティアの方が、地域の人々の自殺の危険を示すサインを早期発見し、早期対応の中心的役割として自殺予防対策の視点を持って活動することを目指し、「気付き」「つなげる」人材の養成を行います。

#### 【主要事業】

事業名	内容	担当部署
各種窓口業務	町役場における各種窓口業務において、丁寧かつ適切な対応を行い、異変を感じた場合は関係機関との連携を図るなど、自殺対策の視点を持って窓口業務を実施する。	関係各課
ゲートキーパー研修	悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞き、必要な支援につなげることのできる人を養成するため、自殺対策やこころの健康に関する研修を実施し、ゲートキーパーを養成する。	福祉課
元気もりもりサポーター養成講座	地域に出向いて運動教室を開催することができる運動に特化したボランティアを養成する。また、ボランティアに自殺対策に関する「気付き」の視点を持ってもらうことで、悩んでいる人の早期発見に努める。	福祉課
森町民生委員・児童委員協議会	担当地域で、住民の困り事や悩み事の身近な相談相手として活動し、必要に応じて、行政と連携して適切な機関につなぐ。	福祉課

#### 【関連事業】

事業名	内容	担当部署
森町保健委員会	担当地域で、保健事業の普及や協力、健康づくりのための地域活動を行うほか、自ら健康を意識してもらい、健康づくりを家族や地域に広めていく。	健康こども課
認知症サポーター養成講座	認知症サポーターを養成するための講座を、学校、事業所、病院、郵便局等に出向いて開催し、認知症に対する理解を深め、認知症の症状に沿った対応ができる人材を養成する。	福祉課
手話奉仕員養成事業	日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚に障がいのある人が抱える困り事や悩み事に寄り添える人材を養成する。	福祉課
地域リハビリテーション事業	通いの場（サロン等）へ訪問して介護予防に関する技術的指導を行う専門職が、高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を促進する。	福祉課

事業名	内容	担当部署
【再掲】 スクールソーシャル ワーカー活動事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を備えたスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。	学校教育課

## 施策 2 自殺を防ぐ町の力の向上

自殺を防ぐためには、その地域がつながり合い、互いに助け合う環境となっており、助け合い・支え合いの地域づくりができていようかが大きく影響します。また、日頃からの助け合いが広がることで、災害などの緊急時においても支え合うことができます。さらには、子育て世代への理解、高齢者への理解、障がい者への理解などが進むことで、一人一人が生きやすく、暮らしやすい地域となります。

地域で孤立する世帯や孤独とを感じる人を早期に発見できるよう地域における見守り活動や助け合い活動を推進するため、町内会をはじめとする地域組織活動への支援を行い「地域での課題は自分たちで解決していく」意識を高めることが必要です。

### 【主要事業】

事業名	内容	担当部署
森町地域福祉推進協議会	地域の実態を把握する中で、悩み事や困り事を抱える人の情報共有も行き、必要に応じて適切な支援へとつなげる。	福祉課
【再掲】 赤ちゃん健康相談  子育て世代包括支援センター活動による相談	隔月1回、1歳前までの乳児を対象に健康相談を実施し、子育て相談や母親等の健康相談を行う。相談会に来られない方や個別相談が必要な方に対して、子育て世代包括支援センターの専門職員（保健師）が家庭訪問を実施する。	健康こども課
地域包括ケアシステムの推進	地域住民が互いに助け合いながら誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを行い、種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力を醸成する。	福祉課

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
児童館事業	18歳未満のすべてのこどもとその保護者を対象とし、安心・安全な居場所を提供することにより、こどもたちが心身ともに健やかに育つよう支援する。	児童館
オレンジカフェ	もの忘れが気になり始めた方や、認知症の方とその家族、認知症について知りたい方などが気軽にお茶を楽しみながら交流できる場所として、認知症カフェを月1回開催する。	福祉課
【再掲】 居場所づくり支援	元気で生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らしていくため、閉じこもり防止、人との交流、運動などの介護予防効果のある活動に取り組める、気軽に寄れる居場所づくりを進める。 ・高齢者居場所づくり補助金 開設に係る経費を補助し、活動を支援する。 ・通いの場（サロン） 100（いちまるまる）サロンをはじめ、歩いて通える住民主体のサロン活動を支援する。	福祉課
介護保険料賦課徴収	保険料の納付に関する相談の受付をし、相談を通じて納付に関する悩みや経済的な不安の解消を図るため必要に応じて支援機関につなげる。	福祉課
道路パトロール	道路の安全確保に関するパトロールの中で、暗い場所や人目に付きにくい場所などの自殺のリスクが高い場所を把握、確認する。	建設課
公営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者に対して、職員等が相談を受けたり、徴収を行ったりする。相談や徴収を通じて経済的な課題を抱えている世帯を把握し、適切な支援につなげる。	定住推進課
給水停止等業務	給水停止等その他、上下水道業務における相談、訪問時等により、経済的な課題を抱えている世帯を把握し、必要に応じて他機関に照会するなど適切な支援につなげる。	上下水道課
医療介護相談	在宅医療・介護連携推進事業として、在宅を中心とした医療・介護の相談業務を行い、心身の健康を図る。	公立森町病院 (在宅医療支援室)
医療相談	外来患者等に対して、医療・介護・医療費の支払いなどの様々な相談業務を行い、必要に応じて他の機関の紹介等を行う。	公立森町病院 (地域連携室)
生活保護相談	生活困窮についての相談に応じ、他に活用できる施策や支援がない場合には生活保護につなげていく。	福祉課
ひとり親家庭等医療費の助成	県事業の活用について、啓発と、窓口事務を行い、ひとり親家庭等の抱える課題の実態を把握し、医療費の助成を行う。	健康こども課
【再掲】 地域リハビリテーション事業	通いの場（サロン等）へ訪問して介護予防に関する技術的指導を行う専門職が、高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を促進する。	福祉課
無料法律相談事業	静岡県弁護士会浜松支部から派遣された弁護士による無料法律相談所を開設し、問題の早期解決への支援を行う。	住民生活課

事業名	内容	担当部署
税金・保険料・公営住宅家賃・水道料金の賦課、徴収	納付書の発行、収納の管理、滞納者への督促・滞納整理などを行い、滞納者の生活実態を把握した場合、必要に応じて支援機関につなげる。	税務課・住民生活課 福祉課・定住推進課 上下水道課
納税相談	住民から納税に関する相談を受け付け、生活困窮者や金銭的問題を抱えている場合、必要に応じて支援機関につなげる。	税務課
消費生活相談	消費生活等に関する相談を受付けることにより、相談者が抱える課題の把握に努め、必要に応じて弁護士や司法書士による無料相談等他機関の支援につなげる。	産業課
消費者関係団体の支援・育成	森町消費者クラブを支援、育成することにより、悪質商法や詐欺などの被害を地域ぐるみで防止する。	産業課
商工会支援事業	商工団体などの関係機関との連携により、経営相談や地場産業の経営基盤、経営体質の強化を支援する。企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報を把握する。	産業課
中小企業資金融資	森町小口資金利子補給制度要綱、森町短期経営改善資金利子補給制度要綱に基づき中小企業資金融資を支援する。企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報を把握する。	産業課
若年者就労支援事業	浜松地域若年者就労推進協議会による若年者の就労支援や、「地域若者サポートステーションはままつ」による出張相談を実施する。	産業課
地域見守り隊活動	こどもの安全な登下校のため、地区住民による見守りを実施する。	社会教育課 防災課
図書館における「ミニ展示コーナー」での周知	「ミニ展示コーナー」の月毎のテーマに、自殺対策やこころの健康に関する内容を入れ、自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて展示する。	社会教育課

### 施策3 関係機関の連携強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、町、民間団体、企業、住民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自殺の原因や動機となる健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校や職場問題など様々な悩みを抱える住民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、相談機関の連携・ネットワークづくりを進めていきます。

#### 【主要事業】

事業名	内容	担当部署
森町自殺対策ネットワーク会議	庁内外の関係機関で構成する自殺対策ネットワーク会議を開催し、町内における連携体制を整備する。	福祉課
森町いじめ防止等対策推進事業	いじめの防止等について、関係機関との連携を図る。	学校教育課
森町要保護児童対策地域協議会	ネグレクトや虐待等により、保護や支援が必要な児童、母子について、情報の共有と支援に関する協議を行う。要保護児童に関わる中で、家庭の実態を把握し、早期に必要な支援へつなぐ。	健康こども課
地域ケア会議の開催	必要に応じて、地域の高齢者が抱える問題について、関係者が集い、情報を共有し、課題解決に向けての検討を行う。	福祉課
中東遠圏域自立支援協議会 東遠地域自立支援協議会	障がい者の自立支援を通じて、保健・医療・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークを構築する。	福祉課
【再掲】 森町保健委員会	担当地域で、保健事業の普及や協力、健康づくりのための地域活動を行うほか、自ら健康を意識してもらい、健康づくりを家族や地域に広めていく。	健康こども課
【再掲】 森町民生委員・児童委員協議会	担当地域で、住民の困り事や悩み事の身近な相談相手として活動し、必要に応じて、行政と連携して適切な機関につなぐ。	福祉課

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
精神保健 (困難事例対応、精神障がいのある人と家族への個別支援の充実)	保健所や地域活動支援センターと連携を図り、困難事例などのケースへの対応を行う。ケア会議等を実施し、関係機関との情報共有を図り、連携を行う。	福祉課
DV保護	DV被害の訴え・申出者を保護し、実態把握を行い、早期に必要な支援へつなぐ。	健康こども課
【再掲】 税金・保険料・公営住宅家賃・水道料金の賦課、徴収	納付書の発行、収納の管理、滞納者への督促・滞納整理などを行い、滞納者の生活実態を把握した場合、必要に応じて支援機関につなげる。	税務課・住民生活課 福祉課・定住推進課 上下水道課
不登校等教育支援センター	森町に在住又は森町立の小・中学校に通学する不登校児童生徒を対象に適応能力の育成及び社会的自立を支援する。あわせて保護者の相談・支援も行う。	学校教育課
【再掲】 医療介護相談	在宅医療・介護連携推進事業として、在宅を中心とした医療・介護の相談業務を行い、心身の健康を図る。	公立森町病院 (在宅医療支援室)
【再掲】 医療相談	外来患者等に対して、医療・介護・医療費の支払いなどの様々な相談業務を行い、必要に応じて他の機関の紹介等を行う。	公立森町病院 (地域連携室)

## 施策 4 相談体制の充実

住民が、自分の周りにいる SOS を発している人の存在に気付き、声を掛け、必要に応じて適切な相談機関や専門家等につないでいけるよう進めていきます。

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、制度の隙間に陥ってしまう人の支援にも気を配りながら、住民の状況に応じたきめ細かな相談支援に努めるとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知を図っていきます。また、様々なリスクを抱える人に対し、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

## 基本目標 3 適切な福祉サービスと支援の充実

### 施策 1 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

自殺につながるこころの問題を抱えていても医療・行政サービスを受けていない人がみられます。こころの問題により自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて適切な精神科医療・保健福祉サービスが受けられる体制を整えていきます。

また、必要な精神科医療・保健福祉サービスが提供できるよう関係機関と情報共有を行いながら、調整・支援に当たります。

#### 【主要事業】

事業名	内容	担当部署
精神通院医療 (自立支援医療)	精神科にかかる医療費の自己負担分が医療費の原則1割になる制度。申請時に必要に応じて、相談窓口や地域活動支援センターの紹介等、必要な支援につなげる。	福祉課
産婦健康診査事業 産後ケア事業	産後うつ等の早期発見と早期対応を行い、妊娠や出産における必要なケアを実施し、自殺を未然に予防する。	健康こども課
妊産婦等に対する 伴走型相談支援	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげる。	健康こども課
重複頻回受診者訪問 指導	重複頻回受診者を対象に、受診適正化を目的とした訪問指導を行う。面談の中で、必要に応じて支援機関につなげる。	住民生活課 健康こども課

#### 【関連事業】

事業名	内容	担当部署
精神障がい者地域活動 支援センターの活用	こころの病を持つ人に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、参加者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、参加者の自立や社会参加を促進する。	福祉課
ひきこもり者支援	ひきこもりに関する相談を行い、支援や関わり方を考え、必要に応じて支援機関につなげる。	福祉課
児童発達支援	こども発達センターめばえ等の支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がいのあるこども等及びその家族の福祉の向上を図る。	福祉課 健康こども課
手話通訳者等派遣事業	聴覚に障がいのある人が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行い、適切な支援を提供する。	福祉課

事業名	内容	担当部署
障がいのある人へのガイドブック作成事業	障がいのある人とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、適切な支援を提供する。	福祉課
休日・夜間診療	深夜帯（22時～6時）を除き、休日、夜間における救急診療を実施することで、緊急時の対応を行う。	公立森町病院

## 施策2 自殺未遂者やのこされた人への支援

自殺未遂者は、再び自殺を企図するリスクが高いと言われていることから、自殺の再企図リスクが高いと判断された人を把握し、精神科受診勧奨・紹介や次の支援機関へつなげ、切れ目のない支援を行うことが大切です。

自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぐためには、特に家族や身近な人による日常的な支援が必要となりますが、その負担も少なくありません。そのため、悩みや抑うつ感を抱えがちな自殺未遂者の家族や知人などへの支援も重要です。

### 【関連事業】

事業名	内容	担当部署
自死遺族支援	県が実施している自死遺族の面接相談、自死遺族の会活動を紹介する。	福祉課
市民後見人候補者養成講座	市民後見人候補者養成講座を開催する。	福祉課
【再掲】 森町自殺対策ネットワーク会議	庁内外の関係機関で構成する自殺対策ネットワーク会議を開催し、町内における連携体制を整備する。	福祉課

## 施策3 自死遺族等への支援に関する情報提供

自死遺族は、大切な人を失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤解や偏見により地域から孤立状況に陥る可能性があります。

そのため、心身の不調などの健康問題だけでなく、心理、福祉、経済、法律など多岐にわたる問題を複合的に抱える自死遺族に対して、心理的ケアだけでなく様々な支援ニーズに応じた必要な情報を得ることができる相談窓口や支援に関する情報提供を進めます。

## 重点施策 1 こども・若者・女性に関わる自殺対策の推進

現代のこども・若者を取り巻く環境には、いじめや不登校、進学、就職の他、心身の不調、家庭の不和などの様々な状況があり、それらは人生の中で誰もが直面し得る問題です。幼い頃から自己肯定感が育まれ、信頼できる人にSOSを発するなどの対処方法や、相談支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けておくことは、将来の自殺のリスクの軽減につながります。こうした観点からもこどもが自殺のリスクを抱える前の段階で対策を実施していくことができるよう、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

また、女性を取り巻く妊娠などによる身体的・精神的な悩みや不安、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える方の支援を推進するため、関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の強化を図ります。

### 基本目標1 自殺対策へ向けた住民意識の向上

#### 【具体的な施策】

- 1 自殺予防の大切さの啓発と周知
- 2 こころの健康づくりの推進
- 3 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 基本目標2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

#### 【具体的な施策】

- 1 「気付き」「つなげる」人材の育成
- 2 自殺を防ぐ町の力の向上
- 3 関係機関の連携強化
- 4 相談体制の充実

### 基本目標3 適切な福祉サービスと支援の充実

#### 【具体的な施策】

- 1 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

## 重点施策 2 高齢者に関わる自殺対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、健康問題等がきっかけとなる孤立や介護、生活困窮等の問題が複雑化しやすい傾向にあります。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まるおそれがあります。

高齢者とその支援者が、社会で孤立することなく、生きがいを持って元気に生き生きと住み続けられるよう、高齢者に関わる関係機関等と連携して、共に支え合える町づくりに向けた取組を推進します。

基本目標1 自殺対策へ向けた住民意識の向上

[具体的な施策]

- 1 自殺予防の大切さの啓発と周知
- 2 こころの健康づくりの推進

基本目標2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

[具体的な施策]

- 1 「気付き」「つなげる」人材の育成
- 2 自殺を防ぐ町の力の向上
- 3 関係機関の連携強化
- 4 相談体制の充実

基本目標3 適切な福祉サービスと支援の充実

[具体的な施策]

- 1 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

### 重点施策3 勤務・労働問題に関わる自殺対策の推進

働く世代におけるストレスの原因として「職場の人間関係」「仕事の不振」など、勤務の問題が多く挙がっています。職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化やメンタルヘルスについての働き掛け、その周知・啓発、相談しやすい環境づくりを進めていきます。

基本目標1 自殺対策へ向けた住民意識の向上

[具体的な施策]

- 1 自殺予防の大切さの啓発と周知
- 2 こころの健康づくりの推進

基本目標2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

[具体的な施策]

- 1 「気付き」「つなげる」人材の育成
- 2 自殺を防ぐ町の力の向上
- 3 関係機関の連携強化
- 4 相談体制の充実

基本目標3 適切な福祉サービスと支援の充実

[具体的な施策]

- 1 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

## 重点施策 4 生活困窮者（無職者・失業者を含む）に関わる自殺対策の推進

生活困窮の背景には、失業、多重債務、詐欺被害、ひとり親家庭、虐待、障がい、精神疾患、依存症等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えているため、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺のリスクが高い人たちであることから、生活困窮の状態にある人や生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

### 基本目標1 自殺対策へ向けた住民意識の向上

#### 【具体的な施策】

- 1 自殺予防の大切さの啓発と周知
- 2 こころの健康づくりの推進

### 基本目標2 自殺を未然に防ぐ人材の育成と連携の促進

#### 【具体的な施策】

- 1 「気付き」「つなげる」人材の育成
- 2 自殺を防ぐ町の力の向上
- 3 関係機関の連携強化
- 4 相談体制の充実

### 基本目標3 適切な福祉サービスと支援の充実

#### 【具体的な施策】

- 1 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

## 評価指標一覧

本計画が効果的に推進できるよう、以下の評価指標を掲げます。

### (1) 計画の目標値

	2028（令和10）年度 目標値
年間自殺死亡者数	0人

### (2) 評価指標

評価項目		2023（令和5）年度 実績値	2028（令和10）年度 目標値
基本目標1	街頭キャンペーン（グッズ配布等）の実施	0回/年	2回/年
基本目標1	「広報もりまち」による相談窓口、自殺予防関連記事の掲載	2回/年	5回/年
基本目標1	精神保健福祉講演会の開催	1回/年	1回/年
基本目標1	民間企業向け出張健康教室	0回/年	1回/年
基本目標1	SOSの出し方に関する教育	小学校1校、 中学校1校 1回/年	各小中学校 1回/年
基本目標2	通いの場の設置数	27箇所	30箇所
基本目標2	ゲートキーパー研修受講者数（累計）	132人	400人
基本目標2	森町地域福祉推進協議会	1回/年	1回/年
基本目標2・3	森町自殺対策ネットワーク会議	1回/年	1回/年
基本目標3	産婦健康診査受診率	第1回 94.5% 第2回 98.6%	100%

# 第7章 計画の推進に向けて

## 1 地域の実情に応じた計画の推進

計画に掲げられている各取組内容は、全町的に取り組むべき内容もありますが、地域によっては計画に掲げられた方法と異なるアプローチで取り組むことができる内容もあります。そのため、地域の実情に応じ地域に根ざした取組を促進することにより、町全体の地域福祉及び自殺対策の推進を図っていきます。

## 2 計画の推進体制

地域福祉の主人公は住民や地域であることから、地域福祉の概念や計画の内容について、住民や地域と共有する必要があります。また、計画を着実かつ効果的に推進するため、地域福祉を推進する住民や地域関係機関、団体等と連携を図ると共に、行政内部の関係各課とも連携を図り、本計画が円滑に推進されるよう努めます。

また、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられており、本計画に掲げられている地域福祉を推進するためのさまざまな事業を地域や行政と連携を取りながら行っていきます。

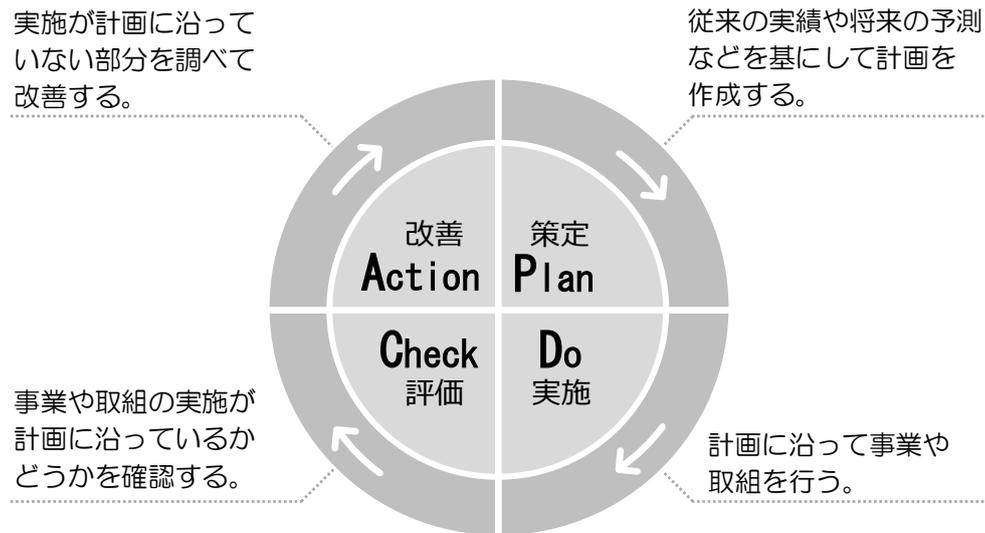
自殺対策は、住民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。

関係機関等で構成する「森町自殺対策ネットワーク会議」において、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

また、庁内での自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係各課が横断的に計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取組を着実に推進します。

### 3 進行管理

計画期間中は、事業や取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内関係各課において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業や取組を必要に応じて適宜改善等していきます。



# 資料編

## 1 諮問

森 福 第 596 号

令和5年12月18日

森町地域福祉計画等策定委員会

委員長 増田 多喜男 様

森町長 太田 康雄

森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画の  
策定について（諮問）

社会福祉法第107条に基づく森町地域福祉計画及び自殺対策基本法第13条の  
規定に基づく森町自殺対策計画を策定したいので諮問します。

なお、森町社会福祉協議会が地域住民の立場から地域福祉を推進することを目的に策定する森町地域福祉活動計画も一体的に策定することを申し添えます。

## 2 答申

令和6年2月1日

森町長 太田康雄様

森町地域福祉計画等策定委員会  
委員長 増田多喜男

森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画の  
策定について（答申）

令和5年12月18日付け森福第596号により、諮問のありました森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画（案）について、慎重に審議した結果、適切なものであると認め、下記の意見を付して答申します。

### 記

- 1 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、また、町民一人一人が生きやすく暮らしやすい地域となるよう、町民、地域、関係機関、学校、社会福祉協議会、行政が相互に連携・協働する中で、コロナ禍を経て大きく顕在化してきた地域課題の解決や、人々のところに寄り添い、支え合う体制づくりにつながるよう、本計画に掲げる取組を推進することを求めます。
- 2 制度の隙間に陥ってしまう人や複雑な要因を抱える人たちのところに寄り添い合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、住民の意識を向上させ、地域一丸となって各種取組を推進することを求めます。
- 3 本計画の趣旨や内容について、多くの町民に知っていただき、理解していただけるように、積極的に様々な手段で広く情報発信をしながら周知することを求めます。

### 3 森町地域福祉計画等策定委員会等の開催経過

年月日	会議等	内容
2023(令和5)年8月～ 2023(令和5)年9月	町民アンケート調査	
2023(令和5)年11月2日	第1回森町地域福祉計画等策定委員会	計画概要、アンケート調査結果
2023(令和5)年11月	団体・事業所ヒアリング	
2023(令和5)年12月7日	第2回森町地域福祉計画等策定委員会	計画骨子(案)
2023(令和5)年12月25日	第3回森町地域福祉計画等策定委員会	諮問、計画素案
2023(令和5)年12月28日～ 2024(令和6)年1月12日	パブリックコメントの実施	計画の素案に対する意見について
2024(令和6)年2月1日	第4回森町地域福祉計画等策定委員会	パブリックコメント、計画最終案、答申

## 4 森町地域福祉計画等策定委員会設置規則

令和5年5月23日規則第20号

森町地域福祉計画等策定委員会設置規則

(設置)

第1条 町長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第4条に規定された地域福祉の推進を目的とし、同法第107条の規定に基づく地域福祉計画、また、同法第109条に基づく地域住民の立場から地域福祉を推進することを目的とする地域福祉活動計画、合わせて自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画を一体的に策定するため、森町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画に関する設置目的を達成するために必要な事項について調査研究し、及び協議し、計画案の策定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員の中から委員長が選任する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保健、福祉及び医療等の関係団体の代表者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、町長がこれを招集することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

## 5 森町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿

氏名	所属等	区分	備考
増田多喜男	森町町内会長連絡協議会 代表	地域住民代表	委員長
井口 雅貴	森町民生(児童)委員協議会 会長	地域住民代表	副委員長
中村 繁治	森町ボランティア連絡会 会長	地域住民代表	委員
佐竹 篤郎	森町シニアクラブ連合会 代表	地域住民代表	委員
平田 郁美	森町保健委員会	地域住民代表	委員
藤原 幹恵	森町手をつなぐ育成会 会長	地域住民代表	委員
榊原 知巳	森町子ども会育成連合会	地域住民代表	委員
加藤 孝尚	森町PTA連絡会	地域住民代表	委員
山崎 浩子	森町社会教育委員会	地域住民代表	委員
相羽 正彦	南磐田地区保護司会森支部	地域住民代表	委員
味岡 幸博	摩耶保育園	保健、福祉及び医療等 関係団体	委員
大場雄一郎	小規模多機能ホームよろず庵	保健、福祉及び医療等 関係団体	委員
大田 佳代	社会福祉法人ひつじ いつでももり	保健、福祉及び医療等 関係団体	委員
棚橋 信子	森町家庭医療クリニック	保健、福祉及び医療等 関係団体	委員
萩原 義顕	森町校長会	教育機関	委員
小池 秀幸	静岡県西部健康福祉センター福祉部長	関係行政機関	委員

## 6 参考法令

### ① 社会福祉法

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、森町が今後地域福祉を推進していくための理念や基本目標施策の方向性等を総合的に定めるもので、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉・保健分野の「上位計画」として位置付けられました。2021（令和3）年4月の一部改正では、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

#### 社会福祉法（抜粋）

##### （包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

##### （重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

##### （市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 ※

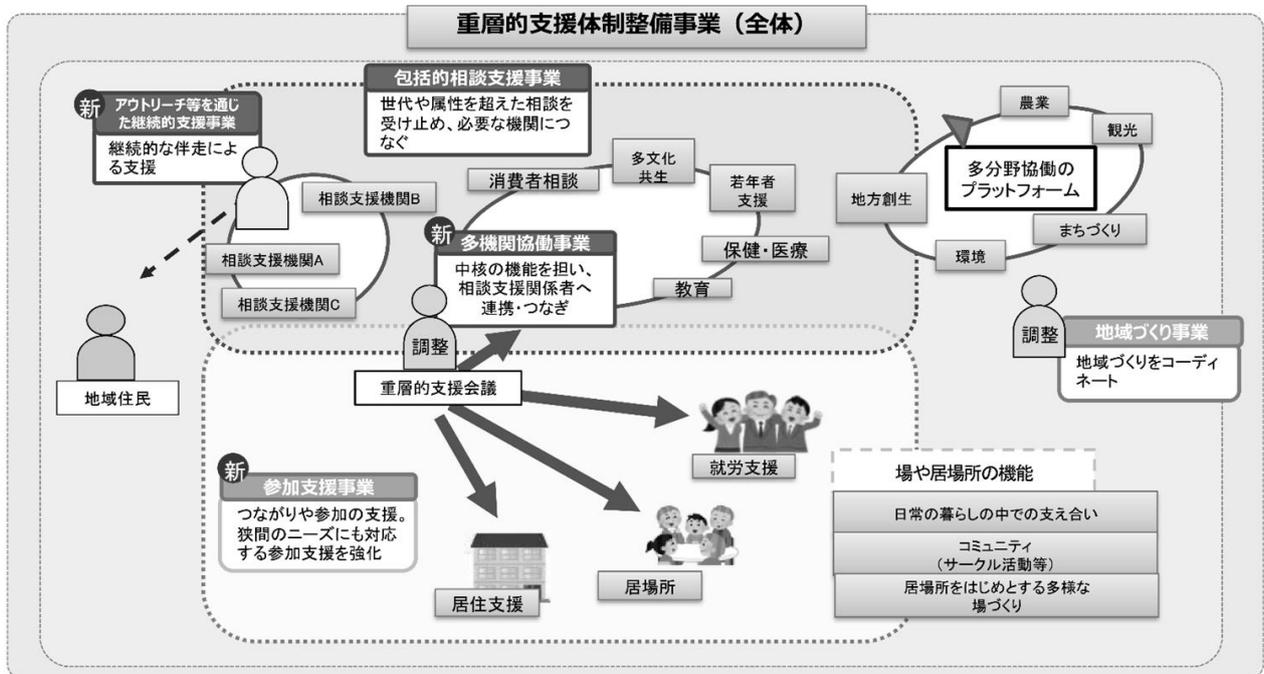
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※ 下線部は地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律令和3年4月1日施行部分

【重層的支援体制整備事業の5つの事業の内容】

事業名	内容
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>○ 支援機関のネットワークで対応する</li> <li>○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>○ 支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>



## ② 生活困窮者自立支援法

2015（平成27）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」第4条第1項により、町は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされ、本計画はその責務を明確にするものです。

### 生活困窮者自立支援法（抜粋）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第4条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

## ③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

2016（平成28）年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ④ 再犯の防止等の推進に関する法律

2016（平成28）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

### 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## ⑤ 自殺対策基本法

2016（平成28）年に改定された「自殺対策基本法」により、全ての市町村は全庁的な取組として自殺対策を推進する指針となる「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

### 自殺対策基本法（抜粋）

（都道府県自殺対策計画等）

第13条第2項 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

## 7 アンケート結果

### (1) 調査対象

18歳以上の住民の方

### (2) 調査期間

2023（令和5）年8月から2023（令和5）年9月まで

### (3) 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

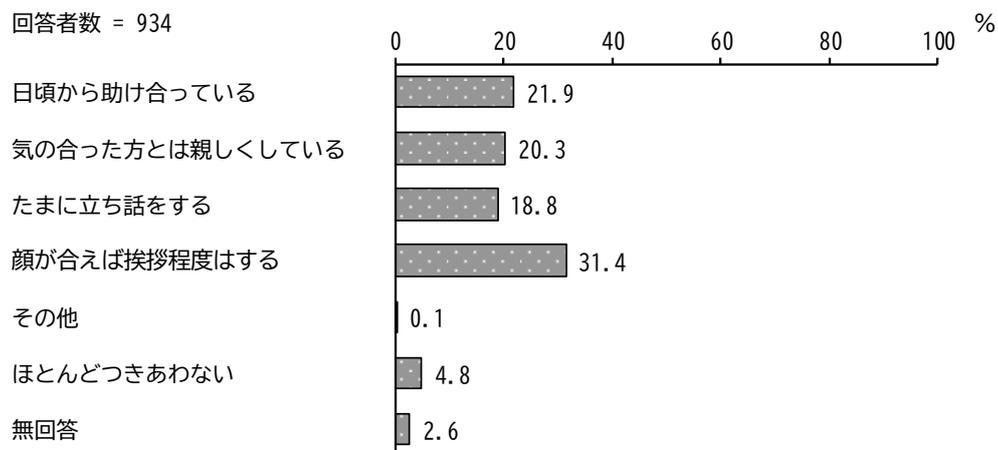
### (4) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の方	2000通	934通	46.7%

### (5) アンケートの主な結果

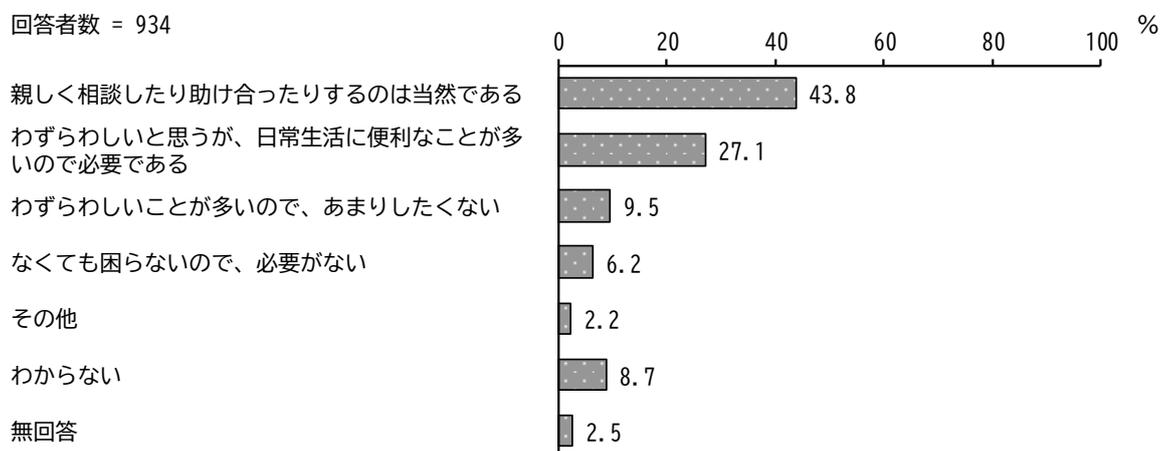
#### ① 近所の方とのお付き合いの程度について

「顔が合えば挨拶程度はする」の割合が31.4%と最も高く、次いで「日頃から助け合っている」の割合が21.9%、「気の合った方とは親しくしている」の割合が20.3%となっています。



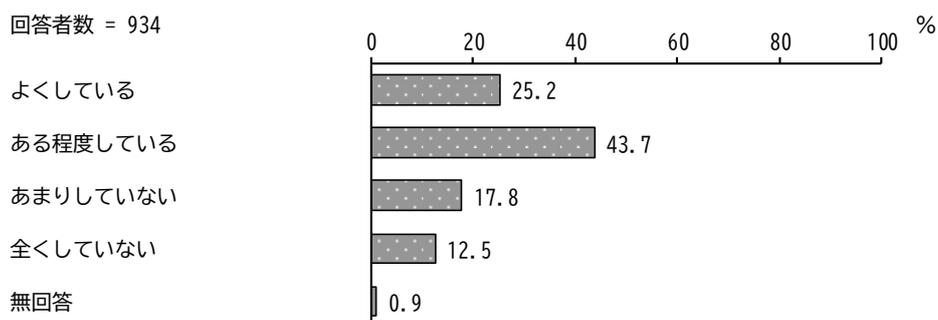
## ② 近所付き合いの考え方について

「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」の割合が43.8%と最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いため必要である」の割合が27.1%となっています。



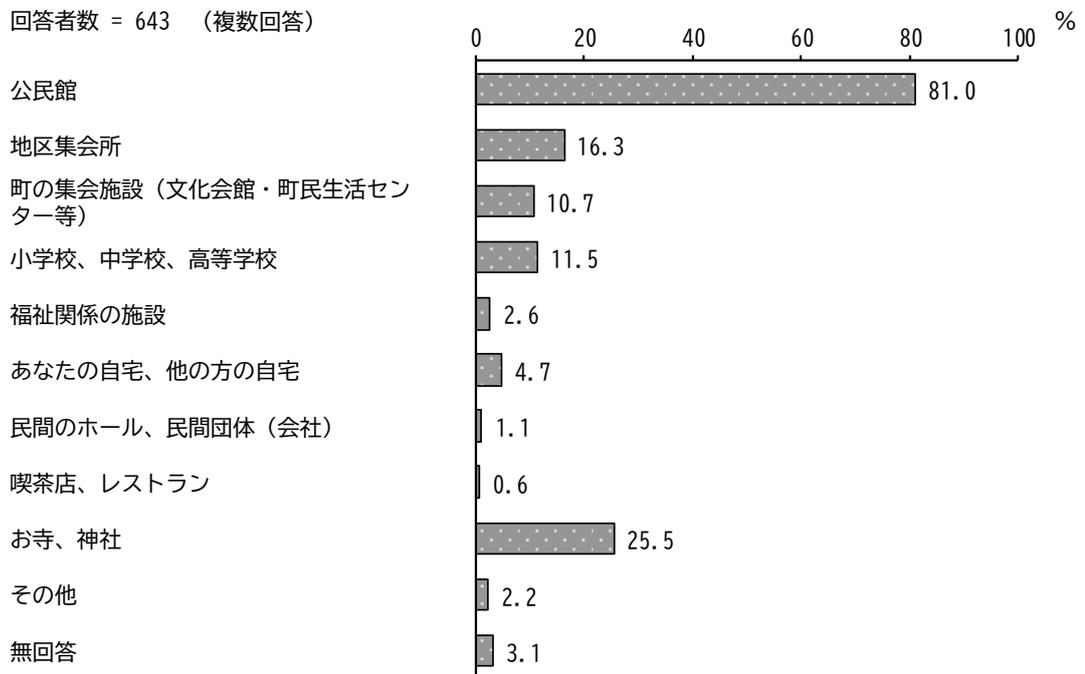
## ③ 地域内の行事や町内会活動への参加・協力について

「ある程度している」の割合が43.7%と最も高く、次いで「よくしている」の割合が25.2%、「あまりしていない」の割合が17.8%となっています。



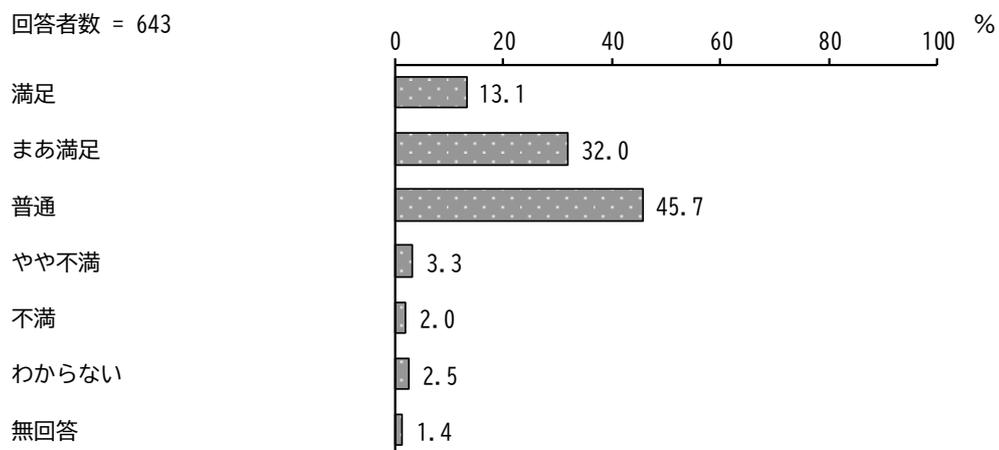
④ 地域活動を行う場として利用している場所について

「公民館」の割合が81.0%と最も高く、次いで「お寺、神社」の割合が25.5%、「地区集会所」の割合が16.3%となっています。



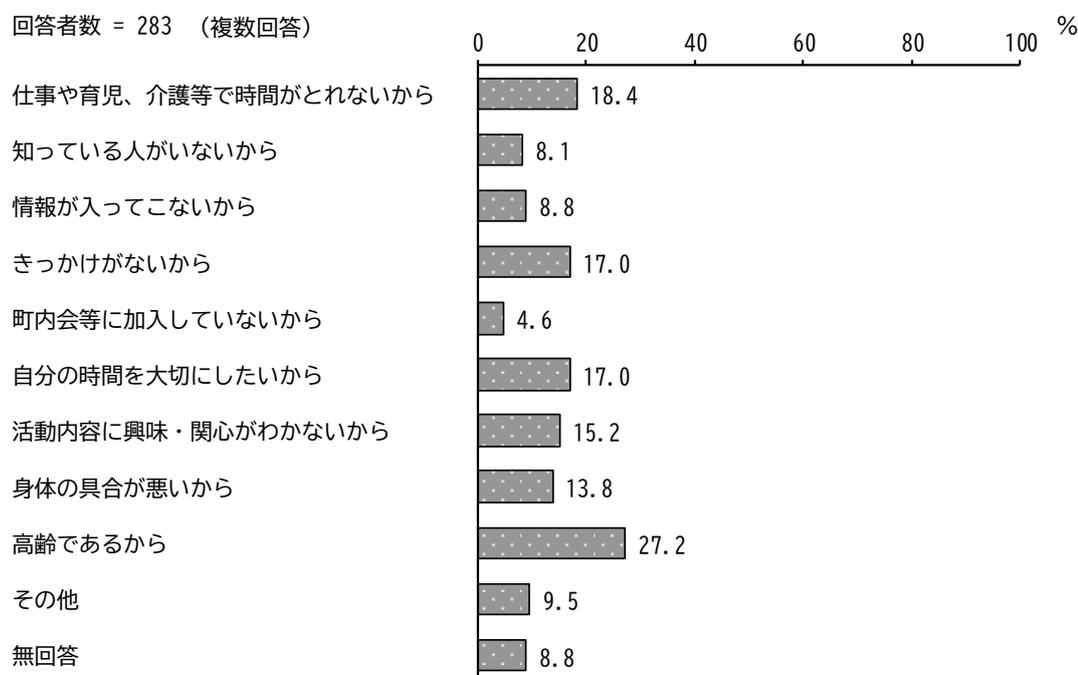
⑤ 地域活動への満足度について

「普通」の割合が45.7%と最も高く、次いで「まあ満足」の割合が32.0%、「満足」の割合が13.1%となっています。



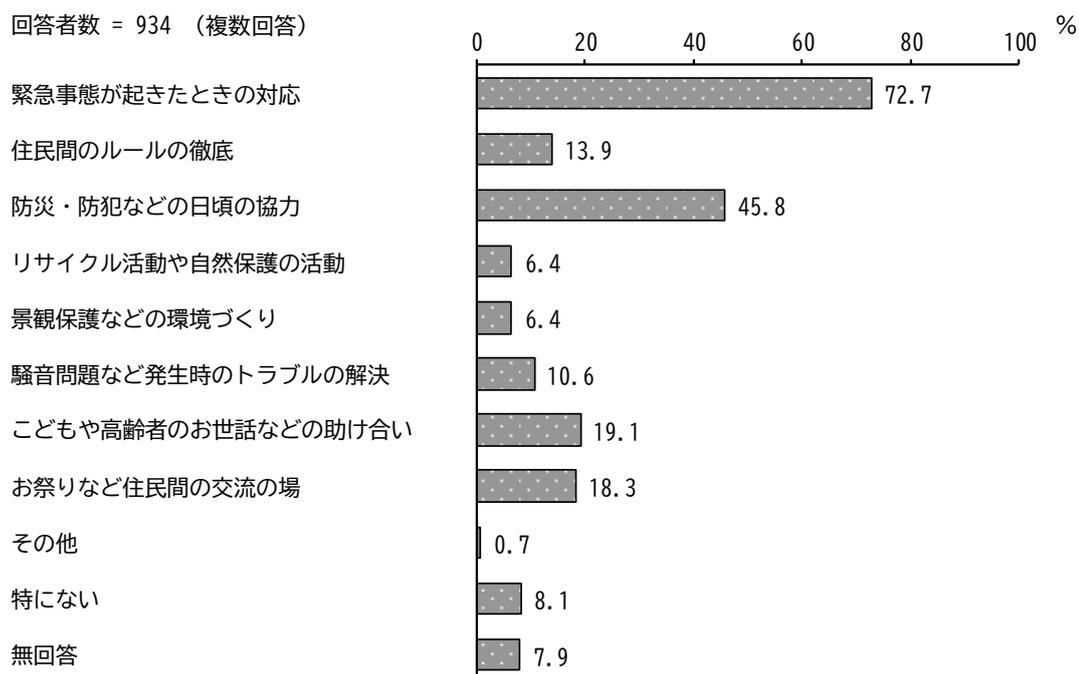
⑥ 地域内の行事や町内会活動に参加・協力していない理由について

「高齢であるから」の割合が27.2%と最も高く、次いで「仕事や育児、介護等で時間がとれないから」の割合が18.4%、「きっかけがないから」、「自分の時間を大切にしたいから」の割合が17.0%となっています。



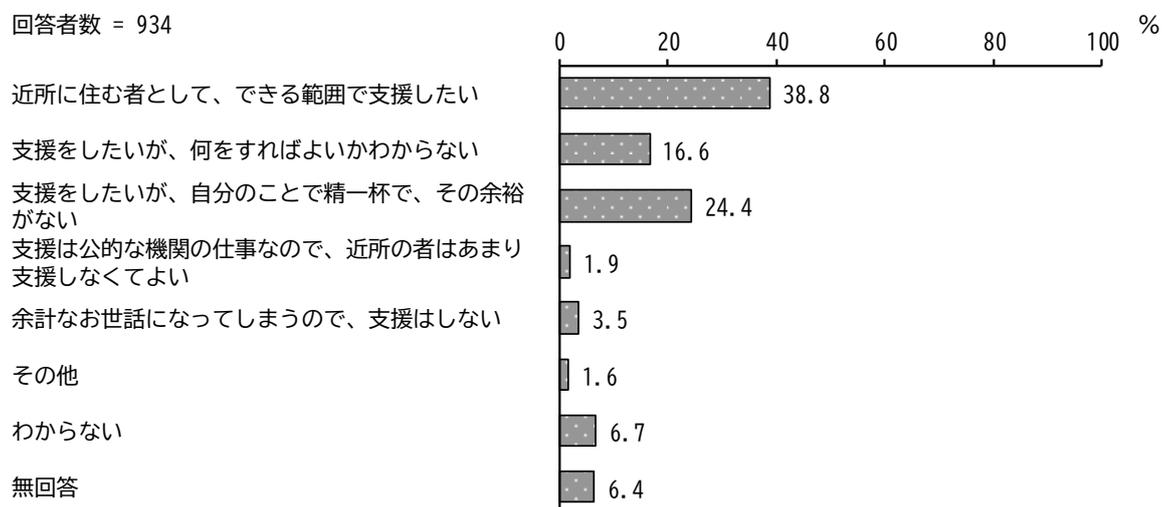
⑦ 地域社会の役割に期待することについて

「緊急事態が起きたときの対応」の割合が72.7%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」の割合が45.8%、「こどもや高齢者のお世話などの助け合い」の割合が19.1%となっています。



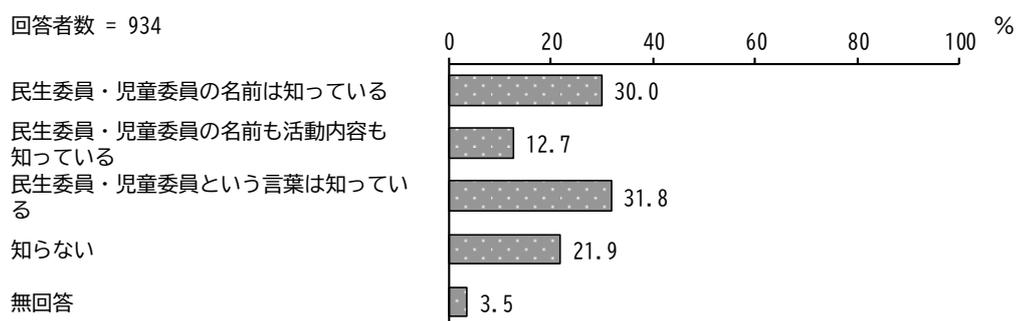
⑧ 高齢者世帯、子育て世帯等への支援に対する考え方について

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が38.8%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」の割合が24.4%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」の割合が16.6%となっています。



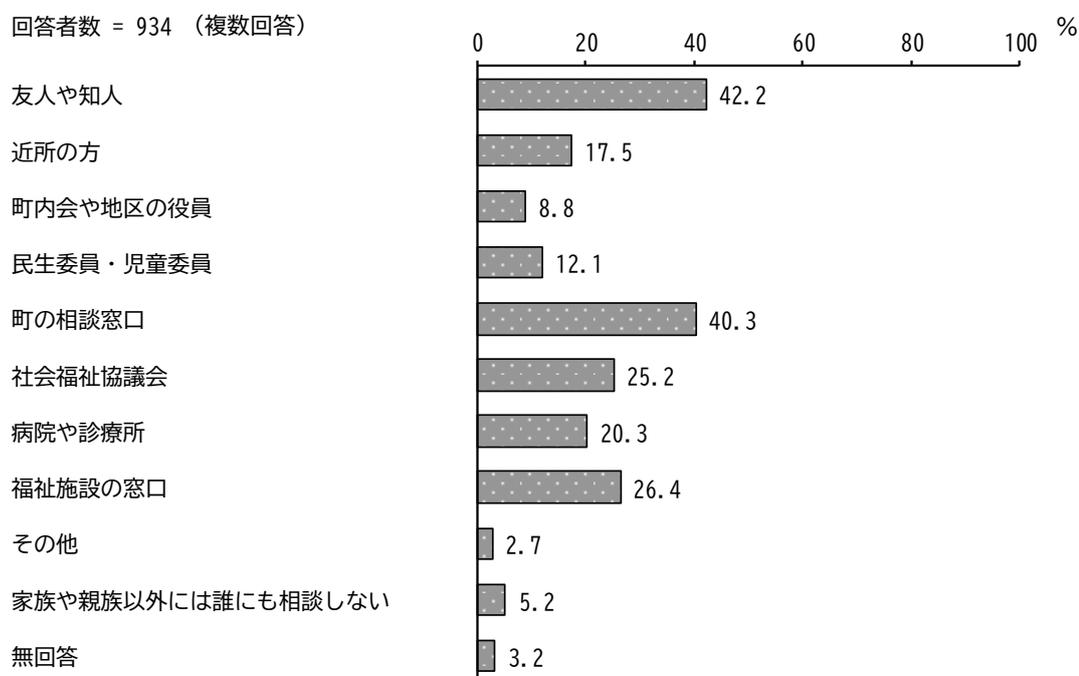
⑨ 居住地域の民生委員・児童委員を知っているかについて

「民生委員・児童委員という言葉は知っている」の割合が31.8%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員の名前は知っている」の割合が30.0%、「知らない」の割合が21.9%となっています。



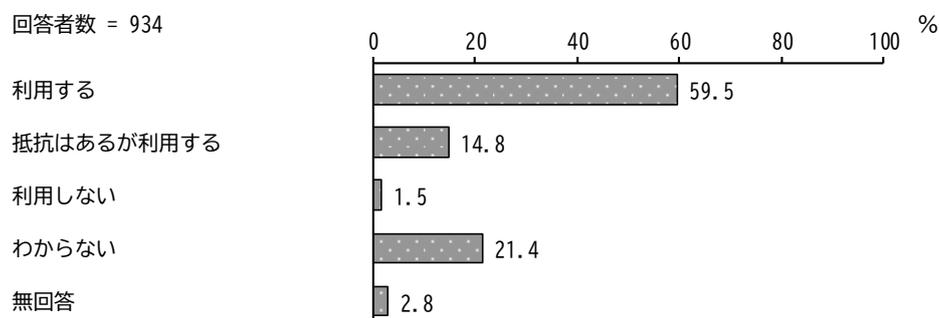
⑩ 生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたときの家族や親族以外の相談相手について

「友人や知人」の割合が42.2%と最も高く、次いで「町の相談窓口」の割合が40.3%、「福祉施設の窓口」の割合が26.4%となっています。



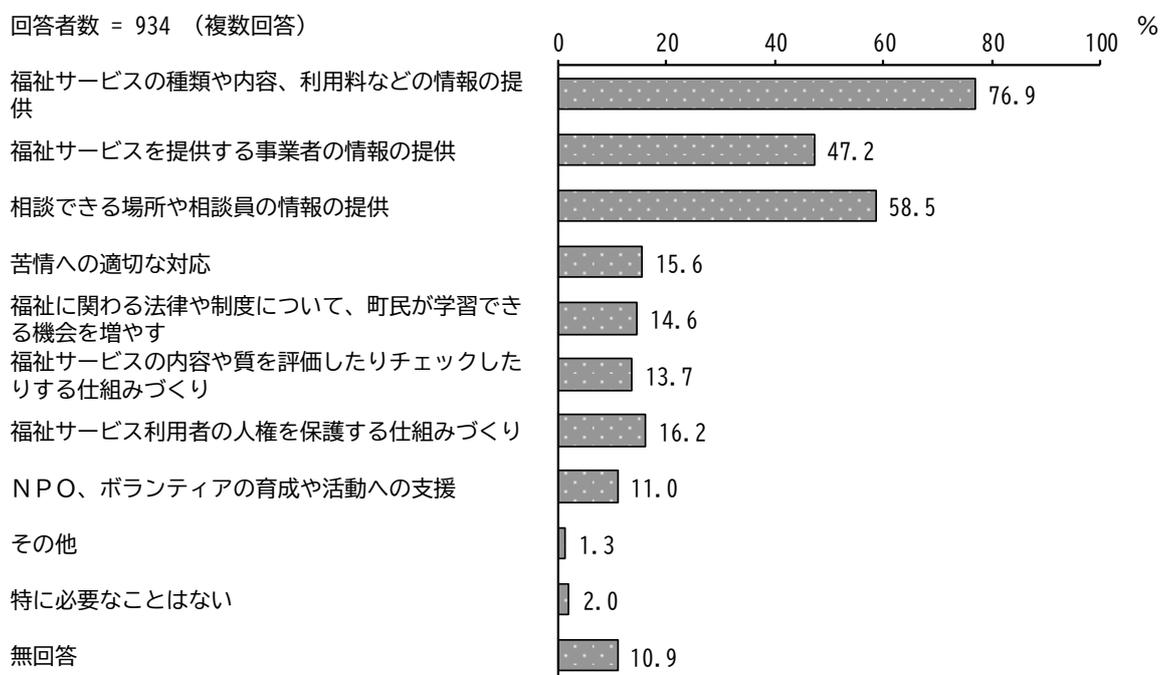
⑪ 福祉サービスが必要になったときに、すぐにサービスを利用するかについて

「利用する」の割合が59.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.4%、「抵抗はあるが利用する」の割合が14.8%となっています。



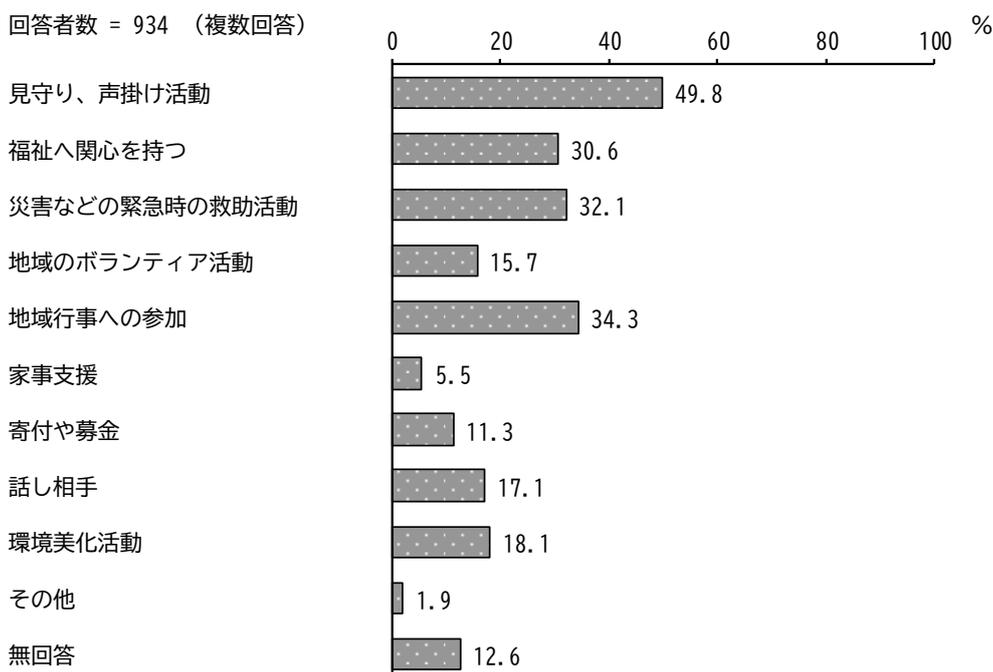
⑫ 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、必要なことについて

「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報の提供」の割合が76.9%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報の提供」の割合が58.5%、「福祉サービスを提供する事業者の情報の提供」の割合が47.2%となっています。



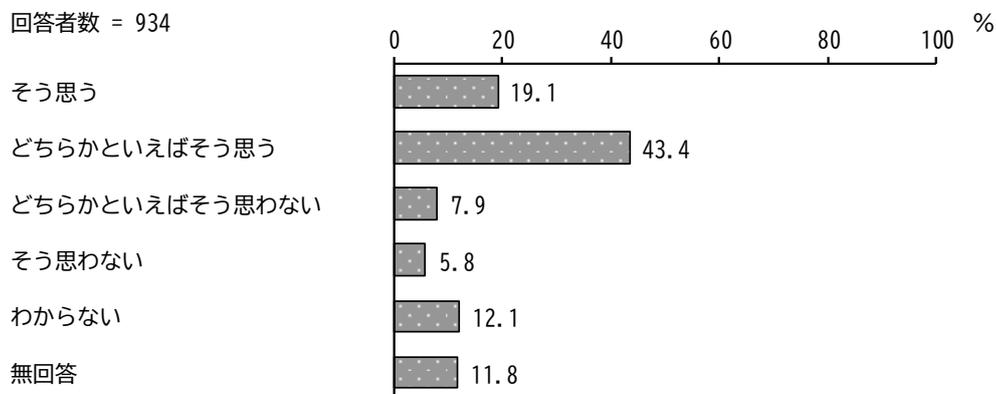
⑬ 地域住民が安心して暮らせるために、自分ができることについて

「見守り、声掛け活動」の割合が49.8%と最も高く、次いで「地域行事への参加」の割合が34.3%、「災害などの緊急時の救助活動」の割合が32.1%となっています。



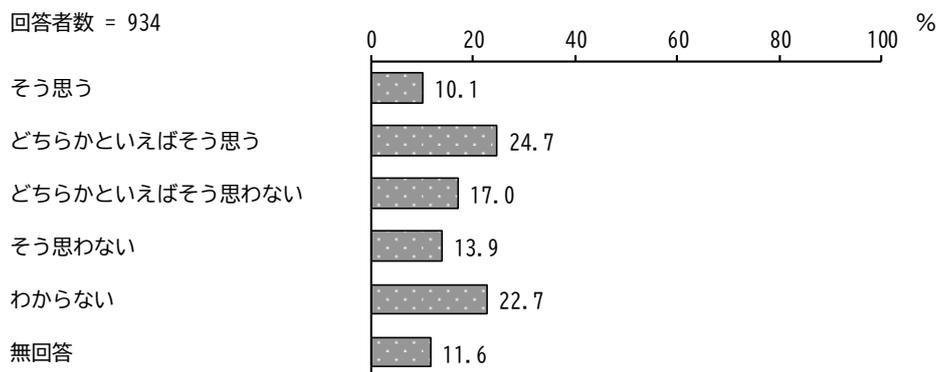
⑭ 森町はこどもが生き生きと育つ町だと思うかについて

「どちらかといえばそう思う」の割合が43.4%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が19.1%、「わからない」の割合が12.1%となっています。



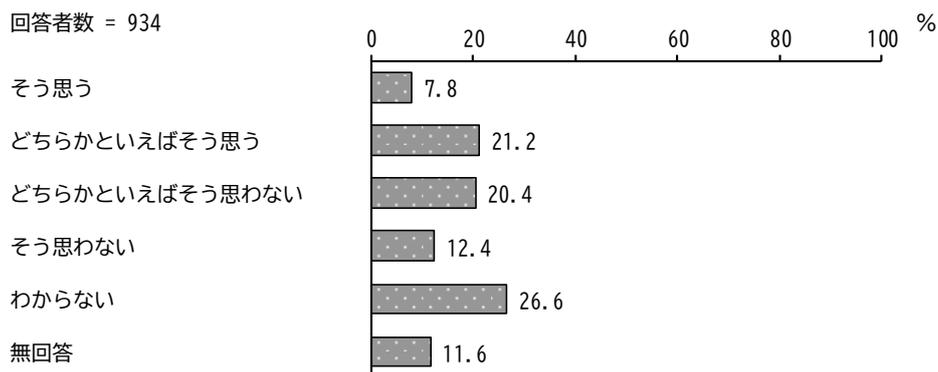
⑮ 森町は福祉施設が整備されている町と思うかについて

「どちらかといえばそう思う」の割合が24.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.7%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が17.0%となっています。



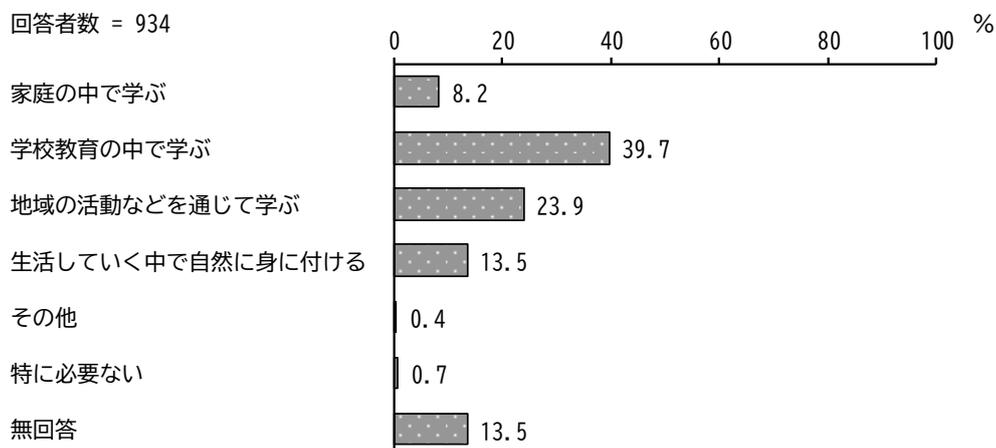
⑯ 森町は住民の福祉活動が活発に行われている町と思うかについて

「わからない」の割合が26.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が21.2%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が20.4%となっています。



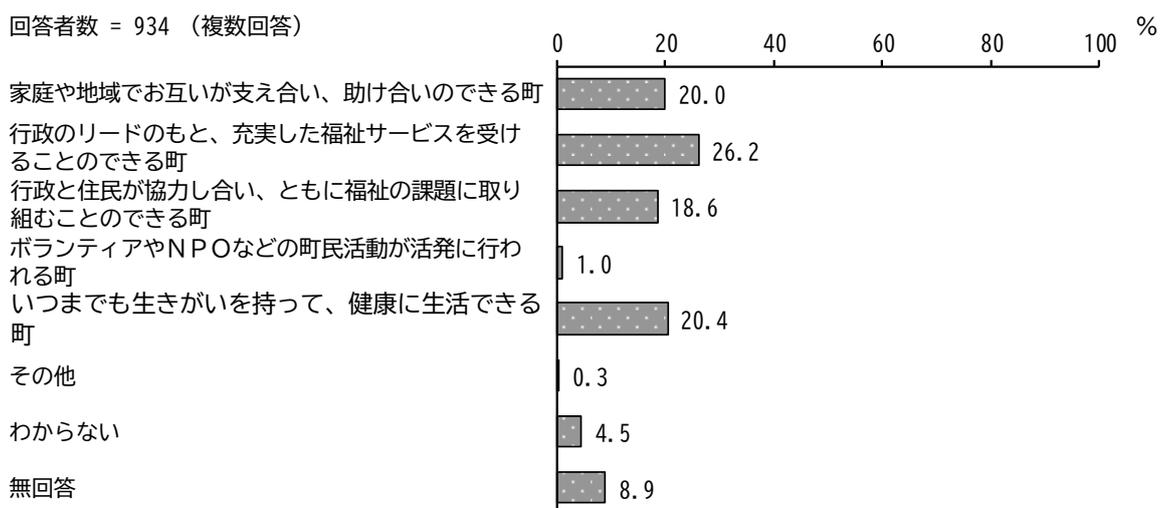
⑰ こどもたちが福祉について学ぶ場として最もふさわしいと思うのはどの場面かについて

「学校教育の中で学ぶ」の割合が39.7%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」の割合が23.9%、「生活していく中で自然に身に付ける」の割合が13.5%となっています。



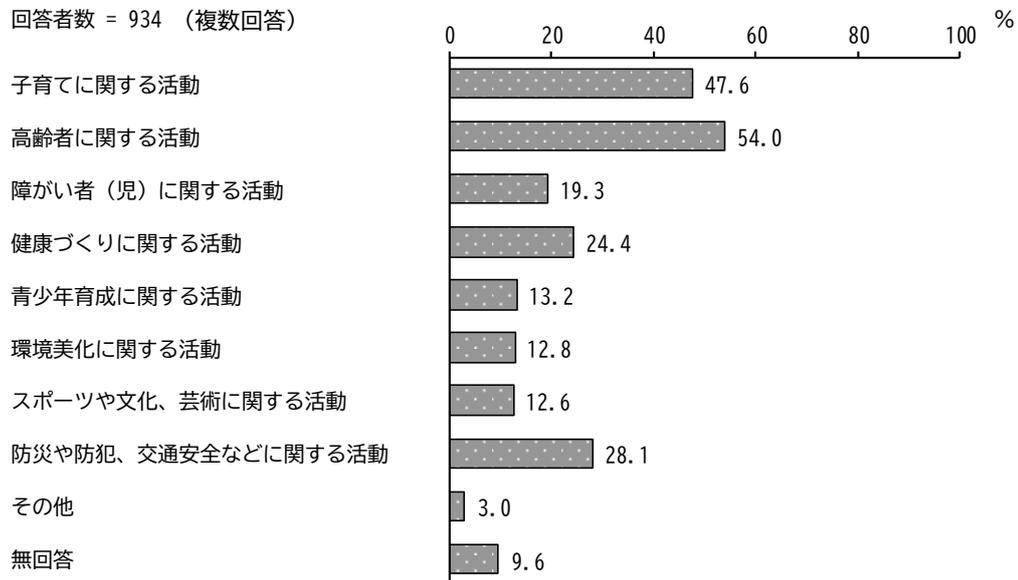
⑱ 福祉の視点から森町をどのような町にしたいと思うかについて

「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできる町」の割合が26.2%と最も高く、次いで「いつまでも生きがいを持って、健康に生活できる町」の割合が20.4%、「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできる町」の割合が20.0%となっています。



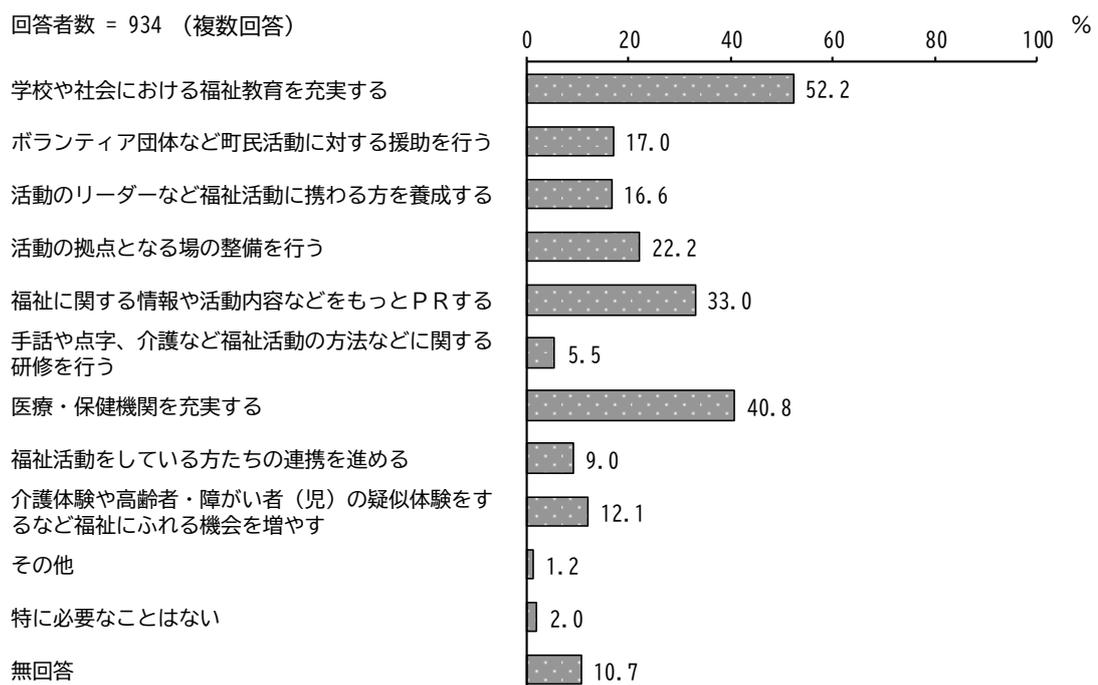
⑱ 森町に今後どのような活動が必要だと思うかについて

「高齢者に関する活動」の割合が54.0%と最も高く、次いで「子育てに関する活動」の割合が47.6%、「防災や防犯、交通安全などに関する活動」の割合が28.1%となっています。



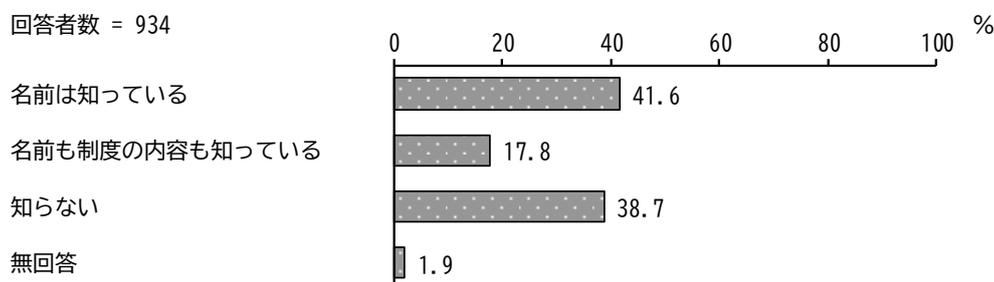
⑳ 地域の助け合いや福祉活動を進めるために、必要なことについて

「学校や社会における福祉教育を充実する」の割合が52.2%と最も高く、次いで「医療・保健機関を充実する」の割合が40.8%、「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」の割合が33.0%となっています。



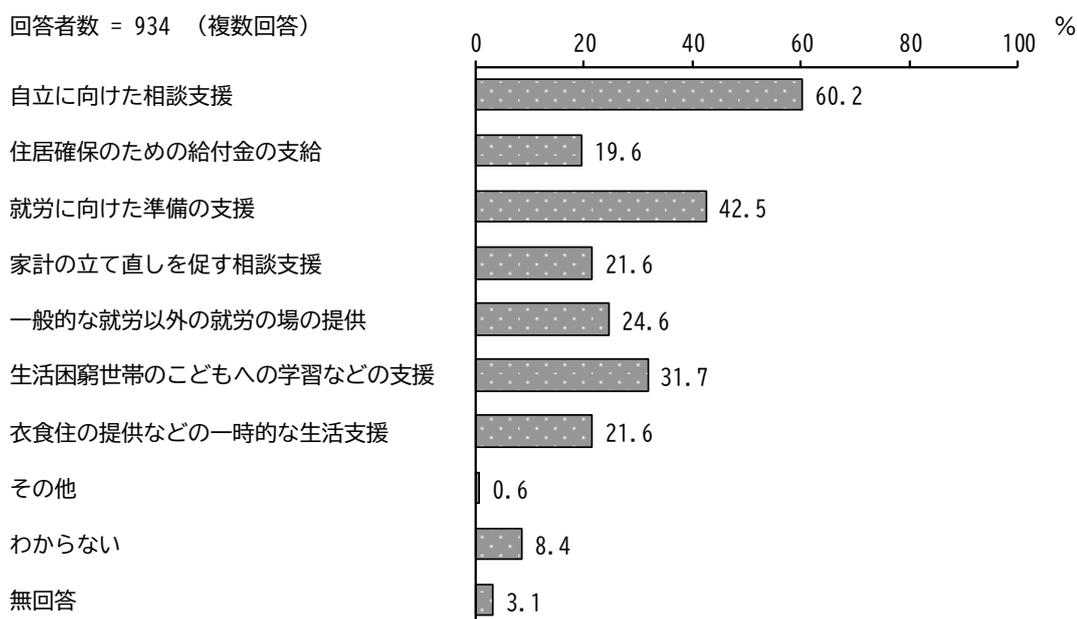
②① 成年後見制度を知っているかについて

「名前は知っている」の割合が41.6%と最も高く、次いで「知らない」の割合が38.7%、「名前も制度の内容も知っている」の割合が17.8%となっています。



②② 生活困窮者を支援するために必要な施策について

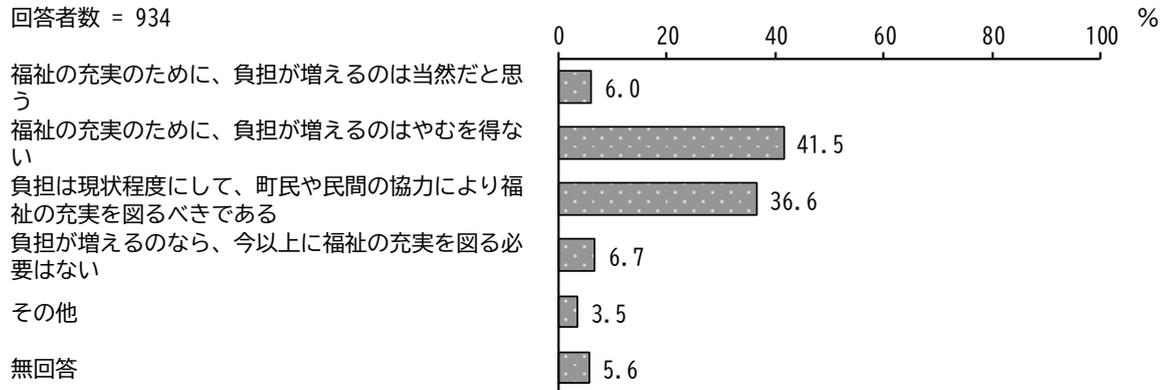
「自立に向けた相談支援」の割合が60.2%と最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」の割合が42.5%、「生活困窮世帯の子どもへの学習などの支援」の割合が31.7%となっています。



②③ 福祉の充実と、財源となる税金負担について

「福祉の充実のために、負担が増えるのはやむを得ない」の割合が41.5%と最も高く、次いで「負担は現状程度にして、町民や民間の協力により福祉の充実を図るべきである」の割合が36.6%となっています。

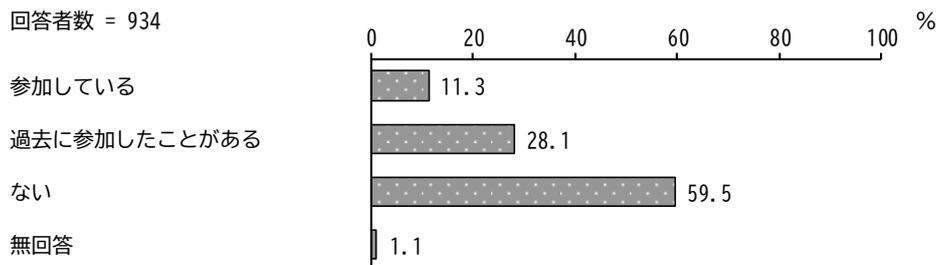
回答者数 = 934



②④ ボランティア活動への参加について

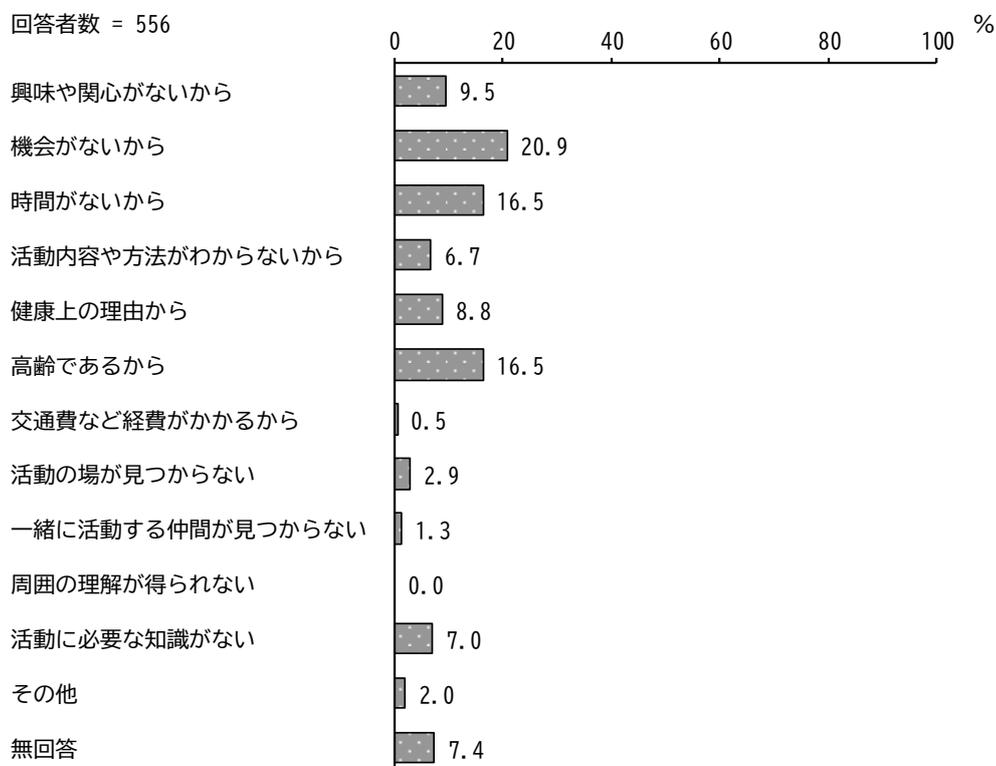
「ない」の割合が59.5%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」の割合が28.1%、「参加している」の割合が11.3%となっています。

回答者数 = 934



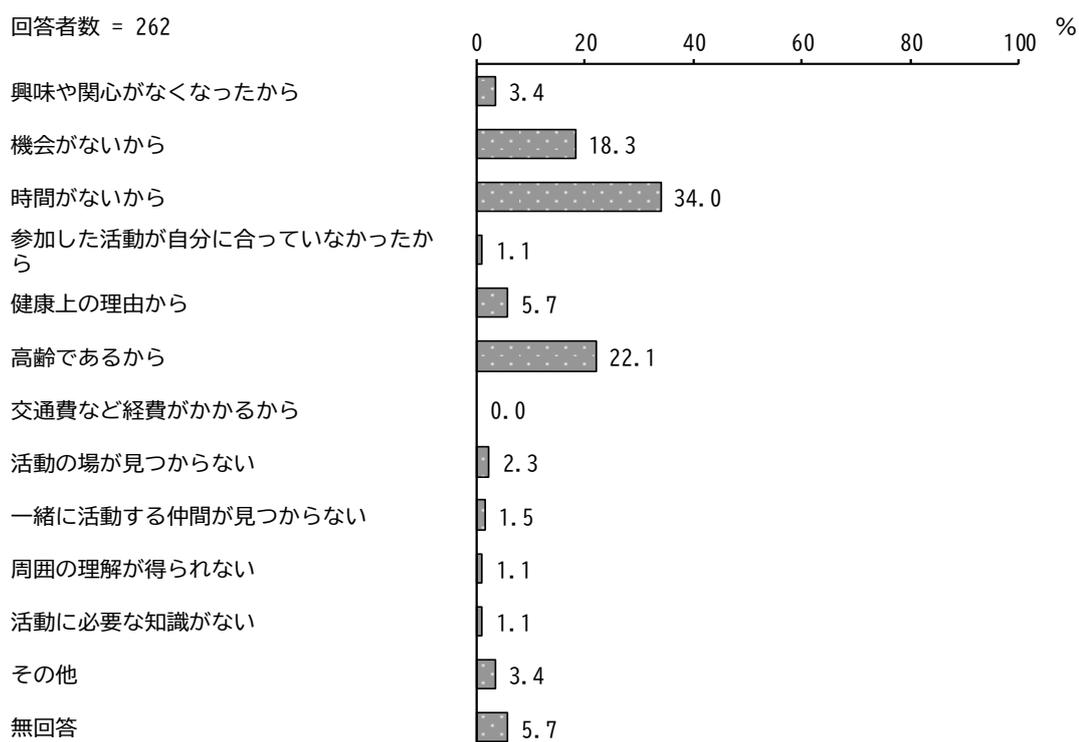
⑫ ボランティア活動に参加したことがない理由について

「機会がないから」の割合が20.9%と最も高く、次いで「時間がないから」、「高齢であるから」の割合が16.5%となっています。



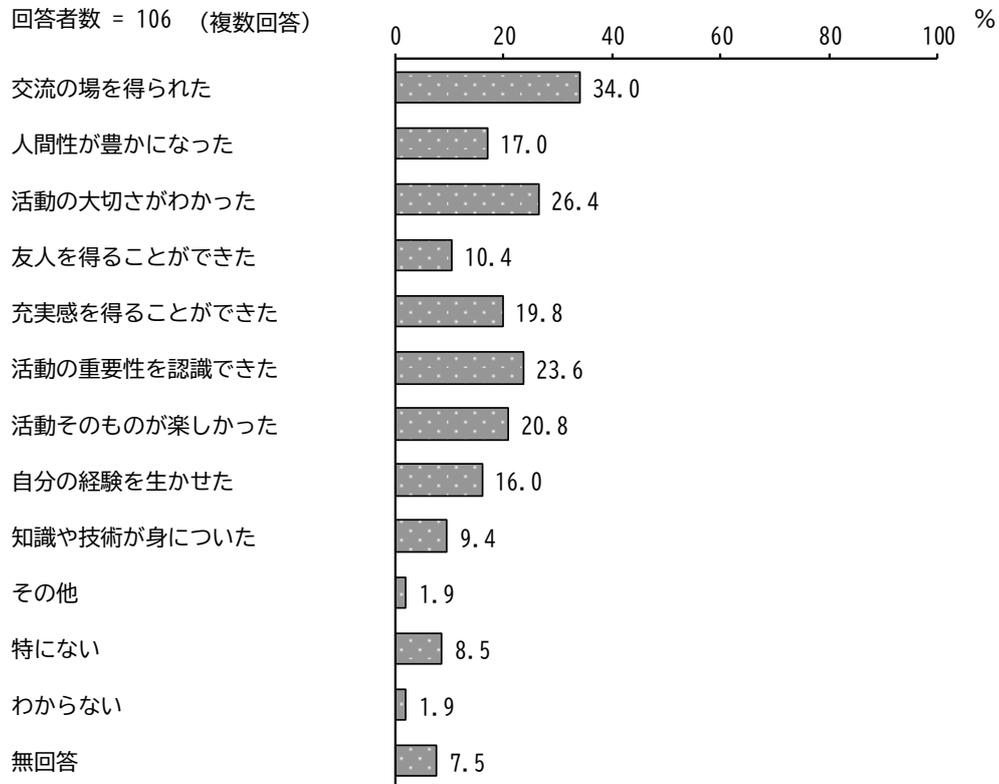
⑬ ボランティア活動に現在参加していない理由について

「時間がないから」の割合が34.0%と最も高く、次いで「高齢であるから」の割合が22.1%、「機会がないから」の割合が18.3%となっています。



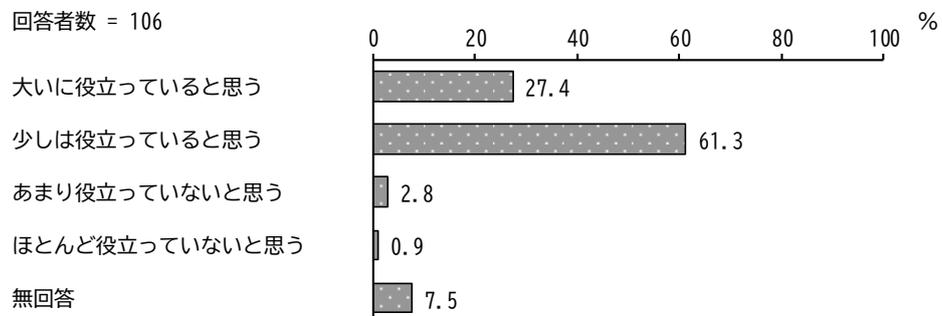
⑳ ボランティア活動をしてよかったことについて

「交流の場を得られた」の割合が34.0%と最も高く、次いで「活動の大切さがわかった」の割合が26.4%、「活動の重要性を認識できた」の割合が23.6%となっています。



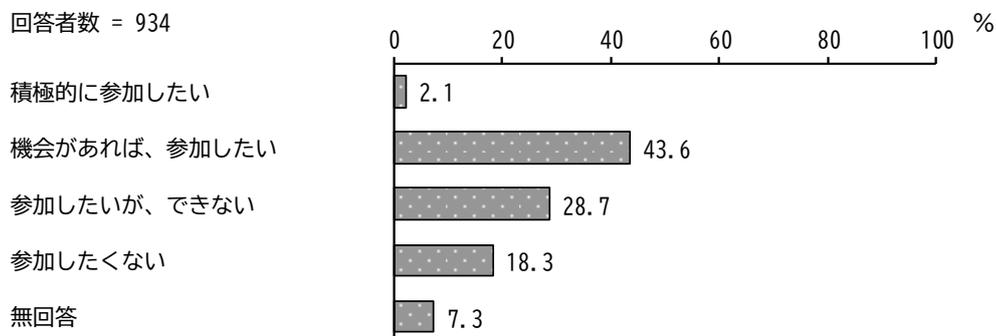
㉑ 参加しているボランティア活動が社会や地域に役立っていると思うかについて

「少しは役立っていると思う」の割合が61.3%と最も高く、次いで「大いに役立っていると思う」の割合が27.4%となっています。



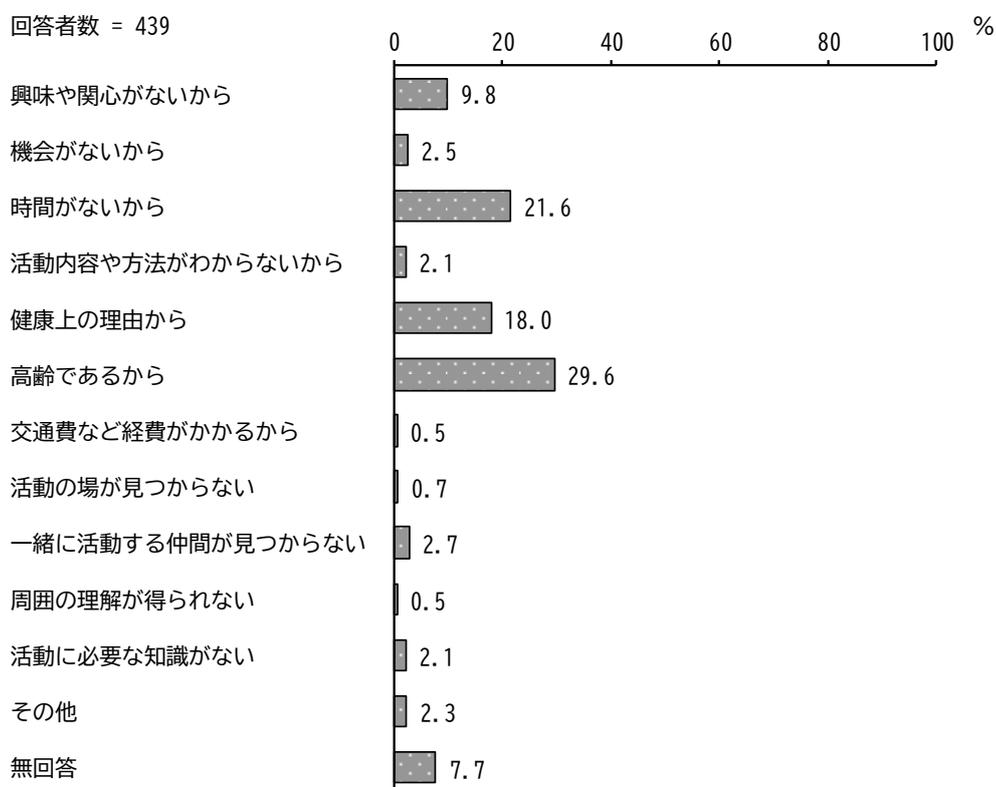
⑳ 今後ボランティア活動に参加したいと思うかについて

「機会があれば、参加したい」の割合が43.6%と最も高く、次いで「参加したいが、できない」の割合が28.7%、「参加したくない」の割合が18.3%となっています。



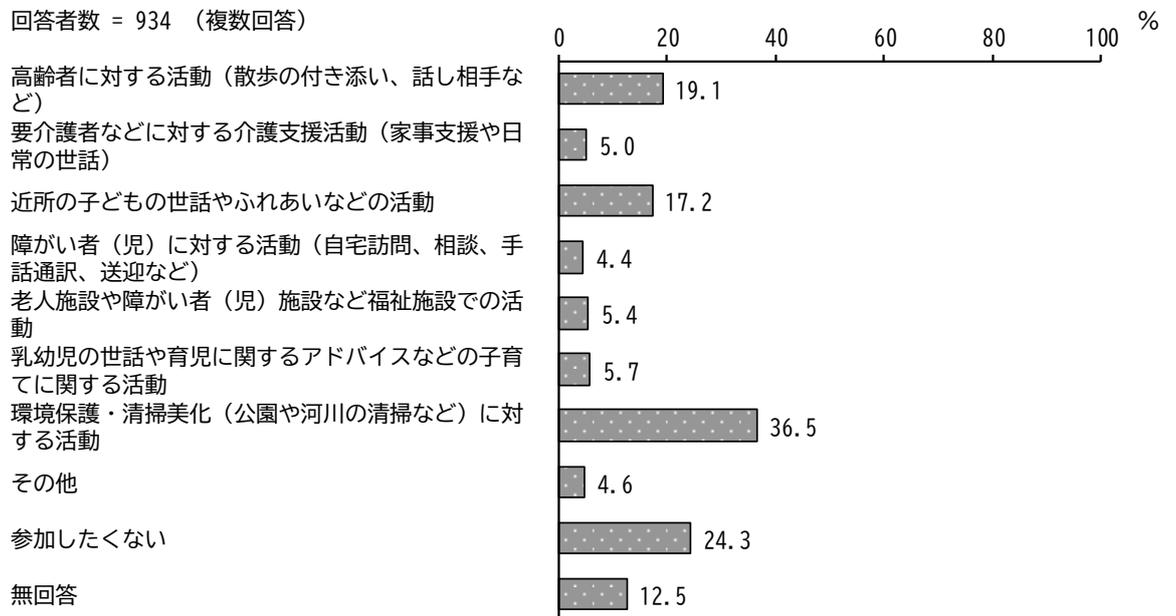
㉑ 参加したくない（できない）理由について

「高齢であるから」の割合が29.6%と最も高く、次いで「時間がないから」の割合が21.6%、「健康上の理由から」の割合が18.0%となっています。



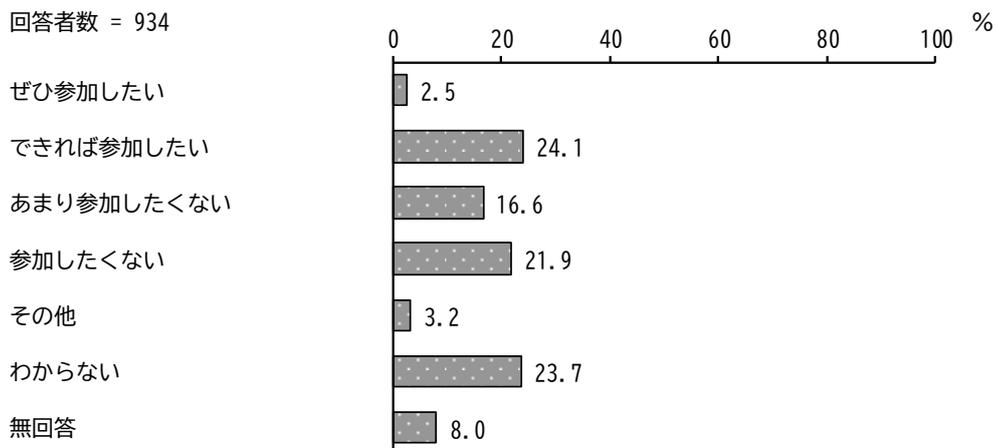
③1 今後、福祉に関するボランティア活動に参加したいと思うかについて

「環境保護・清掃美化（公園や河川の清掃など）に対する活動」の割合が36.5%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が24.3%、「高齢者に対する活動（散歩の付き添い、話し相手など）」の割合が19.1%となっています。



③2 ボランティア活動に関する研修や講習会への参加意思について

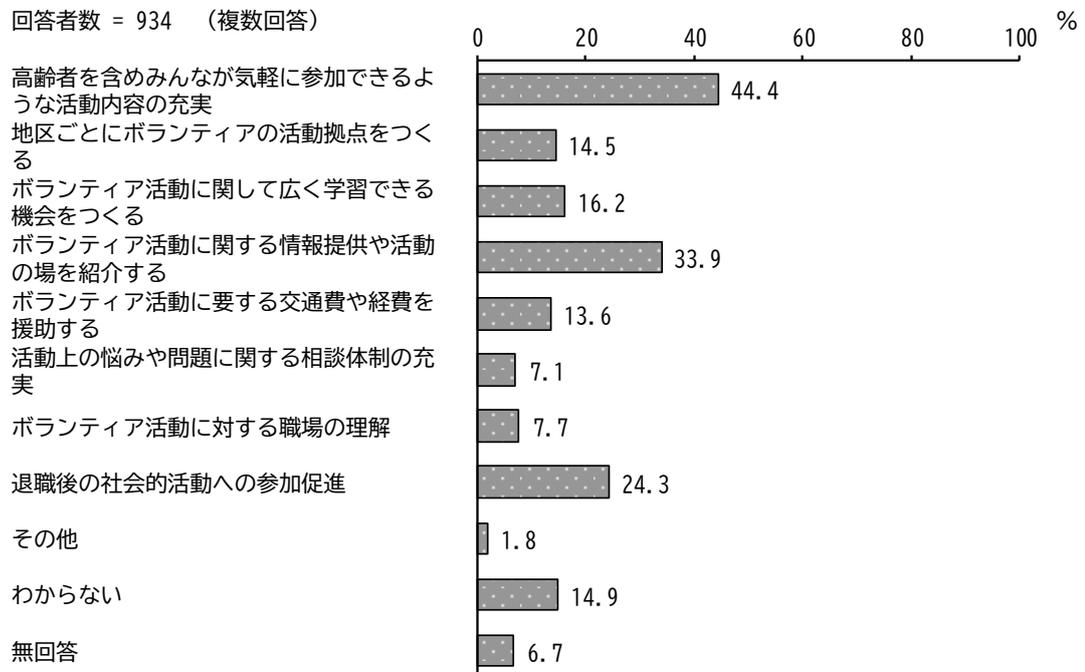
「できれば参加したい」の割合が24.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.7%、「参加したくない」の割合が21.9%となっています。



③ 森町でボランティア活動が活発になるために必要なことについて

「高齢者を含めみんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」の割合が44.4%と最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」の割合が33.9%、「退職後の社会的活動への参加促進」の割合が24.3%となっています。

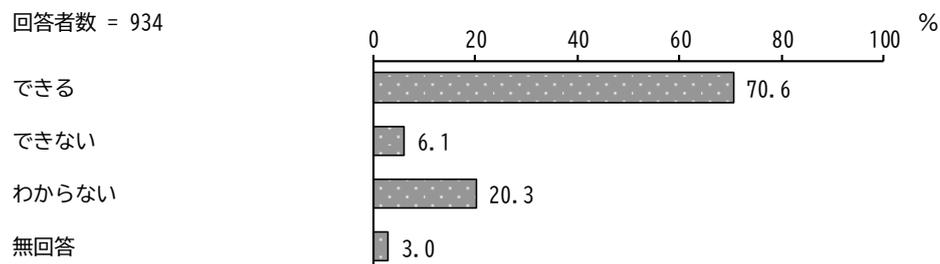
回答者数 = 934 (複数回答)



④ 災害発生時に、自力で避難することができるかについて

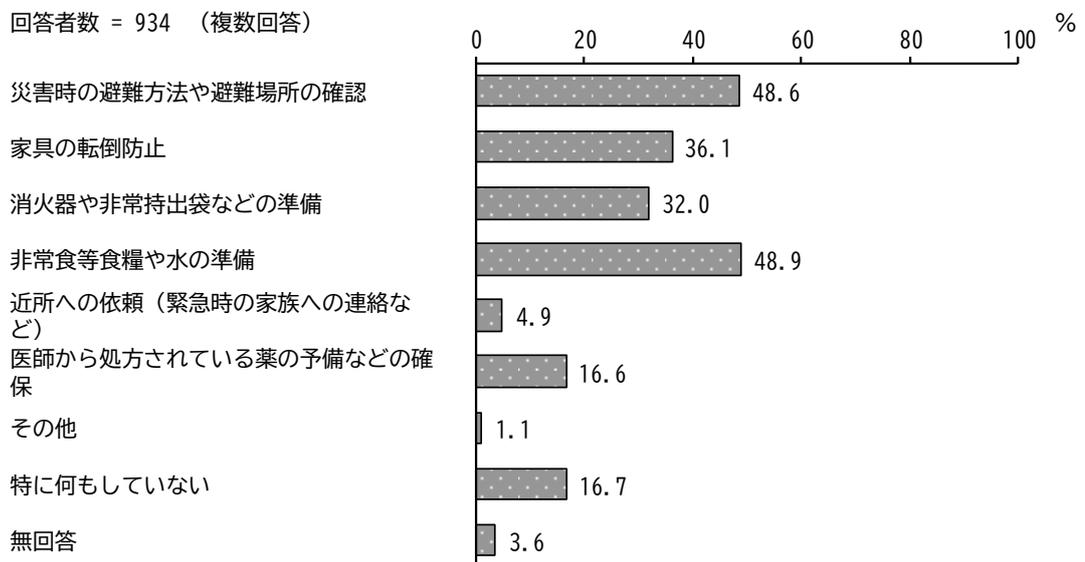
「できる」の割合が70.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.3%となっています。

回答者数 = 934



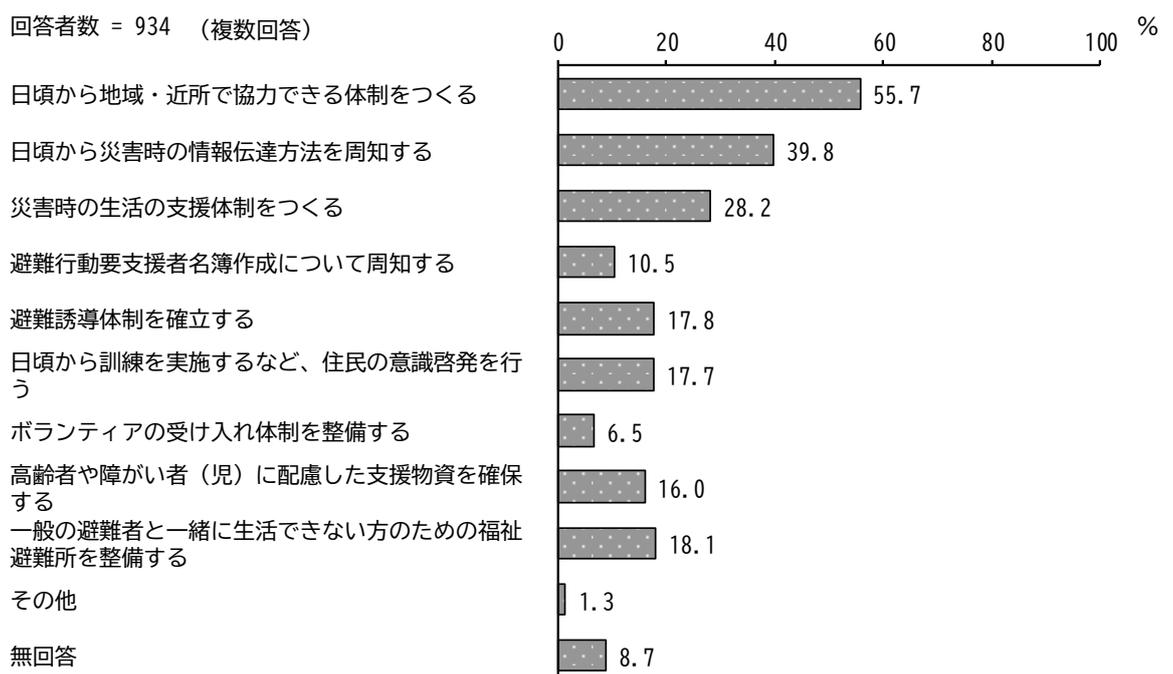
③⑤ 災害への備えについて

「非常食等食糧や水の準備」の割合が48.9%と最も高く、次いで「災害時の避難方法や避難場所の確認」の割合が48.6%、「家具の転倒防止」の割合が36.1%となっています。



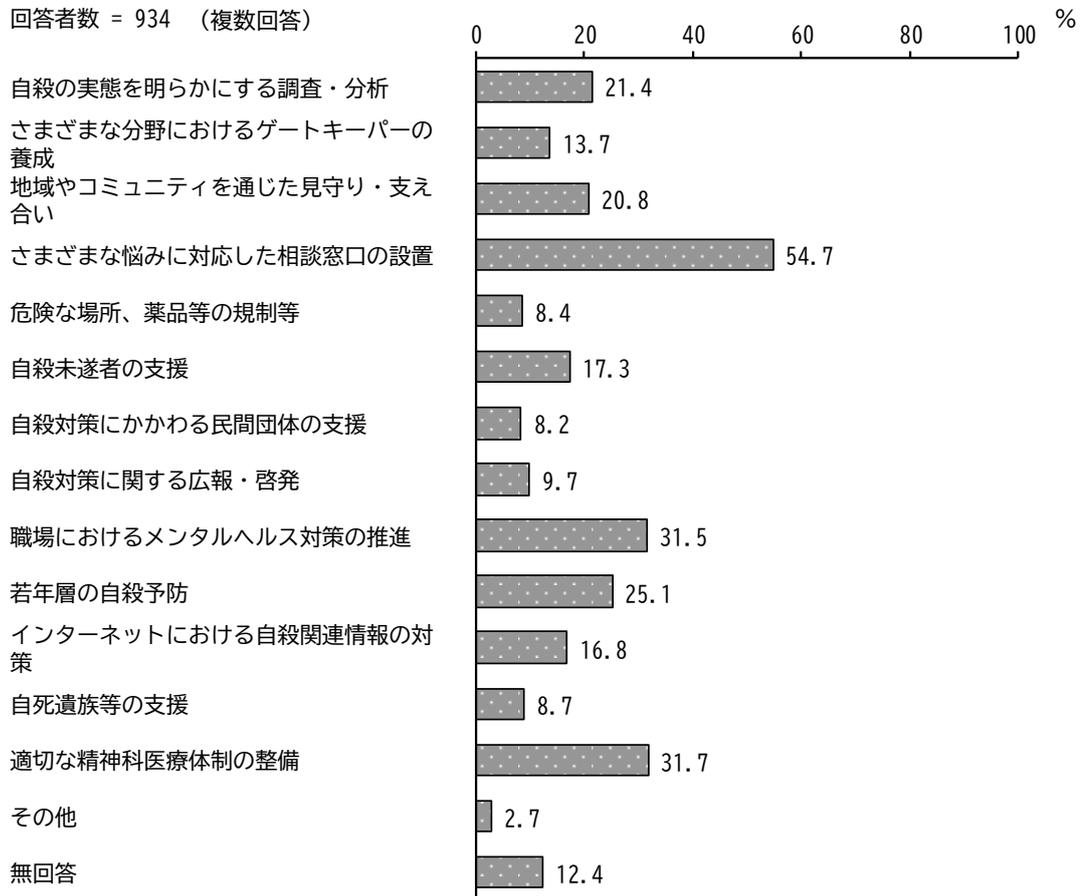
③⑥ 災害時に備えて、子ども・高齢者・障がい者（児）など、災害時に手助けを必要とする方への対策として、取り組むべきことについて

「日頃から地域・近所で協力できる体制をつくる」の割合が55.7%と最も高く、次いで「日頃から災害時の情報伝達方法を周知する」の割合が39.8%、「災害時の生活の支援体制をつくる」の割合が28.2%となっています。



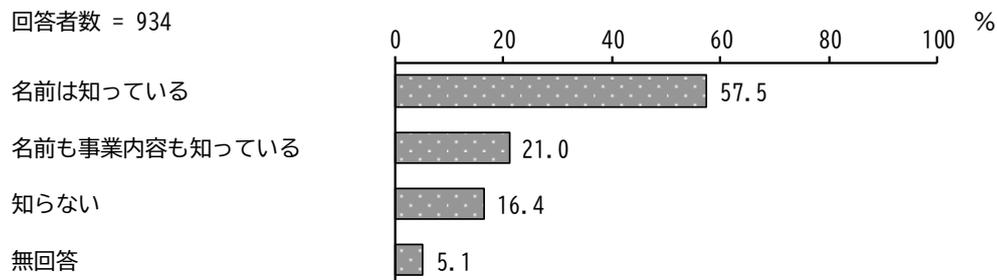
③⑦ 今後、必要な自殺対策について

「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」の割合が54.7%と最も高く、次いで「適切な精神科医療体制の整備」の割合が31.7%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」の割合が31.5%となっています。



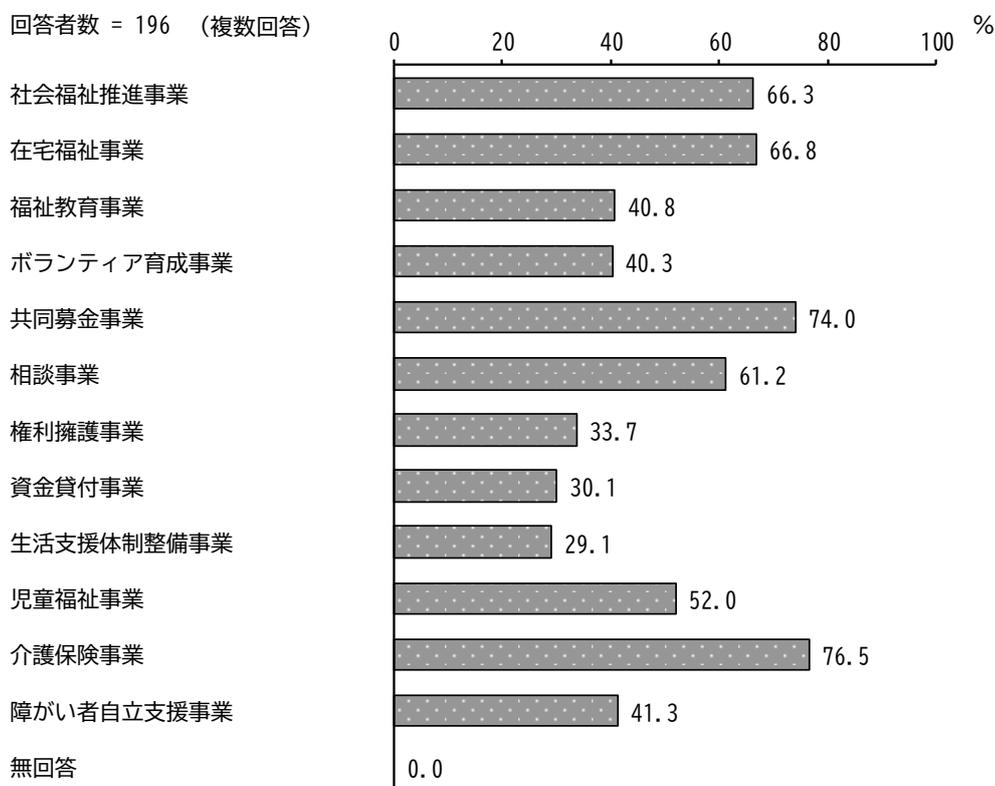
③⑧ 森町社会福祉協議会について

「名前は知っている」の割合が57.5%と最も高く、次いで「名前も事業内容も知っている」の割合が21.0%、「知らない」の割合が16.4%となっています。



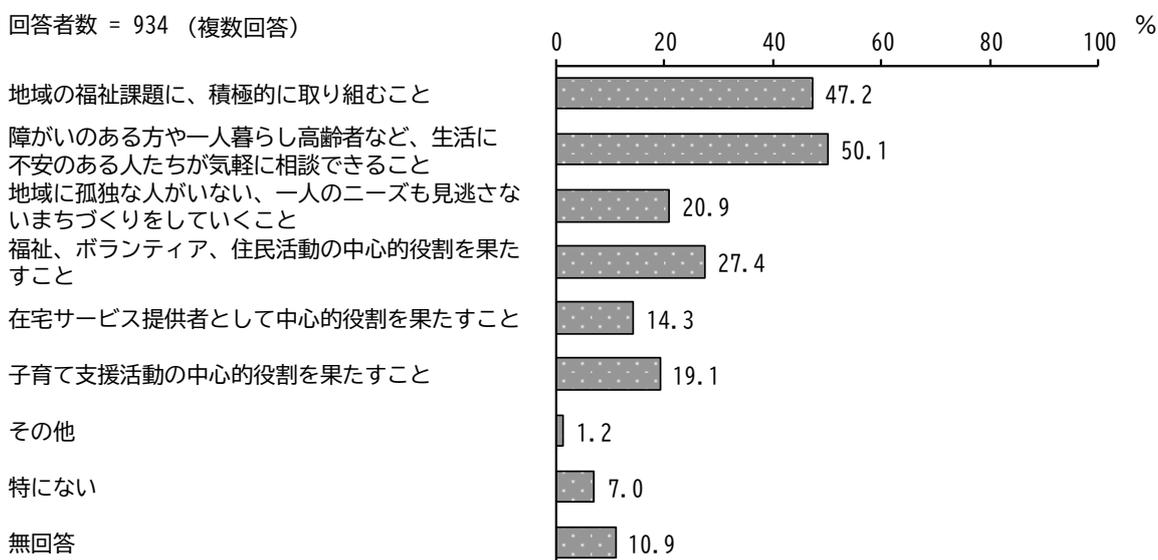
③⑨ 森町社会福祉協議会の実施事業の知名度について

「介護保険事業」の割合が76.5%と最も高く、次いで「共同募金事業」の割合が74.0%、「在宅福祉事業」の割合が66.8%となっています。



④⑩ 森町社会福祉協議会に期待することについて

「障がいのある方や一人暮らし高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」の割合が50.1%と最も高く、次いで「地域の福祉課題に、積極的に取り組むこと」の割合が47.2%、「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」の割合が27.4%となっています。



## 8 用語解説

### あ行

#### ◆アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報提供・支援を行うことです。

#### ◆インフォーマルサービス

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非営利的に提供する支援のことです。

### か行

#### ◆虐待

繰り返しあるいは習慣的に、暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をすることです。身体的・精神的・性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等（ネグレクト）があり、近年、児童虐待に加え、高齢者虐待が問題となっています。

#### ◆共助

制度化された、相互扶助のことで、社会保険制度、医療や年金、介護保険などを表します。

#### ◆協働

住民、各種活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことです。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

#### ◆緊急通報システム

一人暮らしの高齢者の方や障がいをお持ちの方等の急な病気、災害その他の緊急事態に備え、緊急通報装置（据置型・ペンダント型）を設置し、緊急通報先の協力者をあらかじめ決めておくことで、地域の支援体制づくりを図っていきます。

#### ◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

#### ◆コーホート変化率法

同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の2つの時点の人口動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

---

## さ行

---

#### ◆サロン活動

同じ地域に住む人たちが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる交流の場をつくっていく活動のことです。

#### ◆児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当のことです。

#### ◆自助

自分で自分を助けることで、自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に課題解決に取り組むことです。

#### ◆社会福祉協議会

地域福祉の推進役として社会福祉法第109条に明記された、営利を目的としない、公益性の高い民間団体です。住民や福祉団体、施設、関係機関と協力し合い、一緒に活動をしたり、活動を応援したりする役割を担っており、また地域の要望に合わせたさまざまな福祉サービスも行っています。

#### ◆重層的支援体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「困りごと」に対応するための支援施策を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業のことです。

◆身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事・指定都市市長・中核市市長が交付するものです。

◆生活困窮者自立支援法

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大している中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援を行うための措置を定めた法律です。平成27年4月1日から施行されています。

◆生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすために活動している者です。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事・政令指定都市市長が交付するものです。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神的疾病などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度です。

---

た行
----

---

◆地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のことです。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしています。

---

## は行

---

### ◆バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がい者や高齢者をはじめ、だれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には、車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など心理的、制度的な意味でも用いられます。

### ◆避難行動要支援者

災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに自分1人で安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人です。

### ◆プラットフォーム

住民、民生委員・児童委員、自治会、NPO、学校、企業など、多様な分野の関係者が集まって地域の課題解決に取り組む場のことです。

### ◆ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人や活動している人や団体、ボランティアの応援がほしい人や団体・施設からの相談を受け、情報提供やコーディネート、活動の支援を行う組織です。

---

## ま行

---

### ◆民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。住民の生活状態を把握し、自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行います。児童委員は児童福祉法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。厚生労働大臣の委嘱を受ける。民生委員が児童委員を兼務します。福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

---

## や行

---

### ◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることこのことです。

#### ◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念です。

#### ◆要介護状態

介護保険サービスを利用するため、支援や介護を要する状態にあるという認定を受けていることを指す。介護を必要とする人からの申請により、保険者（主に市町村）が訪問調査結果等に基づき、認定を行っています。認定区分は「要支援1・2」、「要介護1～5」の7区分で、「要支援1」が最も軽度であり、「要介護5」が最も重度となっています。

#### ◆療育手帳

一定の知的障がいのある人等に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として、都道府県知事・指定都市市長・児童相談所を設置する中核市市長が交付するものです。

## アルファベット

#### ◆NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

#### ◆SDGs

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画

2024(令和6)年3月 森町福祉課・(福)森町社会福祉協議会

〒437-0215 静岡県周智郡森町森 50 番地の1

森町福祉課 ☎ 0538-85-1800 FAX 0538-86-6301

(福)森町社会福祉協議会 ☎ 0538-85-5769 FAX 0538-85-1294